

中院通村等
後陽成天皇
御陵ニ詣ス

橋二十疋、和泉二十疋如例年、歸宅、燈籠之細工也、
十一日、辛亥、晴、燈籠細工也、急相匠也、女院御所へ御樽・荷桶・御肴三種進上申候、
十二日、壬子、晴、燈籠細工也、

十三日、癸丑、晴、御番家君御參也、今日燈籠出來也、予詩番匠也、倉橋ハ鷹狩也、宿ニ予參勤
申候、

十四日、甲子、晴、將來祭也、午時雨降、中院黃門・右衛門佐・予三人同道、泉涌寺後陽成院御墓へ
參候、路次、中院提小瓶振舞也、及日暮歸宅也、

十五日、乙卯、晴、燈籠爲見物朝參申候、退出之時、一條殿・近衛殿御禮申入候、無御對面、女院御
所へ伺公、御對面、御盃頂戴、近衛殿政所へ御禮申入候、御留守也、三宮へ伺公、御對面也、

〔孝亮宿禰日次記〕 六 七月小六日、丙午、晴、詣壬生墓所、

十三日、癸丑、晴、禁中御燈籠、忠利獻之、入夜雨下、

十五日、乙卯、晴、方々參御禮、

十六日、丙辰、晴、燈籠御返拜領、

○諸寺、孟蘭盆會ノコト、便宜左ニ合致ス、

醍醐寺三寶院

〔義演准后日記〕 二十 七月十二日、二條殿・鷹司殿ヨリ盆爲祝儀濟々御樽賜之、珍重々

々、被官不殘召寄、被下之了、佳例也、

十三日、井寺墓所參詣、出世供奉、理趣經以下如常、卒都婆造立供養、新門主依加行無參詣、大

納言同、但卒都婆ハ兩所共被書了、至被官悉齋被下之、近年之例及七十餘人了、

十四日、盆供、列祖奉懸之、供之式如例年、

十五日、先師佛事如恒、入逢後吹貝、出世出仕、送經、於東緣讀誦之、次例時、次供水、昨日式同、

〔鹿苑日録〕 五十 七月十一日、○中略、守藤寂スルコトニカ、次赴有樂老、伸盆之禮、呈團

扇一柄、次赴南禪金地院、呈青銅五十疋、院主他出、留言於清兵衛而歸、扇子二本遣清五郎、團

扇一柄遣久衛門、

十二日、爲養春院殿設施食之齋、亨德院爲盆之祝儀惠曝帷子一、

十三日、曾谷宗句惠帶一筋、參庵同藏主惠濃紙、若州景德寺以柏西堂領圓覺帖而上京而來臨、

惠杉原一束、

十四日、雪溪惠炭貳俵、施藥院宗雅法眼惠南都一樽、兩肴、啓建勤行、梭殿印、
疏後有
消災呪、諸堂燒

相國寺慈照院

盆供

香、向角々問訊、到正面燒香三拜、行者擊磬、土地堂念誦、開山諷經、

十五日、祝聖、開山諷經、午後於山門頭施食、

十九日、己未、金地院崇傳心、參内ス、

〔土御門泰重卿記〕 四 七月十九日、己未、晴、カ、ル、年未雜載諸家ノ條ニ收ム、今日南

禪寺傳長參内、依之予召之也、○下略明二十日ノ御庚申待ノコトニカ、ル、正月十七日、

二十日、申、庚、山城淨土寺村、念佛躍ヲ獻ズ、尋デ、同松崎村、題目躍ヲ獻ズ、

〔涼源院記〕 一 七月廿日、庚申、晴、○青蓮院尊純、柳川調興、室日野氏ノ爲メニ、伊勢物語

ム、今夜禁裡へ、東山淨土寺ノヲトリ參候也、男女相交、念佛躍也、カネ二丁、大太鼓にてハヤス

也、也、 廿四日、甲子、晴、今夜禁裡へ題目ヲトリ參候也、先女院御所にて躍申候、○下

題目躍

〔時慶卿記〕 四十 七月廿一日、天晴、涼氣也、○中 一近衛殿御跳、曉在之ト、女院御所、禁

中へモ御參由候、後二聞、烏帽子被着由候、

廿四日、天晴、○中 一女院御所へ松崎躍參由候、又於禁中跳由、後二聞、

女院御所御
料所山城淨
土寺村

〔土御門泰重卿記〕 四 七月廿日、庚申、晴、○中略、綾小路高有亭漢和興行ノコト、今夜女

院御所御領所成等寺ヨリ、念佛躍まゝり、御見物也、○下略、中和門院御所御庚申待ノコ

和泉谷川邑主桑山元晴卒ス、子貞晴嗣グ、

〔天英公御書寫〕 下

○上略安藤重信、病ムコト等ニカ、ル、桑山伊賀も、可爲五三日中ニ而候、○中略、生駒正俊卒

六月二十九日、重信卒スル條ニ收ム、 六月廿二日、元和七年

御名乘御居判、○本書ハ、梅津憲忠ニ宛

〔寛永諸家系圖傳〕 百二 桑山

重晴 修理大夫、

元晴 伊賀守、從

清晴 又四 生國紀伊、

貞晴 加賀

榮晴 主水、 武州江戸にうまる、

元和七年七月二十日

元和七年七月二十日

一七六

子清晴家康
ノ勘氣ヲ蒙
ル
清晴ノ所領
ヲ元晴ニ給
セラル
大坂冬陣ニ
從軍ス

享年
法名

元晴 生國尾張同前、文祿元年朝鮮陣のとき、元晴か甥一晴と一所にあり、慶長五年、大權現につかへたてまつり、濃州關原戰場にをひて、みつから大谷刑部少輔吉備か鉄炮頭を討捕、台覽にそのふるところに、御感をかうむり、御恩賞として、和州葛上郡かつじやうにをひて、二千石の地を給ふ、同五年、重晴隠居の、ちも、又泉州にをひて、一万石を領す、しかのみならず、一晴、四千石をわかち、元晴も亦二千石をわかちによりて、都合一万六千石なり、重晴卒して後、仰により、重晴か所領をわかち、一万石を清晴にたまわり、六千石を元晴に給ふ、同十四年、事ありて、清晴、御勘氣をかうふる、かるかゆへに、清晴か所領壹万石を元晴にたまひ、都て二万六千三百八十餘石の地を領す、同十九年大坂御陣の時、嚴命をかうむり、藤堂和泉守高虎とおなしく、先驅となる、十一月廿九日、元晴、領地より發し、天王寺黒門のほとりに陣をとる、翌年再亂のとき、水野日向守勝成と同、先驅となり、道明寺表に陣す、五月七日、首十七級を討捕、台覽にそのふ、元和六年七月二十日、江戸にをひて卒す、五十八歳、法名紹玄、

貞晴 生國大和、元和六年七、台徳院殿秀忠につかへたてまつり、台命によりて、父元晴か家督を繼、

世系

〔寛政重修諸家譜〕 九百九 桑山

重晴 治部卿、法印、

一重 九郎、母の某氏、

元晴 長兵衛、伊賀守、母の某氏、桑山辨吉晴喜か祖、

〔寛政重修諸家譜〕 九百九 桑山

元晴 長兵衛、伊賀守、從五位下、

清晴 又四郎、母の某氏、

貞晴 主殿、加賀守、從五位下、母の某氏、

榮晴 主水、母の某氏、

女子 岡部美濃守宣勝か室、

元晴 桑山修理大夫重晴か二男、母の某氏、永祿六年、尾張國に生る、○中略、上ノ寛永諸家系圖傳ニ概ネ同シ、十

和元年五月、一日、高力攝津守忠房におほせて、大坂の餘黨を追捕せらるゝのとき、弟貞晴と、もにお

ほせをうけたまひりて、これにしたかひ、大和國に赴く、凱陣ののち、台徳院殿、居邸に渡御

あり、元晴、點茶をたてまつる、このとき、常陸國下妻にをいて、放鷹の地を賜ふ、六年、今呈譜

元和七年七月二十日

一七七

履歷

元和七年七月二十日

一七八

年七月二十日卒す、年五十八、三叔紹玄禪溪院と號す、下谷の廣徳寺に葬る、
貞晴 慶長九年、大和國御所に生る、元和六年、今の呈譜七年、遺領を繼、

〔斷家譜〕久十六 桑山

重晴 桑山修理大夫、泉
法院治部卿法印、

一重 九郎
次郎、

元晴 伊賀
守、

貞晴 左近
大夫、 兄元晴養子、○貞晴二人アリ、本書兄元晴
養子トナスハ誤ナラン、

貞晴 左近大夫
加賀守、 實弟、

榮晴 主水、

元晴 仕秀吉公、後大和
大納言殿に附、二万六千石、

〔圓鑑國師一默稿〕道號 三叔

桑山伊賀守就子索諱號、不克拒辭、諱之曰紹玄、字曰三叔矣、述厥義、以一偈云、

扶桑支竺一閑人、立處元來皆是眞、更有雲門舊公案、豎横拈出太鮮新、

○元晴ノ父重晴ノ卒去ニ依リ、幕府、其養老ノ料ヲ以テ、元晴父子ニ授クルコト、慶長十

羽柴秀長ニ
仕フ

宗園元晴ノ
爲メニ道號
ヲ撰フ

一年十月一日ノ條ニ、元晴、長子清晴ノ舊封ヲ加増セラル、コト、同十四年は歲ノ條ニ、
大坂夏陣ニ從フコト、元和元年五月五日・同六日・同七日ノ各條ニ、大和ニ赴キ、大坂ノ
殘黨ヲ搜索スルコト、同月十一日ノ條ニ、大坂城修築ノ工ヲ助クルコト、同六年正月二
十三日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔花押彙纂〕ク之 桑山元晴



○金地院文書一山城
十一月廿三日附、崇傳宛書狀

元和七年七月二十日

一七九

花押

木像

元和七年七月二十日

〔集古十種〕

四 古畫
肖像

桑山（贈）
藤原元清法躰木像
金剛山大宿坊安置

一八〇



元晴下金地
院崇傳

〔金地院文書〕

一 山城

金地院様 侍者御中

猶々、明朝者忝奉存候、以上、

明日之朝可被召由忝之旨、藤泉州（藤原和泉守高忠）被申越候、忝奉存候、以參上可申上候、尤御禮之可參候へ共、病人之儀之御座候間、乍慮外可被成御免候、此等之趣御披露所仰候、恐惶謹言、

十一月廿三日

元晴（花押）

二十三日、癸亥、權中納言五條爲經ニ、權大納言ヲ追贈ス、

〔公卿補任〕補以テ、 五十 權中納言正三位菅爲經、六十 元和七年七月廿三日、贈權大納言、〇九條家本ヲ

〔諸家傳〕下十二 五條爲經 同七年七月廿三日、贈權大納言、（元和）

〇爲經、薨ズルコト、元年七月二十三日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔續史愚抄〕

五十四 後水尾院下

七月廿三日、癸亥、故權中納言爲經有贈權大納言宣下、口宣依七回忌、本家

元和七年七月二十三日

一八一

七回忌タル
ニ依ル

申請 諸家傳、公卿補任、

左大臣近衛信尋、烟火ヲ獻ズ、尋デ、京都所司代板倉重宗モ亦、之ヲ獻ズ、

〔涼源院記〕

一 七月廿三日、癸亥、今朝少之間晴、雨降、終夜雨降、○中略、三十六人歌仙ノ 條ニ收ム、禁裏ニ、今夜花火有、

〔時慶卿記〕

九 七月廿三日、雨天、雷鳴、午過大白雨、○中略 一禁中ニハ、花火ヲ唐人、長崎左兵衛寄人ノ由候、五十計在之、奇妙ノ視ト也、(マ、) 平松當番ニテ見之ト、内々ハ被召由候、(近衛) 明御執奏ト也、

廿六日、天晴、○中略 一川信州花火興行京ノ者、(山勝廣博) 召具來、入於端庭、十餘在之、見事ノ義也、(大聖寺水巻) 御喝食御所、勘局等來入、

廿八日、天晴、冷氣也、○中略 一後ニ聞、陽明ニハ、唐人參、花火事々敷而、懸御目ト、

〔土御門泰重卿記〕

四 七月廿三日、癸亥、晴、亡母命日、存淵齋來也、相伴、飯後御番ニ伺公申候、召御前、近衛殿より花火被懸御目也、唐人之細工也、事外大さうなる事也、唐人十人、まゐり、たつる也、

唐人ノ細工

長崎奉行長谷川藤正寄人ノ唐人

廿六日、丙子、晴、普請也、未刻從御所召、伺公申候、○中略、和漢聯句御會ノコトニカ 花火たつる也、(重宗) 板倉周防守進上、予五ツたつる也、(通村) 中院五ツたてらる、也、其以後退出也、

二十七日、丁卯、幕府、豐前小倉城主細川忠利、肥前平戸城主松浦隆信、同大村城主大村純信等ニ令シテ、外國人ノ、邦人ヲ買取、渡航セシメ、又武器ヲ購入、搬出シ、更ニ洋中ニ於テ、賊ヲナスヲ制止セシム、

〔細川家記〕

二十一 一七月廿七日、異國へ人賣買、并武器類一切差渡申間敷之旨御奉書、急度申入候、仍而異國に、男女を買取令渡海之由、被聞召、堅可停止之旨被仰出候、兼又

刀、脇差、總而武器之類、異國へ不可差越之旨候、其上異國人等、日本人之跡をまねひ、於

洋中とはん仕之由、依有其聞、旁以可制之由上意候、右御法度之趣、御分領中被入御念可

被仰付候、恐々謹言、

七月廿七日

土井大炊助利勝在判

本多上野介正純在判

酒井雅樂頭忠世在判

異國人等日本ノ跡ヲ於テばはんヲナス

元和七年七月二十七日

一八四

細川内記殿(忠利)

〔大村家代々公務覺〕 年號不知御奉書

急度申入候、仍異國に男女を買取令渡海之由被聞召、堅可停止之旨被仰出候、兼又刀脇指、惣而武具類一切異國に不可差越之旨候、其上異國人等、日本人躰(之體カ)之而まねひ、於洋中(はカ)之ほん仕らせ、依有其聞、旁以可制之由上意候、各御法度之儀、御領内被入御念可被仰付候、恐々謹言、

土井大炊介(助)

七月廿七日

利勝判

本多上野介

正純判

酒井雅樂頭

忠世判

大村民部少輔殿(種信カ)

松浦氏幕府
ノ命ヲ英吉
利商館ニ通
ズ

〔リチャルド・コックス日記〕 (歐文材料第一號譯文)

一六二一年七月二十六日〔六月十八日〕○新曆八月五日ニシテ、元和七年六月十八日ニ當ル、中略、平山常陳ノ船ノ處分等ニ關シ、幕府及ビ松浦隆信ヨリ書翰ヲ受取リシコトニカ、また一通は、ラージ(太郎左衛門)のトラゼモン殿よりの書翰にして、(秀忠)皇帝は、我等及びオランダ人が、武器または日本人を、我等の船にて國外に搬出すべからずと命じたること、並びに我等とオランダ人にとりて大いに不利なることが、皇帝とその顧問官とに報告せられしこと等を述べ、これ等につきては、書中に認むること能はざるを以て、近日彼が平戸に到着の際、口上にて傳ふべしと記したり、

松浦隆信英
蘭兩國人ヲ
招キ幕府ノ
命ヲ傳フ

九月四日〔七月二十八日〕○新曆十月十四日ニシテ、元和七年七月二十八日ニ當ル、我等は召喚を受けて、オランダ人と共に(松浦隆信)國王を訪れたり、國王は我等に對して、外國人は奴隸を、男たると女たるとを問はず、購入して國外に連出すべからず、また甲冑、刀、槍、長刀、火藥、彈丸、鐵砲等の武器を海外に搬出すべからず、日本の海員を我等の船に乗すべからず等と記したる書翰が、皇帝及びその委員會より送り届けられたる旨を告げたり、

九月五日〔七月二十九日〕○新曆十月十五日ニシテ、元和七年七月二十九日ニ當ル、余は通譯を河内に派し、國王の奉行が

元和七年七月二十七日

一八五

河内入港ノ
船ヲ檢閱ス

元和七年七月二十七日

一八六

我等の材木と板とを商館に陸揚することを許可せざる理由、また我等の使傭人二名を故なくして囚獄したる理由につきて問糺さしめたり、通譯は歸りて、次の如き回答を齎したり、彼は材木の陸揚を制禁するに非ず、單に「國王の命に基き」部下に命じて、河内に入港する小船を悉く檢閲し、「皇帝の命によりて禁ぜられたる」甲冑、武器、軍需品を積來りしか否かを捜査せしめたるものなり、それ等は他の物品と同様に、材木や板の下に隠匿し、小船にて輸送せらるべきものなればなり、また我等の使傭人二名につきて、その中一人は彼が自白せし如く、ナイフを盗みたる科によるものなり、されど日本人等は彼が金子を盗みたるものとなせり、また他の一人は、妊娠せる婦人を虐待せし科によるものなり、爲めにその婦人は流産せし由なり、されど彼の考によれば、若し余より主馬殿(佐川信忠)に一言するところあらば、主馬殿は彼等を釋放すべしと彼はいへり、

松浦隆信和
蘭商館ニ使
ヲ派シシヤ
かトラニ送
付セントス
ル槍ヲ陸揚
セシム

九月十一日〔八月六日〕○新曆二十一日ニシテ、元和七年八月六日 キャプテン・スペックが本年日本に滞在せざる爲め、國王は不満の態なり、即ち彼はオランダ商館に使を派し、ジャカトラに送付せんとして、既に船に搭載せし槍を求めしめたり、キャプテン・カンプスが、これ

等は昨年、皇帝の布告の發せらるゝ以前に購入せられしものなる由を主張せしにも拘らず、國王はその陸揚を嚴命せり、彼の主張は容れられず、結局陸揚を餘儀なくせられたり、
九月十二日〔八月七日〕○新曆二十二日ニシテ、元和七年八月七日ニ當ル エリザベス號乗組員の一人製圖師ガブリエル□と呼ぶ者、酩酊して海中に墜落し、溺死せり、

國王は太郎左衛門殿外二名の貴人を余の許に派し、余が長崎に滞在中多量の火薬を購入し、他の貨物に装ひて、密にこれに河内にある我等の船に積込みたる由を報ぜし者ありと告げたり、これに對して、余は、何物をも購入せしこと無く、又何人にも告げしこと無し、神かけてこれを誓ふと答へたり、彼等は余の答辯に満足せしもの如く、國王にその真相を告ぐべしと約したり、また彼は我が水夫長ジャコブ殿の釋放を約したり、彼は河内の奉行の陰險なる行爲により、國王の命にて追放せられしなり、

十月十六日〔九月十二日〕○新曆二十六日ニシテ、元和七年九月十二日ニ當ル、中略長崎ニ於テ、
十月十六日〔九月十二日〕○新曆二十六日ニシテ、元和七年九月十二日ニ當ル、中略長崎ニ於テ、
船捜査セラレ、コトニカ、ル、元和六年七月六日ノ條
ニ收ム、人々は同船の中に槍、長刀、刀等を一千挺餘發見せり、彼等はこれを持歸り、水先案内を留置せんとせり、されどキャプテン・モールは、押收せられし物品に對して、賠償の責任あり

元和七年七月二十七日

一八七

元和七年七月二十七日

一八八

と抗辯せり、

英吉利船員
所持ノ刀劍
ヲ沒收ス

十一月二十三日〔十月二十日〕○新曆十二月三日ニシテ、元和七年十月二十日ニ當ル、中略、英
蘭聯合船隊、河内ヲ出發スルコト等ニカ、ル、年末雜載、貿易ノ
條ニ、奉行はセーヤー君より刀五口、キャプテン・アダムスより一口、キャプテン・クリヴェン
ジャーより一口、モートルトン君より一口を沒收せり、セーヤー君の刀は既に五年以前より
所持せしもの、キャプテン・アダムスの刀はイギリスより持來りしものにして、又モートル
ン君の刀は、スマトラのジャンビーにて買入れたるものなり、

英吉利人特
權ノ復舊ヲ
望ム

一六二二年一月二十一日〔師走二十日〕○新曆三月十一日ニシテ、元和
七年十二月二十日ニ當ル、余はキャプテン・カン
プスの許に赴き、かつて行はれし如く、我等の船が代價を支拂ひて、人員、軍需品等を輸出する
ことを許されたる、我等の従前の特權を得ん爲めに、皇帝の委員會に歎願書を提出するに
當りて採るべき最善の手段につきて協議せり、されど大炊殿（土井利勝）の秘書官角左衛門殿は我等
に傳言して曰く、委員會より我等に對し、若し何事か心痛のことありて救濟を求めんとす
るならば、彼等に申出づべしと忠告を受くる迄はこれを控へ、その時に至りて、始めて我等
の事情を知らしむるを最善の策なりとす、若しこれに反して、時未だ至らざるに、これを行

はんと努むるも、恐らくは放置せられて、何等の成果をも結ぶこと能はざるべしと、我等は、
當地（江戸）に長く引留めらるべきを惧ると述べしに、彼等は、そのこと無きを約したり、

〔リチャルド・コックス日記〕

附録

（歐文材料第二號譯文）

一六二二年九月三十日

○新曆十月十日ニシテ、元和
七年八月二十五日ニ當ル、

平戸發、リチャルド・コックスより、

英吉利東印度會社に送りし書翰の一節、

また卿等には次のことを承知せられたし、即ちイスパニア人とポルトガル人との側に立
ちて我等に反對する長崎の知事權六殿（長谷川藤正）は、同地、都、竝に江戸の商人と共に、皇帝に對し、我
等とオランダ人とが、共に海賊、盜賊にして、支那及び他の國々よりの拿捕物によりて、生活
するに外ならず、このことは、日本に於ける貿易を覆すものなり、我等を惧れて、來航するも
の無さに至るべしと訴へたり、この報を得て、皇帝とその委員會とは、我等に對して、大いに
反感を抱きたる由なり、このことは、最近皇帝の宮廷より歸還したる平戸の王が我等に語
りしところなり、彼は宮廷にて、皇帝の近親の女子と結婚せしが、○秀忠、牧野康成ノ女ヲシ
テ、隆信ニ嫁セシムルコト
ヲ指、そのため大いに彼の信用を博したり、今や彼は我等が日本に於いて有する唯一の支

長谷川藤正
ハ西班牙人
葡葡牙人ニ
味方ス

松浦隆信ハ
英吉利人ノ
日本ニ於ケ
ル唯一ノ支
柱

元和七年七月二十七日

一八九

食料ノ搬出
ヲモ禁ズベ
シトノ風説

元和七年七月二十七日

一九〇

柱なり、而して彼の命によりて、オランダのキャプテン・レオナルド・カンプスと余とは、皇帝とその委員会とに贈る贈物を携へて、江戸に赴くべく定められたり、能ふべくば補償を求め、敵の告訴に對して、防衛せん爲めなり、皇帝は曩に命を發して、我等が、日本人を我等の船に乗込ませて連出すことを禁じ、又大砲、火藥、彈丸、小銃、鎗、長刀、刀、その他軍需品を製造し、又は搬出することを禁じたり、又我等が米、麵粉、葡萄酒、肉類等を搬出することも亦許されざる由を傳ふるも、このことは未だ實施せられず、他のことは既に布告せられたり、而して從僕等は、命を受けて、禁制品を我等の船に積込むことなきやう日夜監視を行へり、されば我等は、このことにつきて補償を求むるに非ざれば、日本に滞在することを得ず、常に我等は、信賴するに足るところを知るを得策なりとす、

〔和蘭國海牙文書館文書〕（歐文材料第三號譯文）

一六二一年十月十五日○元和七年九月一日ニ當ル、平戸發、レオナルド・カンプスより、蘭領印度總

督ヤン・ピーテルスゾーン・クーンに贈りし書翰の一節、

平戸の藩主は、（松浦隆信傳）皇帝に敬意を表するために、三、四箇月、上方に赴きぬたりしなり、これは日

松浦隆信英
蘭兩國人ニ
幕府ノ命ヲ
傳フ

日本人ヲ乘
セ軍需品ヲ
積出スコト
ヲ禁ズ

商船ヲ劫掠
スベカラズ

本に於ける慣例にして、如何に強大なる藩主と雖も、必ず毎年實行すべきことなり、九月八日○元和七年七月に歸著せしが、同十四日○元和七年七月二十八日ニ當ル、に我等を宮廷に召喚し、自ら皇帝陛下の禁令と命令を讀み聽かせ、その日本文の寫を我等とイギリス人に手交せり、その内容は次の如し、即ち日本人が皇帝陛下の許可證を所持して、ジャンク船によりて行ふ以外は、如何なる手段によりても、男女、小兒、奴隸、即ち買入れたる人の別を問はず、一切の日本人を我等の船にて積出すべからず、また一切の銃、劍、槍、弓、火器、彈丸その他如何なる軍需品をも積出すべからず、更に我等が皇帝陛下の領内に於ては、日本船、支那船、ポルトガル船の何れに對しても、掠奪を行ひ、或は些かも損害を與ふることを禁止せられたり、我等はこれ等のことを遵奉するやう約束するを要したり、又我等が日本に留ることとならば、あらゆる方法にて追求を受くべきなり、當地に於て彼等は、このことに極めて熱意を示し居るが如く、我等は既に船荷として積込みし槍百本を再びズワーン號より陸揚げすること、を餘儀なくせられしが、この槍は、前年買入れたるものなり、かくの如きことは、假令如何なる口實のあるにせよ、到底その實施に同意し得ざる所なり、

元和七年七月二十七日

一九一

〔バレンタイン著新舊東印度誌〕

第五編 第九章

（歐文材料第四號譯文）

ジャックス・スペックス君が日本に於て、司令官ウィルレム・ヤンセンに呈したる辯明書の一節、

當所の領主が^{（松浦藩信）}上方より携へ歸りて、寫しを我等に手交せる簡條書は、日本語にて短く記されたり、これを翻譯し、解釋を加へ、余が意見を附すること次の如し、

覺書の寫

日本人ヲ國外ニ連出スコトヲ禁ズ

日本人を雇ひ又は買入れ、陛下の免狀なくして、我等若しくはイギリス人の帆船又はジャンク船にて國外に連出することを禁ず、

日本人男女を國外に連出すべからずといふは、當所の領主が我等に通達したる所に依れば、陛下の免狀を有せずして、何人をも買受け、又は雇入れて、我等又はイギリス人の帆船若しくはジャンク船にて日本より連出すべからずといふことなり、この禁令は、ポルトガル人が昨年我等の委員と同時に出府し、本年中同地に留りて、頻に訴へたる爲めに發布せられたるものなるが、余が聞知したる所に依れば、ポルトガル人に對する好意よりも、寧ろポル

トガル人の言ふ如く、國民をして、外國の戦争の爲めに大なる危険に臨むこと無からしめんとの意に出でたるが如し、

東印度各地ノ戦争ニ日本人ヲ使用ス

このことにつき我等はスヒップ船ゼームス號及びジャンク船平戸號に依り、添付の抜書の通り、總督閣下に報告して指令を請ひたるが、閣下は當地の司令官・^{（ウイリアム）}ヤンセンに對して、日本人連出しの許可を再び得るやう努力することを命ぜられたり、諸地方に於て當面の戦争が繼續する限り、日本人がインドの他の國民と同様に役立つことは、何人も疑はざる所なるべし、されば我等が従前に、日本人連出しについて有したる特權を獲得するやう、更に手段を盡すべきなり、又この危急の際に臨み、若干の日本人を送り、明年アンボイナに集合すべき軍隊を増強するために、スヒップ船アムステルダム號を來航せしむることを要す、

銃器軍用品ノ輸出ヲ禁ズ

短劍、短銃、その他一切の銃器及び軍用品を輸出すべからず、若し本社重役があらゆる銃器、火藥、彈丸、火繩その他我が城塞、艦船及びインドの戦争に要する軍需品を十分に供給するならば、この禁令は我等に何等影響を及ぼすことなし、されどこれに依り、我等の貿易に制限を加へらるゝことなきやう、當地に於て請願を重ねる要

近海ニ劫掠
ヲ行フベカ
ラズ

元和七年七月二十七日

一九四

ありと考ふ、蓋し將來、鐵及び銅をも軍需物資の中に含め、その輸出を禁ぜらるゝことあるべきを以てなり、

オランダ人又はイギリス人は、日本近海に於て掠奪を行ふべからず、

掠奪なる用語は日本に於て恥辱とする語にして、敵船の劫掠とは全く意を異にす、されば我等の行爲が彼等によりて盜賊行爲として告發せられ、又然りと認めらるゝことあるべきを以て注意を要す、同様に、私見によれば、日本の周邊即ち日本の領界に於て、若干の敵船を拿捕することが、かくの如く廣義に解釋せらるゝに於ては、日本の商人等にも利害關係を及ぼすこととなり、ポルトガル人又はイスパニア人をして、宮廷にありて好遇を得るに至らしむべし、されば當地のかゝる特殊の事情を念頭に置きて考ふるに、君主の権利と裁判權が海上如何なる地點まで及ぶか、その正確なる限界を明かにすることに力を盡すべきなり、たゞ我等の殊遇をそのために制約せらるゝことなきを要す、他には釋明し或は請願すべきこと無きも、日本の周邊に於てポルトガル又はイスパニアの商船を捕獲するとは、當地に於ける我等の立場を危険ならしむべし、

長崎ニ於ケ
ル貿易ニハ
制限ヲ加ヘ
ズ

長崎に於て、國外より來る大形帆船その他の帆船は、(徳川家康)大御所様の時に定められたる命令

に従ひ、何等變ることなく、その貿易を行ふべし、

これはポルトガル船并に長崎に來る他の外國船に關するものなり、彼等が江戸に於て商品の販賣その他につきて若干の特權を求めたる請願書に對して與へられたるものと思はるゝが、外見は我等并にイギリス人に對しても一樣に規定せられしなり、されど我等にとりては何等損害を與ふるところに非ず、寧ろ利益となるものなり、我等の取引及び商品につきては前皇帝大御所様の時と同様の自由を以て行はるべきを以てなり、さればこの件に關しては、返答の要なかるべし、

捕獲セシ商
船内ニアリ
シ宣教師

オランダ人とイギリス人によりて海上に於て捕獲せられたる長崎の商人等の船は、捜査を受け、二名の宣教師の乗込みたること判明し、そのために捕獲せられたる由なり、果して宣教師なるか否か詳しく調査の上、彼等に通知すべし、

余が聞知したる所に依れば、平戸の殿即ち領主及び長崎に在る陛下の代理人○長崎奉行は、宣教師か否か取調をなす權限を付與せられたる由なり、若し宣教師なること判明せば、フレガット船とその積荷は明かに我等のものとなり、若し我等が適當なる手段を講ぜず、前記の諸公が反對の決定をなす時は、我等はその報償を受けざるのみならず、陛下并に幕府の

元和七年七月二十七日

一九五

大官等の信用と信望を全く失ふべく、今後如何なる申告を行ふも、虚偽と認めらるゝに至るべし、

余が真相として聞知せし所に依れば、捕獲せられたるフレガット船の船長は、皇帝陛下の最高顧問官に召喚せられて審問を受け、陛下自ら他の一室に隠れて聴く所にて論駁せられたる由なり、その故は當所の領主の首席書記官が二人以上召喚せられ、事情を聴取せられしが、彼等はその地位と身分の許す限り、あらゆる點に於て我等に對して有利なる陳述を行ひたるを以てなり、

因に、閣下^{領主}平戸は當地到着後數回我等に對し、長崎の長官の來る前に、全力を擧げて、捕へられたるポルトガル人の中に二名の宣教師のあることを、完全に又明白に示す證據を集むるやう勸告せり、反對する人々によりて、その證據が忽ちにして減ぜらるべきを以てなり、この故に事件を處理して、我等の根據ある要求を効果あらしめ、同行の日本人には、能ふ限り累を及ぼさざるやう、前述の如き手段を講ずべき緊急の時期なりと思考す、若し閣下が余をして事に當らしめ給はゞ、我等が捕獲船を保有すべく事を運ばんことを期す、同船の捕獲に依り、我等が蒙りたる不評が打消され、我等がこゝに擧げたる主張の眞實なり

宣教師タル
コトヲ明カ
ニ示ス證據
ヲ集ム

と判定せらるゝ時は、宮廷に於ける我等に對する信用と評判は少からず固めらるべし、^{○下略}

一六二一年九月二十日^{○元和七年八月五日ニ當ル}、日本の平戸商館に於て、

貴下の下僕、 ジャック・ス・スベックス

〔和蘭國海牙文書館文書〕（歐文材料第五號譯文）

一六二一年十二月二十日^{○元和七年十一月八日ニ當ル}、附、パタビヤ城にて認めたる蘭領印度總督ヤ

ン・ピーテルスゾーン・クーンより和蘭東印度會社理事に贈りし書翰、

尊敬する賢明にして思慮ある大に謙讓なる諸君、

船隊に託す、

本月二日、^{○元和七年十月十九日ニ當ル}、スワイン號は、米の他に、價格少なき荷若干を積み、無事平戸より當地に到着せり、我等は常にその到着の早さか遅さかを期待するより外に期待するものあり、

我等は優秀なる商品を携へ、著名なる商人として日本に現はれたることなく、單に空船を以て平戸の港に現はれ、その地の我等の敵を追撃し、これがために大なる損失を蒙りたる日本人も多く、日本に於ける我等の聲價は甚だ低下し始めたり、我等及びイギリス人はポ

英蘭人損害
賠償ノ要求
及積載ヲ禁
止セラルル

ルトガル人の絶えざる妨げにより、皇帝より海賊と同様に目せられ、日本に關する限り「制限なしに」何人に對しても損害の賠償を要求すること及び戦争の爲めの軍需品を積むことを禁ぜられたり、ポルトガル人に對抗して皇帝に獻する金子無く、米の輸出をも禁ぜらるべき虞あり、又日本に於いて軍船を有する港は嚴しき命令あれば幾何の數に及ぶ船をも其所に回航せしむることを得べきを以て、我等は到底これに當るべからざるなり、諸卿が、必要とする額の、即ちポルトガル人及びイスパニア人がその貿易に使用せる程の額に上る金子を送付する意なく、却つて出費を削減せんとするに於ては、我等は全く何事をも爲すことを得ず、金子に代りて、我等は諸卿より美辭を連ねたる書面を送られたり、抗議と會計と推測と美しき議論とを伴へる多くの往復文は、あらゆる來るべき困難なる場合を學ぶことを得れども、我等の立場に於て、これ等を以て我等は爲すべきことを知らず、パタニより快走船ガリアス號は、一隻のジャンク船と共に、胡椒及び若干の小貨物を積みて當地に安着せり、この胡椒は甚だ高價にて買入れたり、シヤムより來航すべきエーシンホルン號は二三の他の歸航の途にあるものと共に日々期待せられつゝあり、又ジャンク船デ・ホープ號は、三度迄鹿皮の商品約八萬グルデンの貨物を積みて、シヤムより日本へ往

復せり、その間に多くの時日經過せり、トレン號はこの頃に到着し、貨物を積みて八月十六日○元和七年六月二十九日=當ル、日本へ向け出發せしが、十月十五日○元和七年九月一日=當ルに至るも、同地に何等の音信なし、神は之を正しく守り給ふべし、
一六二一年十二月二十日○元和七年十一月八日=當ル、パタビヤ城にて、

貴下の從順なる下僕(署名あり)

ヤン・ピーテルスゾーン・クーン

ピーテル・デ・カルペンチール

ウィレム・ファン・アンツェン

〔コーレンブランデル編印度に於けるヤン・ピーテルスゾーン・クーンの業績に關する文書〕第一卷 第三卷 (歐文材料第六號譯文)

一六二一年五月六日○元和七年三月十五日=當ル、附、パンダのナイラ島のナッソウ城前碇泊のニール・ホルランチャ船上發、總督ヤン・ピーテルスゾーン・クーン及び印度參事會よりアムステルダム本社に送りし一般通信の一節、

イスパニア人、ポルトガル人、支那人及び他の貿易商等が日本に於て運動したる結果、皇帝

英蘭兩國人
日本人ヲ海
外ニ連出ス
コトヲ禁ゼ
ラル

日本人ヲ
かたらに
送付スル
トヲ命ズ

元和七年七月二十七日

二〇〇

は我等竝にイギリス人が戦争の爲め日本人を船にて連出することを禁じたり、蓋し我等がこれに依りて戦争を遂行する旨を皇帝に訴へたるものなるべし、このことは我等に取りて不便を來すが故に、貴下等が年々彌々多數の兵士を派遣する要あり、

一六二一年六月十一日 ○元和七年四月二十一日ニ當ル、附、アンボイナ城發、總督ヤン・ピーテルスゾー

ン・クーンより、モルッカ諸島經由、平戸駐在のレオナルト・カンパスに贈りし書翰の一節、

司令官にも同様の通牒を發したるが、再び日本人搬出の許可を得る爲め大に努力し、能ふ限り多數をジャカトラに送付すべし、

一六二二年四月九日 ○元和八年二月二十九日ニ當ル、附、バタビヤ城發、總督ヤン・ピーテルスゾー

ンより司令官ウィルレム・ヤンスゾーンに贈りし書翰の一節、

我等はイギリス人が次の季節風期に、防守艦隊の五隻を悉く引率して當地に還ること疑なしと思考す、彼等若し歸還せば祖國より渡來すべき船數不明なるが故に、貴下は司令官ライエルセンの割くことを得る良き船少くとも二・三隻を率ゐて當地に來るを要す、イギリス人若し艦隊の全五隻又はその大部分を以て、マニラ又は支那沿岸の敵に對して出動することに決せば、我國人も亦同數の一艦隊を編成し、司令官一人これを引率して、彼等と

日本人及び
武器搬出ノ
禁令ノ撤回
ヲ希望ス

幕府ノ誤解
ヲ避クルタ
メ日本渡航
ノ船數ヲ削
減ス

已ムヲ得ザ
レバ日本貿
易ヲ斷念ス
ベシ

共に曩に當地の防守會議の發したる訓令に従ひ、敵に對して能ふ限りの損害を加ふることを要す、但し彼等と共同の陸戦を行ふべからず、

貴下若しこれを可なりとせずば、平戸の執政及び他の大官等に、皇帝陛下がポルトガル人の運動に依り、我等が日本人并に戦争の武器を搬出すること、及び日本國四周の海上に於て我等の敵に害を加ふることを禁ぜられたるを遺憾とする旨を愁訴し、又我等は如何にもして陛下との交誼を持續せんと欲するが故に、自今多數の船の日本に渡航することを禁じ、今後の誤解を除く爲め、陛下の望まるゝ以上の船を派遣せざるべき旨を鄭重なる言葉を以て告げ、彼等を惱ますことなく、適當なる機會に穩に従前の自由を獲得するやう努め、而してその自由を與へられたる時は、司令官ライエルセンの艦隊に依り、又は他の便船を以て、成るべく多數の日本人を當地に送り、又小銃の數少きが故に、良き日本の劔を多數送付せられたし、

一六二二年四月九日 ○元和八年二月二十九日ニ當ル、附、バタビヤ城發、總督ヤン・ピーテルスゾー

ンより、平戸駐在のレオナルト・カンパスに贈りし書翰の一節、

曩に與へたる訓令に従つて我が事務を處理し、若し已むを得ざれば神の御助に依り日本

元和七年七月二十七日

二〇一

幕府ノ禁令
ヲ遺憾トス

元和七年七月二十七日

二〇二

を棄つるも可なりと考ふ、されど若し可能ならば、平戸の領主その他然るべき大官達に對し、陛下が日本近海に於て(我等の舊き敵なる)ポルトガル人に害を加ふること、及び日本人并に銃器を國外に搬出することを禁止して、ポルトガル人に大なる好意を示されたるを遺憾とすれども、陛下并に日本の人々と交誼を持続することを希望し、又この上の誤解を除く爲め、平戸に多數の艦船を渡航せしめず、且つ陛下の適當と認めらるゝ以上の船を派遣せざるべき旨を、禮を盡して傳ふることを要す、

一六二二年九月六日 ○元和八年八月一日ニ當ル 附、パタビヤ城發、總督ヤン・ピーテルスゾーン・クーン及び印度參事會よりアムステルダム本社に送りし一般通信の一節、

日本皇帝の命令は嚴守せられ、當地に渡來する爲めスワーン號に隠れゐたる日本人三名は磔刑に處せられたり、檢使等はイギリス船數隻に於て小劍七口を發見し、皇帝の命令の發布よりも遙か以前に得し品なるに拘らず、之を取上げたり、フレガット船一隻の捕獲に關する我等の訴訟はポルトガル人に對して勝利を得たり、暹羅國王より日本皇帝の許に派遣せる使節は日本人を雇傭して連出す許可を求めしも、拒絶せられたり、

〔英國印度事務省文書〕 (歐文材料第七號譯文)

暹羅國王ノ
使節

一六二二年九月七日 ○新曆十七日ニシテ、元和八年八月十二日ニ當ル 附、平戸發、リチャルド・コックスより、ロンドンなる東印度會社總裁サー・トーマス・スマス等に送りし書簡の一節、

こつくす等
兵員及び軍
需品搬出ノ
許可ヲ得ン
ガ爲メ三箇
月間江戸ニ
滞在ス

オステルウィック君と余とは、昨年 ○一六二一年ニシテ、元和七年ニ當ル、我等の船が出帆せし後、皇帝とその委員會とに既往の如く兵員及び軍需品を送り出すことの許可を求めんため、贈物を携へてオランダ商館の要人二名と共に、江戸にありしが、許可状を得る迄に殆んど三箇月間江戸に滞留するを要したり、その間に唯巧言を得たるのみなりき、結局、彼等は我等に對し、曩に召喚せし平戸の王の來著する迄は、何事をも決定すること能はざれども、來著せば我等の要求せし事項に對しても、又フリゲート船の貨物の引渡の件に對しても、孰れも我等に満足を與ふべき命令を發すべしと述べたり、我等は歸還の途中、平戸の王に出會ひしが、彼等は我等に對し多くの尤もらしき約束を爲したり、然るに今や江戸より來りし命令によれば、皇帝はフリゲート船の捕獲貨物を悉く沒收し、我等とオランダ人に對してはたゞ腐朽せる船隊のみを與ふべしといふ、我等は力を盡してこれに反對せしが、欲すると否とに拘らず、これを彼等に引渡さざるべからず、のみならず、彼等は總ての貨物の引渡を強ひたり、傳ふるところによれば、彼等は現在迄我等が受けしより更に多くの事柄につき、我等を非

幕府ふりげ
と船ノ捕
獲貨物ヲ没
收ス

元和七年七月二十七日

二〇三

難し、總てのことを偽る敵の虚偽の報道を信頼せる由なり、○イギリス人、臺灣近海ニテ捕指ス、元和六年七月六日同、八年七月十三日ノ條ニ見ユ、兵員と軍需品とを既往の如く搬出すべき件につきては、日本の皇帝の如き強力なる君主にありては、一旦これを禁する旨を明言せし後に於いては、我等の如き輩の要求に應じてこれを變するが如きことあるべからず、現在日本に於いて見らるゝところは、かくの如きことのみ、漸次悪化すべき兆あるを惧る、

〔ブレヤー及ロバートソン編フィリッピン諸島誌〕第十卷（歐文材料第八號譯文）

一六二一年○元和七年、フィリッピン教區報告の一節、

日本人ノ英
蘭兩國人ト
共ニ乗船ス
ルヲ禁ズ

○上略、イギリス人、オランダ人ト共ニ、二名ノイスパニア人宣教師ヲ捕ヘテ、幕府ニ訴ヘ、マニラ、マカオヲ襲ハンタメ、日本人ノ派遣ヲ請フコトニカ、ル、元和六年七月六日ノ條ニ收ム、
〔長谷川藤正〕
この請願は、聽届けられずして、却つて次の布告が發せられたり、即ち皇帝は長崎の知事に命じて、平戸その他の地の殿をして、□の刑の下に、如何なる日本人も、イギリス、オランダ兩國人と共に乗船することを禁する旨を告げしめたり、このことは我等に對抗して、彼等の□を助成せんと欲する異教徒等の要望にさへ反して、遂行せられたるものなり、

〔ブレヤー及ロバートソン編フィリッピン諸島誌〕第十卷（歐文材料第九號譯文）

一六一九年七月より一六二〇年七月に至る、フィリッピン諸島及びその附近の諸島地

方に於ける事件の報告、

日本王國記事

和蘭船四隻
平戸ニ入港
ス

靈界のことより轉じて、本諸島に關聯せる日本の俗界のことに移り、先づオランダ人の貿易の爲めに指定せられたる日本の港平戸に、一六一九年七月十二日○元和五年六月二日ニ當ル、に四艘のオランダ船が入港せしことを述べし、この船は、昨年報ぜし、マニラ沿岸より去りしものなり、我等の船隊は將に突出せんと準備を整へしが、このオランダ船隊は隊伍を整へて退却せり、同船隊には多數の病人を乗せたり、病氣または傳染病にて死したる者も、莫大の數に上れり、その傳染病は、彼等の言によれば、マニラの沿岸のピガンなる村落にて感染したるものなり、その事實は、當地にも知られざるところなれば、恐らくは彼等の想像に出でしものなるべし、彼等の中には溺死せしものも少からず、ある船の如きは突然沈没して、多くの溺死者を出せしが、その中に多數の日本人ありたり、これらの日本人はオランダ人の使役に服して、日本より運ばれしものなり、而してこれらの船は、當地マニラに來りし殆んど積荷なき支那船三艘を劫掠せしに過ぎず、他に一艘の船が荷船を從へて、このマニラの海岸よりモルッカに派遣せられたり、この船も、その海岸にて坐礁し、失はれたること明なれど

日本ヨリ運
バレテ和蘭
人ノ使役ニ
服セシ日本
人

和蘭船軍需
品糧食兵員
ヲ積ミ葡荷
牙船ヲ邀撃
セントス

元和七年七月二十七日

二〇六

も、オランダ人はこのことを秘し居れり、その荷船は逆風に遭ひ、直ちに港に入れり、同船が平戸に入りしは、七月十四日、○元和五年六月四日=當ル、のことなりき、而して同船は直ちに軍需品糧食、兵員を積み、マカオより日本に向ふポルトガルのガレオン船を邀撃するために派遣せられたり、されど天帝の意志によりて、遂にこれを発見するを得ずして、平戸に歸航せり、ついで十月三日、○元和五年八月十六日=當ル、カンボジアの對岸なるプロコンドールに派遣せられたり、同船には乗組員三十人、砲十四門、軍需品、糧食を積みたり、その地にてオランダ人等が失ひたる船の乗組員、大砲等を捜査する爲めなりき、○中略、オランダ、イギリス船ト戦フコトニカ、ル、オランダ人が、年々その各地の要塞の需要を満す爲めに、日本より得る軍需品及び食料品の數量は莫大なるものなれば、若し彼等がその地に寄港するを得ざれば、彼等の蒙る損害は少からず、また本島の受くべき利益も大なるものあるべし、○下略

和蘭人ガ日
本ヨリ得ル
軍需品食料
品ハ莫大ナ
リ

和蘭人五百
名ノ日本人
歩卒ヲもる
っカ諸島ノ
要塞ニ送ル

この記事を認め居る際、余は、大なるジャンク船(船の一種なり)が、多量の糧食、軍需品を積み、また五百人の歩卒を乗せて、日本より派遣せられたることを知れり、これらの人々は、オランダ人がモルッカ諸島にある要塞に供給し、これを強化する爲めに連れ出したるものな

じゃんく船
坐礁シ乗組
員溺死ス

り、されど神の意によりて、彼等は日本の海岸に乗り上げ、積荷は悉く失はれ、乗組員は殆んど溺死せり、また日本より一艘のガレオン船が、オランダの小艇と共に、この地方の海岸に來航せしが、昨年彼等が行ひし如く、手の及ぶ限り劫掠せん爲めなり、されど神は、このガレオン船を日本と本島との中間に在るヘルモサ島に坐礁せしめて、彼等の企圖を挫き給へり、確實に知ること能はざれども、多くの積荷が失はれしことは事實なり、希くは、神が彼等の傲慢を打破り給はんことを、この地を發展せしめん爲めなり、またキリストの信仰を、多くの地方、多くの王國に弘めん爲めなり、聖き福音は、これらの異教徒が妨ぐることに無くば、その地に入るべきものなり、異教徒等は、これらの地方に於いては、現在まで、大なる障碍として、前進を阻み居れり、

當地方に於ける事件を知らんと欲する多くの人々を満足せしめん爲めに、余はこの書翰を、貴卿に宛て、認めしなり、希くは、神が貴卿等を護り給はんことを、余は心より、その聖なる犠牲と祈禱との爲めに盡さん、マニラ發、一六二〇年六月十四日、○元和六年五月十四日=當ル、

是月、幕府、丹波龜山城主岡部長盛ヲ同福知山城ニ、三河西尾城主松平成重ヲ龜山城ニ、近江膳所城主本多俊次ヲ西尾城ニ移シ、尋デ、伊勢長島城主菅

元和七年七月是月

二〇七

沼定芳ヲ膳所城ニ移シテ、各其封ヲ加ヘ、伊勢桑名城主松平松久定勝ニ七千石ヲ加増シ、長島城ヲ與フ、

〔東武實錄〕

七下

是月、松平左近將監成重、三州西尾ノ城、食邑二万石ヲ轉シテ、丹波國

龜山ノ城、食邑二万二千二百石賜ル、

是月、本多下総守俊次、江州膳所ノ城、采地三万石ヲ轉シテ、三州西尾ノ城ヲ賜ル、領地員數、元ノ如シ、

堀三右衛門・徳山五兵衛、引キ渡シノ檢使トシテ西尾ニ赴ク時ニ、仰出サル、趣、

覺

一今度御國替之衆、百石ニ付壹疋一人にて、二日路可相送之、并奉公人之儀不寄上下、國替之所まで令供、主人相談之上可令歸國、主人は無相違可返遣事、

一年貢未進方に取つかひ候男女之儀、二十ヶ年過候は、可爲譜代事、

一未進方に取つかひ候者、其所に殘置候男女、縦主人之所にて生れ候子成とも、七歳迄は、其

父母につくへき事、

一未進にて無之者、親兄弟譜代にくれ候男女之事、遂穿鑿、於無其紛者、譜代勿論事、

一去年未進之儀、正月より四月中ハ先地頭可爲所務、五月以後は弃破事、

松平成重

本多俊次

堀直之徳山則秀檢使トシテ西尾ニ赴ク

國替ノ衆奉公人ハ歸國セシム

年貢未進ノ償トシテ使用セル男女ソノ子女ノ處置

去年ノ未進

元和七年七月廿八日

土井大炊助利勝

土大

本多上野介正純

酒雅

岡部長盛

菅沼定芳

八月是月、岡部内膳正長盛、丹波國龜山ノ城、采地三万四千石ヲ轉シテ、同州福知山ノ城、食邑五万石賜ル、松平山城守忠國、此城ヲ長盛ニ渡ス、今春二月ヨリ、忠國福知山ノ城番ヲ勤ム、

〔東武實錄〕

七上

是年、松平隱岐守定勝、勢州長島ノ城、采地七千石加賜セラル、桑名ノ外、〇本

書、六年トナスハ誤ナリ、

〔寛政重修諸家譜〕

八十

板倉重昌

内膳

元和七年、丹波國龜山城を松平右近將監成重に

たまひ、同國福知山城を岡部内膳正長盛にたまふにより、仰をうけたまはりて、かの地にいたり、城引渡のことをつとむ、

〔寛永諸家系圖傳〕

百四

岡部長盛

彌四郎、後内膳正に任ず、

元和七年八月、龜山をかゝり、同國福

智山にうつり、所領一万六千石の加増をたまひ、都合五万石を領知す、〇寛政重修諸家譜、岡部長盛譜異事ナ

岡部長盛

板倉重昌上使トシテ龜山福知山ニ赴ク

〔和泉岡部家譜〕 長盛 彌二郎ト稱ス、内膳正ニ任ス、○中略 元和七年八月、封ヲ福智山ニ移シ、加邑一万六千石トス、

本多俊次

〔寛永諸家系圖傳〕 九十 本多俊次下總守 元和七年、父卒してのち、○康俊卒シ、俊次嗣グ

見、西尾の城をたまり、三万五千石を拜領す、○寛政重修諸家譜本多俊次譜異事ナシ、

〔譜牒餘録〕 三十三 本多隠岐守 系圖之拔書

俊次、元和七年、賜參州西尾城、領采地三萬五千石、

〔近江本多家譜〕 ○上略、康俊卒シ、嫡子俊次、家ヲ繼グ、此年、五千石ヲ加ヘラレ、三州西尾エ

移封ス、三万五千石、

松平成重

〔寛永諸家系圖傳〕 六 松平成重右近衛將監 同七年、丹波の國桑田郡龜山の城にて、二千

二百石の御加増を給ひり、都合二万二千二百石を領す、○寛政重修諸家譜松平成重譜異事ナシ、

〔譜牒餘録〕 四十一 松平對馬守 元和七年辛酉、祖父將監、丹波國龜山之御城拜領之、

〔豊後大給家譜〕 左近將監成重 同七年、二千二百石加増、都合二万二千二百石にて、丹

波國桑田郡龜山の城を賜り、○下略

菅沼定芳

〔寛永諸家系圖傳〕 二十 菅沼定芳織部正 同七年、長嶋をあらため、江州膳所の城にう

つり、采地一万石の加増を拜領す、○上下略、寛政重修諸家譜菅沼定芳譜異事ナシ、

〔菅沼家譜〕 左近定芳傳

一 ○中略、定芳、江戸ニ參觀ス、八月、同十八日、召定芳賜江州膳所城、加祿一万石餘、都合三万千百三

拾石也、領知付如左、

菅沼定芳ノ領知付

- 一膳所町西庄木下中庄別保 一北大路村 一國分村
- 一平津村 一千丁村 一南郷村
- 一内細村 一外細村 一矢橋村
- 一南山田村 一御倉村 一下笠村
- 一十里村 一集村 一古高村
- 一出場村 一笠川村 一中澤村
- 一鳥井川村 一橋本村 一神領村
- 一大江村 一大カヤ村 一兩カサ村
- 一野路村 一矢倉村 一岡村

- 一 川邊村
- 一 羽栗村
- 一 芝村
- 一 平野村
- 一 井上村
- 一 曾東村
- 一 中村
- 一 富川村
- 一 黒津村
- 一 山寺村
- 一 一枝村
- 一 新免村
- 一 中野村
- 一 桐生村
- 一 上山依村
- 一 小田原村
- 一 淀村
- 一 關津村
- 一 稲津村
- 一 岩本村
- 一 森村
- 一 一堂村
- 一 牧村
- 一 大鳥居村
- 一 中村
- 一 龍川村
- 一 東村
- 一 大支村
- 一 黒村
- 一 追分村

松平定勝

〔寛永諸家系圖傳〕

八 松平定勝隱岐守

元和同六年、長嶋の城をくゝへたまふ、○下略、本書六年トナス

ハ、誤ナリ、

〔譜牒餘録〕

廿六 松平隱岐守

松平古隱岐守定勝

同六、庚申年、賜長嶋城、○本書六年ト、ナスハ誤ナリ、

〔寛政重修諸家譜〕

五十 松平定勝隱岐守

元和六年、また同國長嶋城を賜ひ、七千石の地を

加恩あり、○本書六年ト、ナスハ誤ナリ、

〔伊豫松山久松家譜〕

定勝

元和六年

同六月、伊勢國長嶋城七千石ノ地ヲ加フ、○本書六年六月、トナスハ誤ナリ、

○幕府、丹波福知山城主有馬豊氏ノ封ヲ移シ、十三萬石ヲ加増シ、筑後ノ地二十一萬石ヲ與ヘ、久留米城ニ居ラシムルコト、六年十一月二十七日ノ條ニ、近江膳所城主本多康俊卒シ、子俊次嗣グコト、本年二月七日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔元和年録〕

坤

一 二月被仰付所替、岡部内膳長盛壹万六千石御加増、丹州龜山より同國福智

山へ移、松平將監龜山へ移、有馬重氏玄蕃自福智久留米山脱カ移、○本書長盛豊氏等ノ移封ヲ二月トナスハ誤ナリ、

一 菅沼織部、自長嶋江州膳所へ移、壹万石御加増、

略○中

一 今度御國替之衆、百石之付壹疋、壹人之而、二日路可相送之、并奉公人之儀、不寄上下、國替之所迄令供、主人之相談之上可令歸國、又無違亂可召返事、
一年貢未進方之取仕候男女之儀、貳拾ヶ年過者可爲譜代事、
一 未進之取仕候もの、其所之殘置男女、縦主人之所之而生候子成共、七才迄ハ可付父母事、

一未進之而無之者、親兄弟譜代に、くれ候男女、せんさく(候カ)よて、於無紛者、譜代勿論之事、
一去年之未進之儀、當正月より四月中者、先地頭可爲所務、五月より以後可弁破事、

元和七酉年

〔元寬日記〕 三 元和六庚申年

一同十一日、(正月)○中略、秀忠、與平九八郎ニ元服ヲ加へ、偏諱ヲカ、ル、ル六年十一月二十七日ノ條ニ收ム、
(左近大夫定芳ノ願)轉勢州長島二万石、賜江州膳所三万石、(下略、本書、六年トナス)

ハ誤ナリ、

〔元寬日記〕 三 一同十一日、(正月)○中略、有馬豐氏、筑後久留米移封ノコトニ條ニ收ム、丹波龜山二万二

千石餘、松平將監長重賜之、

一二月十五日、(正月)○中略、秀忠、與平九八郎ニ元服ヲ加へ、偏諱ヲカ、ル、ル六年十一月二十七日ノ條ニ收ム、此日、丹波福智山五万石、岡部内

膳正長盛賜之、此所有馬豐氏之領也、去比賜久留米所替、仍長盛移其跡、

〔松山叢談〕 一 宗源院殿定勝公 (久松) 同年、於江戶、勢州長嶋并領地七千石御加増、(知下向シ) 某家記

此時御老中酒井雅樂頭忠世公、土井大炊頭利勝公、御内意被申聞候者、當時長島城明き城
之相成居候、此城殊之大切の場所之被思召故、被下置候間、四男定實、長島城代として被差
置可然旨被申聞候得共、定實公御病氣罷在難差置、五男定房公以來城代之可差置旨御達

長島城ハ殊ニ大切ナル
定勝五男定房ヲ長島城代トナス

後久松庄右衛門ヲ城代トナス

之て被差置、其後家臣久松庄右衛門城代之被差置、寛永元甲子年六月五日、定行公御家督之時、定實公へ長島城領地七千石可被下置旨被仰出候得共、定實公未御多病にて勤仕難爲致段、定行公被奉辭、慶長十乙巳年、定實公駿府へ被召候以來、合力米三千俵御贈り、其後長嶋之地七千石御分地、合て一万石高御贈り、長島城ハ寛永二丁丑年、定房公へ被下置、
御系譜

○八月一日、菅沼定芳、江戶ニ參觀スルコト、姑ク菅沼家譜ニ據リテ、左ニ合攷ス、

〔菅沼家譜〕 左近定芳傳

一元和七辛酉年八月朔日、參觀于江府、(下略、定芳、一萬石餘ヲ加増シテ、近江膳所、城ニ移封セララル、コトニカ、ル上ニ收ム、)

日野資勝板倉勝重二八朔ヲ賀ス

禁裏ニ祝儀ヲ獻ズ
德日ナルヲ以テ御返禮ナシ

女御德川和子
中和門院近衛前子

一日、庚午八朔ノ御儀、秀忠、御馬ヲ獻ズ、

〔涼源院記〕

一 七月廿九日、己巳、晴、朝飯過て、板倉周防守へ八朔ノ禮ニ參候也、(日野光慶)中納言

同道申候也、樽代如例年、則對面にて、歸候也、又直ニ板倉伊賀守へ參候處ニ、一昨日高雄山

へ仁門主(仁和寺深親王)・大門主御成ニ付テ登山故、草臥之由ニ而、無對面、樽代同前、及晚伊賀守ヨリ體一

折廿本、諸白兩樽、内新酒一、書狀到來、

三條中將殿ヨリ八朔ノ祝義、織部蓋十、藤向へやゞゞ(實秀)到來候也、

八月一日、庚午、晴、禁裏へ今日之御祝儀進上仕候也、使兵庫、十帖・水引卅把、今日御德日故、御

返なき也、女院様へ同十帖・水引卅把、八ッ時分ニ御返拜領、十帖ニ白小茶碗十、女御様へ同

十帖・沈香廿五兩進上、使新丞、中納言殿・藤右衛門殿者共同心申候、藤右可申合由、此間使候

也、御返、午刻時分ニ、權中納言御局ヨリ、御文相添テ、十帖ニしゆちん一まさ拜領、則御返事

申入候也、及晚女御様へ御禮ニ伺公、中納言同心、弓氣多攝津守ニ逢申テ罷歸候也、直ニ女院

様へも御禮ニ伺公申候也、木工殿、ソワズノ間へ被出候テ申云、中納言・尊勝院來臨、三條殿

若上來臨、三條中將殿へ美濃紙三束、藤向ヨリ染ツケノ皿十遣候也、小倉寂如來臨、諸白樽

御頼御返

西洞院時慶
御太刀ヲ獻ズ

女御御所ニ
參上

秀忠ノ使者

一、木ネリ一折持參、令對面、御酒ヲス、メ、歸申候也、(略)
二日、辛未、晴、(略)○中略、日野資勝、西洞院時慶ノ宗義成ヲ訪ハントスル意、禁裏より大門様へ、御たのむの御返、拙子所へ持來、請取置申候也、十帖將基ノ馬盤(日野資勝)リ、イヘニ入、予同御たのむ拜領、十帖・生腦三斤、(略)○下略、顯脾慈性等、宗義成ヲ訪フコト

〔時慶卿記〕

四十九 七月廿八日、天晴、涼氣也、(略)○中一八朔ノ用意、内義ハ忿シ、

廿九日、天晴、曉ハ震而止、(略)○中一女御殿へ八朔ノ杉原十帖・樟腦一斤上、權中納言局へ小錫

一對先遣ノ置處、則今日ニ披露ト、何モ明日ノ用意候也、

八月小一日、(略)天晴、行水被過而、如例御太刀ヲ御所へ奉、平松同、御返シハ、御德日ニテ、明日

也、女院御所へ間鍋三上、御返大茶碗鉢一・小錫一對拜領、御禮ハ夕ニ參候處、女三宮御座ニ

テ、御對面無之、三人同前、女御殿へ參候、門ヨリ申置候處、弓攝津守馳走ニテ、與參、有盃吸

物、菅田殿・野田殿・糸・ヤ、被出、權中納言・中殿ハ、先出テ被入、御喝食御所ノ御乳人折節被出

候、一禁中へハ、從江戸、御馬・御太刀如例被奉、御使松平出雲守、板周防同心ニテ、於前内府

有振舞ト、一大御乳人・長橋へ一禮申候、一今朝板周防守へ單皮三足、平松間鍋三、右衛門

督三人同心候、何モ對顔、御所へ被出刻ニテ、門ニテ逢也、伊賀守へ行、對顔候、啓迪庵へ寄人、

八條宮智仁親王

豐臣秀吉後室高臺院杉原氏

元和七年八月一日

二一八

一御所方ハ八條殿御盃給(智仁親王)若宮御方同政所殿同近衛殿ハ御咳氣ニテ無御對面竹門(皇孫院良親王)大聖寺殿御盃但御隱居ハ御所へ御參ト二條殿九條殿御盃給殿下へ柿一折上(忠榮)禪閣へ門ヨリ申入(禮司信時)大閣へ同前關白殿女三宮御方へモ申入一條殿御他行申置其外兩傳へ門迄(雅胤)飛鳥井同竹松ノ方へ同常徳院へモ申候一勘局(勘局由西洞院時子)ニテ暫休息候有湯漬一高臺院殿門迄一禮申入三人連也一道ニ禮ニ來一此方へ禮者石黒小八同母來柿持參候盃ニテ祝之理兵衛等來家中各盃ニテ祝之勘局又大聖寺殿ノ衆來義祝之及夜也一禮者養運・稲田喜左衛門繪屋ノ圖法師ヲ彩色ヲ持參候久左衛門與兵衛兩人ハ留守ニ來ト一女御殿御返同杉原カント一卷權中納言ヨリ手燭臺二給一陽明へ菱進上候處柿一折給一關白へ柿一折上一御所内村金右衛門十疋上今里ヨリハ不上一端ノ若上ヨリ間鍋二返ハ錫ノ茶碗五内義へ茶碗五返重箱一竹門へ柿一折是今日ノ義ニ不構不可爲例八條殿へ同

〔土御門泰重卿記〕

四 七月廿九日己巳晴八朔御札相調也略下

八月小建酉一日庚午八朔御札廿枚禁中ニ進上同十枚女院御所ニ進上神拜飯後方々御禮女院御所へ洒布一疋進上申候也女御へッネ洒布一疋進上也何も御祝着之由被仰候

土御門泰重八朔ノ札ヲ獻ズ

從女御殿爲御返杉原十帖一卷(鈍子)拜領權中納言殿文添返事申入候忝之由也家君(土御門久修)へ杉原洒布二疋拜領也略下

〔孝亮宿禰日次記〕

六 八月小一日庚午晴自將軍八朔御馬進上御使松平出雲守如

例云々禁中御太刀(壬生)忠利進上之所々參御禮

〔義演准后日記〕

二十 七月廿九日略中 昨日板倉伊賀同周防守八朔百疋宛金子八

郎兵衛同

八月朔日勲行如恒女御へ杉原十帖扇五本令進上并權中納言御中弓氣多攝津守へ錫一對遣ス使主水略下

二日略中 從女御々返杉原十帖シユチン一卷權中納言ヨリ十帖茶わん皿廿中殿ヨリ大茶わん鉢一ツ返禮

○春日社及比東大寺八朔祝儀ノコト便宜左ニ合敘ス

〔春日社司祐範記〕

元和大和 一廿五日八朔爲禮東九條庄屋麵五把亭一結持參

春日社

元和七年八月一日

二一九

壬生忠利

醍醐寺三寶院義演

元和七年八月一日

三二〇

同大柳生庄屋善右衛門、麵十把持參了、

中坊又三郎、カマス一連持參了、

大江庄屋、カマス一連持參了、何モ酒給之、

八月小、

一日、旬日並朝夕三度、音樂奏之、

一白杖春拵、御幣春在、散米春祇、

一社司時廣(中東)・祐範(東地井)・時家(上)・延豐(西)・師治(大東)・延通(辰市)・祐為(東地井)・祐長(千鳥)・祐榮(大東)・延倫(今西)・祐定(大東)・延種(千鳥)・祐紀(千鳥)・中臣氏人無之、

大中臣氏人時久(中東)・經長(正真院)・師勝(西)・時昌(中東)・家綱(中東)・經忠(正真院)・時房(中東)、

一旬菓子柿梨子(上)、今一種代赤小豆切餅、備進之、

一塩引代鮑、干鮭代鯛、燒物、鮎鮓九備進之、

一豆腐、若根備進之、

一時家評定云、進盤朝夕共ニ菓子代ヲ以テ備進、不謂次第也、今時分菓物万多流布也、自然事

闕時分者不及力、當季柿・梨見事也、雖致備進、一段少分之物躰備進曲事也、以來於同前者、

評定
神供廉品

可被處罪科旨下知了、并旬油物何モ以外聊爾也、輕物調進之躰、是又廉品ニ調進曲事也、以

來能々可致覺悟通被申付者也、

〔春日社司延通記〕

元和七年(西)正月以來御神事引付 一八月一日、旬御神夏如例、日並

朝夕、見參社司時廣・祐範・時家・延豐・師治・延通・祐為・祐榮・延倫・祐定・延種・祐紀、大中臣氏

人時久・經長・師勝・時昌・家綱・經忠・時房、

一旬御菓子、柿・アリノミ、御燒物、鮎ノ鮓、一殿ニ九ツ宛、御輕物(スルメ)、豆腐(ウカネ)、淺瓜、

茄子等調進了、

一社司評定ニ云、旬ノアリノミ以外少分ナルヲ備進、曲事之次第也、并御輕物・油物等以外陵

爾ニ調進申、沙汰限ナル條、來旬ヨリ可致結構之旨、堅以下知了、又夕御供ニ此中柿不致備

進條、自今以後柿可令備進旨加下知了、

〔東大寺雜事記〕 一 八月朔日、八朔之祝義、○下

四日、(西)秀忠、初鮭ヲ獻ズ、

〔孝亮宿禰日次記〕 一 八月四日、癸酉、晴、○中略、和漢聯旬御會ノコト等ニカ

自將軍初

元和七年八月四日

東大寺

三二一

元和七年八月六日

鮭進上云々、

三二二

六日、乙亥陸奥仙臺城主伊達政宗、領内ニ令シ、漆樹及ビ桑等ヲ増植セシム、

〔伊達家文書〕 三

一うるしの木、壹人に付而、毎年拾五本宛うへ可申事、付、根かり油斷申間敷事、

一うるしの木拾本ニ壹本、百本ニ拾本、御百姓衆ニ被下事、

一くわの木入念うへ可申事、但御役被仰付間敷事、

一かうづ、何よりも入念うへ可申事、

一竹入念はやし可申候、付竹ふへ候い、其やぶ拾分一、主ニ可被下事、付、御用不立古竹者、爲切可申事、

一竹切申事、たれくこよらす、御判に而爲切可申事、

一御分國中、松・杉・さり、其外御林共、入念はやし可申事、

一右之うへ木・かうづ・竹うへざる者、科代として、壹人ニ付而廿日宛めしつかのれへき事、

一木竹むさときり取者於有之者、爲科錢、小判壹兩宛可取事、

漆
桑
楮
竹
竹ノ伐採
松杉桐ノ植
林
植エザル者
ノ科代
科錢

新茶ノ年貢

一新茶之御年貢、三年・四年目より古茶多んの拾分一、五年目よりハ本年貢ニ取可申事、以上、

元和七年

八月六日

〔伊達政宗〕

安部正左衛門尉

〔伊達山治家記録〕 九

二十

八月丁酉小六日、乙亥、安部正左衛門ニ竹木ノ御法度書御黒

印ヲ下サル、正左衛門兼テ御領中桑・漆・楮・竹等栽立御用務ムルニ因テナリ、御法度書ノ條

々、去年九月、奉行中ヨリ相出ス竹木ノ制札ニ同シ、最末ニ新茶園ノ一事アリ、其趣、三年目、

四年目ヨリ古茶園ノ十分一、五年目ヨリハ本年貢ニ取納スヘシト有リ、

○政宗、領内ニ令シ、漆樹及ビ桑・楮等ヲ増植セシメ、養蠶ニカメシムルコト、六年九月

一日ノ條ニ見ユ、

八日、丁丑伊豫松山城主加藤嘉明、江戸ヲ發シテ、國ニ歸ル、是日、京都ニ入ル、

〔涼源院記〕 一

八月八日、丁丑晴、○中略、日野資勝宗義成ニ梨ヲ贈ルコト、今日、江戸よ

り加藤左馬助上洛之由也、則喜兵へヲ遣申候也、〔日野光慶〕中納言より、明日朝飯過て、壬生左馬助へ

見舞可申由申來候、又廣橋〔兼勝〕前内府にも御見舞候間、拙子へも可參かと申來候也、自躰可參由

嘉明京都壬
生ニ宿ス

元和七年八月八日

三二三

元和七年八月八日

申候也、○下略

九日、戊寅、晴、午刻過時雨にて雷鳴、やかて又晴、○中略、尊勝院慈性、宗義成ノ疾ヲ問フコ、左馬殿上洛之ことつて、唯心書狀到來、三介、日野ノ代官あしき旨、百姓訴訟申、目安上候之付、三介上候をよひかへして、せんさく之付て、當年ノ先日野へ被參候事不成候間、兵庫を遣候てと申來候也、

今日左馬殿參候事延引也、明後日邊廣橋前内府も御出可有由也、○下略

十日、己卯、晴、加藤左馬助來臨、太刀壹腰、馬壹疋、馬代銀子十枚、藤向へも銀子十枚、令對面候、則直中納言所へ御出候也、及晚此方より諸白大樽三、鱈五本遣し候也、○下略、宗義成、書ヲトニカ、ル、六月二十三日ノ條ニ收ム、

十一日、庚辰、晴、加藤左馬助へ廣前内府、御持參大樽、予、中納言同心にて、壬生宿所へ參候也、則對面にて、吸物にて御酒有、令沈醉歸宅、加藤左馬助へ、院家ハ先へ被參候て、參會申候也、中納言、院家ノ宗對州へ直之見廻候て、振舞有之、歸寺之刻、院立被寄候也、○宗義成、暇ヲコト、六月二十三日ノ條ニ見ユ、

十二日、辛巳、晴、及晚曇、夜之入雨ソ、ク、○中略、資勝、宗義成ニ書ヲ贈ルコト、加藤左馬介、女

日野唯心資勝へノ書狀ヲ嘉明ニ託ス

嘉明資勝及比光慶ヲ訪フ

廣橋兼勝及比資勝光慶等嘉明ヲ訪フ

嘉明女御徳川和子ニ謁ス

ス

廣橋兼勝嘉明等ヲ茶ニ招ク

數寄屋振舞

鰻蒲燒

御様へ御禮之付、拙子處へ被立寄候て、休息候也、
十三日、壬午、朝より曇、辰刻ヨリ雨降、○中略、加藤左馬助へ御茶可申由書狀遣候處、十九日之朝可參由申來候也、かきや有庵へも書狀を遣候也、
十四日、癸未、晴、○中略、中院通村亭八幡宮法樂和歌會ノコト、午刻廣橋前内府へ加藤左馬助、拙子・中納言・中江宗白、御茶之參候也、生鯉ニ遣し候也、先中納言へ左馬助被參候て、拙子參候て、同心申候也、

すきや振舞、杉ノ足折、アカキ、江戸わん、汁松茸、大根、四方之ホソナカクノアフル、赤貝入、クワンニウノカシハノハナリナル白皿之、リヨウリ、ナマスサ、イ、魚ハカレカト覺申候、大根ヲロシ少シマシル也、ワキ之袖ミソ引テ、青豆・カウノ物・ナタマメ・ナスヒ・アヲウリ、シヤウハチ之入、ソメツケノツ、ミハチ之、エタ山椒・コマシホ、アシウチ之、ヤキアユ・ウナキカハヤキ・アヲクシ、スハトリノコサヲニ入テ、別之引、鯉ノサシミ、大ナルトリノコサライリ、サケ之タメテ、ヌリツホサラ之、鮑ヲイリテ、又セイチノ少キサラ之、ウルカノナシ物、酒五ヘシ、菓子、梨子ワキリ、木くらけ、ワラヒモチニ也、床ノカケ物、(宗地)玉室筆佛法無用功處、此文字也、風呂、富士かま也、茶ワン古高麗、茶入シリフクラ、スミトリカコノクミ物也、水サシ、サキカ

元和七年八月八日

元和七年八月八日

二二六

月ノ蓋

シラ、トモフタ、水コホシ・メンツ、フタ置ヤキ物、花ハカネノ物也、ムクケホフルアサミヲ被入候也、茶過テ、カツテ出申候、又盃出申候、先木棟・ウトン、アカリコ、アカキチウ足ノアシウチ也、吸物、鯉・肴色、出申候、御酒數度、大酒にて、後之ハ月ノ蓋出申候、見廻ノ衆サンリヨ。出納・外記・左兵へ・ソウ庵等也、

光慶嘉明ヲ招ク

十五日、甲申、晴、日曇申候、初夜過ヨリ雨降、○中略、資勝、八幡宮法樂和歌詠草ヲ中院通村ニ贈ルコトニカ、ル、年未雜載學藝遊戯ノ條ニ收ム、今晝加藤左馬助、中納言所へ茶之被參候由也、

〔涼源院記〕

二 八月十九日、戊子、晴、加藤左馬助・中江宗白・周庵道活・中納言、五ツ以前

之來臨、カケ物、定家筆、振舞、杉足打、本之汁、納豆、ざるノサラニイレ、ハヘ、ナマス、ワキ之袖三ツ・クルミ・松子ヲ入、二之炮ヤキ赤貝ヲ入、ワニスへ杉ニテフタヲスル、汁、河ス、キ、ウシホ之引之、鯉ノサシミ、河ス、キモツクリマツル也、黒重三之、カウノ物色々、足ヤキマツタケケシアへ、イリコノフトニ、又アシウチニカマボコ・ムクトリヤキテ、ハエノス、イ物、梨・ハス、セイシノハチ、生タコ・ウルカ・クルマエヒ・カラスミ等也、御酒七返、菓子キントン・ミックリ・コホリコンニヤク、其内スミヲナラス也、花ハせいシノ物、ウツフヨウ、白木三色花ヲ入、カマハノカツキ、カスミ之チトリ、水サシ、白せいしの物、丸キ也、チャワンカウ麗、カウタイ

資勝嘉明ニ餞別ヲ贈ル

ワリチャ入、コカタツキ、スミトリサイロ、水コホシメンツ、ヒツキリ茶、夏切むしの極上也、茶過テ、フトウカキヲ被出候也、案令向左馬助旅宿給候也、○下略二十日、己丑、午刻過ヨリ雨降、今朝加左馬助昨日之禮狀遣、今日下候由之テ、餞別之欄絹一卷遣申候、藤向より、昨日さや五たん若上まで遣候也、

幕府年寄衆崇傳ヲ江戸ニ招ク

十二日、辛巳、暹羅國王來舜烈、坤屹實參密末等ヲ遣シテ、來聘ス、幕府、長崎奉行長谷川藤正ニ命ジテ、之ヲ江戸ニ致サシメ、且、金地院崇傳心以ヲ江戸ニ召ス、是日、崇傳、京都ヲ發ス、尋デ、坤屹實參密末等、江戸ニ抵ル、

〔異國日記〕

二 一元和七年酉八月九日、江戸御年寄衆ノ折紙、八月五日ノ日付ニテ、南禪

金地院へ到來、暹羅人來朝候間、江戸へ可罷下上意之由也、折紙ノ案左ニ在之、次飛脚也、(板倉重宗)板防州より被届候、

今度暹羅王より使者差上被申之付而、御用之義も可有御座候間、被罷下候様之と御内意候、其御心得候て、彼使者罷下候時分、乍御太儀御下可被成候、恐々謹言、

土井大炊助

八月五日

利勝判

元和七年八月十二日

二二七

元和七年八月十二日

二二八

本多上野介

正純判

酒井雅樂頭

忠世判

金地院

此時、土井大炊殿より添狀有之、早々罷下候様ことの書中也、不及留案、文言大形同前也、御用御座候て被爲召候間、乍太義下向待入候由也、

一 同日、江戸御年寄衆へ返書遣ス、板防州ノ使者之則渡之、案左之有之、○下略八月九日附酒

狀ノ案ナリ、下ノ本
光國師日記ニ同シ、

一 同十一日、茶屋四郎二來臨、出京ノ刻ニテ途中ニテ對談、暹邏使者之内意物語也、權六へノ書ノ案ノ寫被見候、左之留置、

暹邏國握浮哪諸那奉

國王命下握耶西潭麻喇、著職修書、謹致于長崎長谷川權六足下、切我國王欲以敵國與貴國王修好、永固綿延、(遠)俾商民共享舟楫往來之利、顯遣使坤屹實參密末、坤備斜緝等、賫書儀、上献貴國王、處盟好情、由至長崎、敢伏贊襄恩迎書儀、以壯觀望、并導諸使赴京、詳献適

茶屋四郎二
郎清次
長谷川藤正
宛ノ暹邏國
書

日本ノ名馬

宜、以全通好之意、若有事務所請、咸藉玉成、且聞貴處多產名馬、我國王深慕之、而無由、伏望用心、遍求得最良者、乘時發遣、來使回旋以慰、夙慕敢不銘刻、足下巨勲哉、唯台炤不宣、承我國王命、脩黑鉛玖百觔、象牙百觔、將意納之幸也、謹將上献王儀開具、以聞、

長劔壹把 眞金頭口并嵌寶石、
金東兩頭兩邊亦嵌寶石、

短劔壹把 用金嵌石、亦如長劔、

鳥銃壹對 附飾發機處、純用眞金、

花縵拾條 俱五綵也、

金盤壹具 眞金起花、

石硯壹具 彫刻花草、

象牙千觔

天運辛酉年孟夏七日書、

一元和七酉八月十二日、南禪寺ヲ立テ江戸へ、同廿二日、下着、

同廿三日、登城、御禮相澄、仕合無殘所、廿三日早朝、土井大炊殿、本多上野殿、酒井雅樂殿、并

崇傳江戸ニ
向フ

元和七年八月十二日

二二九

暹羅ノ使者
江戸ニ著ス

通事ヲ招キ
テ事情ヲ問
フ

崇傳暹羅國
書ヲ讀ム

本多正純宛
ノ暹羅國書

元和七年八月十二日

二二〇

主計殿（永井尚政）伊喜之助（伊丹康勝）へ參ル、早速下向、御感不斜由、各示諭、忝義也、

一同廿六日、暹羅人到着于江戸誓願寺、牧野（信成）豐前守殿賄也、本使兩人下々以上不過廿人、通事日本人（長谷川藤正）權六使、都合六七十人有之由也、

一同廿七日、登城、暹羅通事（以心崇傳）ヲ被召、御年寄衆各、愚亦同席、今度使者ノ意趣ヲ被相尋、互ニ問答、金札ノ案并書付内覽ノ後、可上奏旨被申渡所ニ、金札ハ直進、上野殿、大炊殿へ有狀、是モ金札奏上ノ後可進由ヲ申也、然ハ先其狀ヲ被渡候へ、其上ニテ奏上可申ニ相定ル、木ヤノ彌三右衛門モ來ル、今ハ入道也、

一同廿八日、右ノ通事登城、御年寄衆（崇傳）、傳モ同席、對顔、彼書ヲ上ル、高築ノ益ノ様成物ヲ袋ニ入、蠟封アリ、大炊殿へ一ツ、上野殿へ一ツ、以上二ツ、日本ノ臺ニ居テ上ル、封ヲ破リ、袋ヲ開ク、内ニ文箱アリ、其内ニ筒ヲ袋ニ入、開テ見レハ、筒ノ内ニ書アリ、傳開テ讀之、出仕ノ衆歷々見物也、書ノ寫并認様以下左ニ記之、

暹羅國握耶西潭麻喇、謹致書於日本國本田（多下同ジ）上野守（介下同ジ）門下、茲奉我國王命云、欲與貴國通好義、如同一國、大興舟楫往來之利、特遣使坤屹實參末（密脫九）坤備斜緝等、齎書儀上獻貴國王殿下、使至、顯仗鼎言、恩迎書儀、以壯觀望、并導諸使役赴京、交接適宜、以光和好之意、若使者

有事務告請、望爲贊襄、且聞豐丘沃野多產良駒、我國王深慕之、而無由、是命也、重訂來使、售二三匹以歸、敢籍伯樂之顧、得如數而還、足慰其夙慕矣、但敵境所產罕奇、倘有可爲快心、仰候台教、而今而後、世々永好、毋絕辭命、舟楫咸蒙疏通之利、上下共享泰平之天、國之幸也、門下之惠也、唯炤亮焉、承命敬脩花縵拾條未職、花縵貳條、具送以將微忱、至均領之、忝慰不勝、謹楮以啓、謹將上獻貴國王儀物開具、以聞、

長劔壹把 眞金頭口嵌寶石、金東兩頭兩邊俱嵌寶石、

短劔壹把 眞金嵌石、亦如長劔、

鳥銃壹對 附飾發機處純用眞金、

金盤壹具 眞金起花、

花縵拾條 俱五綵色、

石硯壹具 彫刻花草、

象牙千觔

天運辛酉年四月七日書朱印也、

右書（白キ）唐紙一枚、長ヲ横ニメ、堅ヲ九寸五分ニメ、經ノ如クニ、ハ、三寸七分ニタ、ミテ、片

元和七年八月十二日

二二一

元和七年八月十二日

二二二

面ニ五行ツ、書之端一面ハ明テ、上ニ啓ノ字一字書之、奥ハ皆來紙也、架籠ニ入、架籠モ白キ唐紙、上ニツキ目アリ、其上ニ赤キ唐紙ヲ切テ外題アリ、外題ニ、日本國本田上野守門下ト書ス、封架籠ノ右ニ肅啓上ト三字、左ニ賜覽ト二字書之、中ノ封ノ字ハ外題ヨリ下ノツキ目ニ書之、

架籠共ニ下ヨリキリ、ト卷テ、筒ニ入、袋ニ入、右ニ記ル如シ、

大炊殿ヘノ書モ、文言并紙以下ノ認様同前也、

書ノ口ニ土井大炊守(助)門下ト書ス、外題モ同前也、

右ノ書ニツ共ニ、益箱袋以下其儘傳ニ給候、返書頼入之由大炊殿・上野殿御申候間、取テ歸リ、如右案文書留、翌廿九日ニ右ニツ共ニ御兩人ヘ、清兵衛ニ持セ返進、案ヲ此方ニ

留申候間、返書ハ如御意調可申候、此書、益箱袋以下、異國ヨリ到來ノ物ニ候間、御手前

ニ被爲置可然候ト申遣ス、御満足候トノ口上ノ返事也、

一同廿九日、牧豊州・永喜(林信忠)傳同道ノ誓願寺ヘ行、暹邏ノ兩使ニ對談、通事之告ヲ以、國ノ風土

ヲ聞テ歸ル也、

〔本光國師日記〕 三十一(八月) 一九日、江戸御年寄衆大炊殿・上野殿・雅樂殿、八月五日之御連

正純等返書
ヲ崇傳ニ草
セシム

牧野信成林
信澄崇傳等
暹邏ノ使者
ニ會ス

崇傳暹邏ノ
使者ニ先チ
テ江戸ニ抵
ラント答フ

署、暹邏王使來、已刻板周防殿、爲持被越也、大炊殿別書到來、阿部備中殿(正次)八月五日之狀、

(此書中ニ、松右衛門殿・島治兵衛殿傳語申來也、)阿部備中殿、永喜老、大橋長左、何も八月五日之狀來、返書共、即刻周防殿ヘ之使者ニ渡之、

同日、右之御年寄衆各ヘ返書遣ス、雅樂殿・上野介殿・大炊殿ヘ返書遣ス、○異國日記ニハ、

則渡之、案左ニ有之、板防州ノ使者ニ

八月五日之御飛札、同九日巳之刻、板周防殿、御届、拜見仕候、今度暹邏王、使者指上由

被申之付而、拙老儀可罷下旨御内意之趣、被仰下候、奉得其旨候、任御書中、彼使者京都

罷立時分承合、少先様ヘ可罷下候、聊油斷不存候、御前可然様ニ御取成奉頼存候、恐惶謹

言、以上、

八月九日 金地院

酒井雅樂頭様

本多上野介様

土井大炊助様尊報

土大炊殿ヘ別狀之返書遣ス、文言右大形同前也、

一同十二日、南禪御立、江戸ヘ御下向、大津、書狀共各ヘ遣ス、廣橋前内府殿(龜勝)ヘ樽之禮申遣

元和七年八月十二日 二二三

京都ヲ發ス

元和七年八月十二日

二三四

ス、知積院・養源院・伏見院様、御たき物御禮、勸修寺辨殿(辨殿)・井攝州・糸九郎右・淀二郎右・平野九郎右・野村新兵へ、以上四人へ一紙之狀遣ス、爲暇乞來臨、殊持參満足之禮狀也、板伊州(板倉勝重)・板防州へ狀遣ス、板内膳殿へも遣ス、三寶院殿へも遣ス、川勝信濃殿へも遣ス、是ハ太心之渡ス、以上十二通、大津之而認遣ス、

草津二泊ス

一同晩草津御泊、常光院、和州郡山々同日之狀來、爲餞黒木綿一端來ル、勳首座持參也、勳者公帖之儀奉頼との書中也、則常光へ返書遣ス、此便宜幸便故、松下總殿・山田半右へ狀遣ス、暇乞狀也、届給候やうこと常光へ申遣ス、

一同日、驢庵(牛井)へ狀遣ス、杉原三束遣ス、

一同日、友竹院へ狀遣ス、諸白大樽一つ・索麵一箱遣ス、

一同日、野村や新兵衛へ狀遣ス、帷子二内單遣ス、

一同日、山口駿河殿へ狀遣ス、杉原三束遣ス、

一同日、片主膳殿へ狀遣ス、

一同日、甲斐庄喜右衛門へ狀遣ス、

一同日、赤井豊後殿へ狀遣ス、

一同日、島田清左衛門殿へ狀遣ス、

一同日、久具忠左衛門殿へ狀遣ス、

一同日、後藤宗恩へ狀遣ス、植木進候様こと、久右衛門之申付と申遣ス、

一同日、紀州安帶刀殿へ狀遣ス、今度俄之罷下候故、中納言様へ御目見え之祇候不申候、御取

成奉頼と理狀也、態飛脚可遣由大寧へ申渡ス、

一水出雲殿・大新右殿・竹慶安へも狀遣ス、右同前之文言也、

一八月十二日、細川三齋老へ狀遣ス、俄之罷下候との理狀也、

一同日、細内記殿へも遣ス、

一右三齋・内記殿へ之狀、烏丸辨殿へ届給候様こと、又書狀相添、三つひとつこして遣ス、

一同日、天龍新命へ狀遣ス、樽二荷遣ス、

一同日、重庵へ狀遣ス、諸白一荷遣ス、

一同日、大徳清泉寺へ狀遣ス、玉室・江月各へ、心得頼入と理狀也、

一同日、同縁藏主へ狀遣ス、是も同前、琢甫各へ被心得候様こと申遣ス、

一同日、河越傳左衛門へ狀遣ス、

一同日、宗對州へ狀遣ス、

一同日、石川宗林へ狀遣ス、

元和七年八月十二日

二三五

後藤宗恩

元和七年八月十二日

二三六

一弓氣多攝津守殿へ狀遣ス、女御様へ御取成頼入と申遣ス、
 一同日、東寺觀智院へ狀遣ス、御寺中衆各へ心得頼入と申遣ス、
 一同日、舞黒介之八木一石被下候と、久右へ被仰遣ル、
 一同日、本願寺門跡へ狀遣ス、先日御音信之禮也、
 一同日、中川九右衛門へ狀遣ス、暇乞也、
 一同日、茶や四郎二へ狀遣ス、
 一同日、道春へ狀遣ス、
 一同日、後藤源左衛門へ狀遣ス、
 一同日、升や道句へ狀遣ス、
 一同日、山名禪高老へ狀遣ス、
 一同日、右卅二通之狀、良長老之渡遣ス、何も被届候様こと申渡ス、
 一同日、八兵へ・光藏主追かけ來ル、久右衛門を清兵へかたへ狀來ル、三寶院殿返書來ル、智積院返書來ル、西洞院宰相殿を狀來、草津にて拜見、則返書上ス、
 一同日、關地藏御泊、喜六來り、久右衛門十三日之狀來、毛氈貳まい來ル、後庄右江戸の八月二日之狀來ル、

林道春
後藤源左衛門

關地藏二泊

石藥師

宮

江戸ニ著ス
秀忠ニ調ス

一 同十四日、關喜六を返ス、久右衛門へ返書遣ス、
 一 八月十四日、石藥師を小兵へを桑名へ遣ス、松河内殿へ書狀遣ス、隱岐殿へも御心得頼入と申遣ス、
 一 同十五日、宮を成隼人殿・竹山城殿へ一紙之狀遣ス、今度俄之被爲召、罷下候故、中納言様へ御目見之不致祇候候、御取成奉頼と理狀也、正覺寺へ渡、原右衛門殿迄被届候様こと申渡ス、
 一 同日、宮を松隱岐殿・向河内殿へ狀遣ス、舟被仰付忝との禮狀也、舟之奉行之渡ス、
 一 同廿二日、江戸へ御着、
 一 同廿三日、御本丸御目見、
 一 同廿四日、樽もち之人足下ル、久右衛門十三日之狀來、樽八つ來ル、
 一 同廿五日、大納言様・宰相様へ御禮申上ル、
 一 九月十五日、細三齋老へ書狀遣ス、案左之有、
 八月十四日之尊札、乍御報具之被示下候、九月十二日、於江戸拜見仕候、竹藏主進上申候處之、種々御懇之被成之由、忝奉存候、八月十二日、以書狀申上候、烏丸辨殿迄進置候、定而相達可申候、其書中之如申上候、俄之被爲召候間、八月十二日之南禪寺を罷立、同廿二日

元和七年八月十二日

二三七

暹羅へノ用
事終ル

元和七年八月十二日

二三八

日之江戸へ下著仕候、暹羅へ之御用共も相澄、爰元仕合殘所も無御座候間、御心安可被
思召候、貴老様被成御隠居候へ共、御仕置以下之儀被仰渡、萬御手透無御座候様子承届
候、尤之奉存候、此比者御氣色もしかと無御座候由、御氣盡故と存候、兎角御養性之段專
要之奉存候、猶奉期後喜候間不能多筆候、恐惶謹言、

九月十五日

江戸
金地院

三齋尊老様 人々御中

上杉景勝
伊達政宗
佐竹義宣
本丸ノ作事
秀忠へ西丸
二家光へ忍
城ニ忠長へ
稻毛ニ移ラ
ントノ風説

藤堂高虎

衆可申入内用意仕候、藤泉州も、于今當地之御詰候、節々參會仕候、以上、
右之文言、大形同前之認、細内記殿へも遣ス、

〔野中完一氏所藏文書〕

京東

以上

自草津一書申入候、今度暹羅人來朝付而、拙老儀可罷下旨被仰出、今日俄江戸へ罷下候、先日
者瑞光和尚・正受和尚・大慈和尚・金龍和尚光駕、其節令他出、欠拜迎候、其已後爲回禮可令參
謁處、此節者仲冬時分迄可令在寺候間、其内互得閑日、可得尊慮所念故、遲怠遺恨、且又相似
慮外候、諸老へ宜預御心得候、重而上洛之節、逐一詣闕下可伸禮謝候、恐々頓首、

金地院

八月十二日

崇傳(花押)

緣公板首 蒲右

〔御當家國師號始り〕

〔鹿苑日録〕

九十

八月十日、自丹後九世戸文殊住持書翰來、惠筆三双、晚炊以後赴南禪金

地院、餞東關行、呈單物一、有展待、

〔時慶卿記〕

四十

八月十二日、天晴、○中一傳長老へ遣狀、俄ニ江戸下向、今朝ト、

十三日、雨天、強ハ不降、○中一金地院昨書返事、從草津京上候、

〔義演准后日記〕

二十

八月十二日、○中金地院、江戸ヨリ依召、俄昨日下午、從大津懇書

賜之、○下略

元和七年八月十二日

二二九

顯暉崇傳ニ
錢ス

元和七年八月十二日

〔東武實錄〕

七下

〔八月〕

是月、暹羅人來朝、

○崇傳、京都ニ抵ルコト、六月十二日ノ條ニ、坤屹實參密末等、秀忠ニ謁シ、國書方物ヲ呈スルコト、九月一日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔南紀徳川史〕

二 南龍公第二

元和七年辛酉、公二十歳、

八月廿六日、暹羅國ノ信使江戸ニ來ル、誓願寺ニ館ス、二十七日、老中ノ宅ニ召シテ、來意ヲ問フ、二十八日、信使登營、

肥前平戸城主松浦隆信ノ從祖父同信實歿ス、

〔松浦家世傳〕

一

道可公 諱隆信、肥前守、

法印公 諱鎮信、肥前守、

信實 松浦又左衛門尉初又三郎、豐後守、

女 天正十七年二月八日卒、法名梅岩壽香、

信清 松浦源太郎、〔松浦久信〕實泰嶽公子、慶長五年生、寛永元年五月二十四日自殺於駿州江尻、後以九日

爲忌日、子孫絶、法名龍光院涼雲道靜、於駿州江淨寺、稱松原院法岸宗鉄、

世系

信實 元和七年八月十二日卒、法名月高宗秋、

〔寛政重修諸家譜〕

四百七

松浦

隆信 肥前守、

鎮信 肥前守、

信實 豐後守、〔杉藤景女〕母は上におなし、

久信 肥前守、

隆信 肥前守、

信清 源太郎、のよきよ母は某氏、松浦豊後守信實が養子、

〔肥前平戸松浦家譜〕

隆信 二十五世

鎮信 二十六世

信實 松浦豊後守

母第三妻杉氏、別家、

久信 二十七世

隆信 二十八世

元和七年八月十二日

元和七年八月十二日

「信清 松浦源太郎

爲松浦豐後守信實養子、後絕、

〔松浦家世傳〕

五十三 公族傳二十五 松浦

松浦信實、道可公第四子也、引庶流系圖大曲記、

攷、小澤記言、信實志佐純次第三子、高齡公養之爲第二子、印山記爲道可公弟、共大妄、名及

氏稱、諸書簡及諸棟牌等亦見、不遑枚舉、

稱又三郎、引壹岐有安、爾自社棟牌、更又左衛門尉、引峯本庶流系圖壹岐續風土記所載與渡良邑祠官狀與

後爲豐後守、引庶流系圖諸書狀諸棟牌

攷、所引書狀、棟牌、其數多矣、故不遑舉目、故只引諸書狀、諸棟牌耳、

母蓮馨夫人、引大曲記、信實嘗割龍泉寺境、爲宅地居焉、引石泉寺傳說、

攷、龍泉寺、今石泉寺之舊號也、傳說割龍泉寺境爲信實宅地、今本澤雄親宅地即其址也、賜

其代地於赤兀、其地今尙傳寺云、

信實爲壹岐日高喜所養、配其第二女、後有故歸本氏、引日高系圖一本、峯系圖案加田記、

攷、喜女、日高系圖爲第一女、日高系圖一本、峯系圖、並皆爲第二女、未知孰是、今從其多、所以

信實歸本氏之者不詳、日高系圖一本、峯系圖、並云、甲斐守卒後、有故養玄蕃爲子、然非信實

不緣之故、其事不審、又紫加田記云、使信實爲日高甲斐守養子、其後甲斐守整請曰、所養信

日高喜ニ養
ハル

二四二

豐臣秀吉ニ
質トナル

實稱松浦氏、則我日高氏絕矣、因養同族石志某爲嗣、使稱日高氏、按、石志某繼日高氏、實然、然至言所以信實歸本氏無他徵、故書有故、又按、永祿十年、壹岐日高及立石重兼等、相與謀取日高喜及其弟勝秀上松浦歸、事詳于道可公傳、按深江記一說、印山記、當此時日高喜以其女送于平戶爲質、因道可公送信實于壹岐、而以喜所送女爲信實妻、此事諸書無所見、然按之、爲質送女事、於理然矣、其女後爲信實妻亦實然、信實如壹岐事、然否不可考、故姑附以備考、印山記送女年係元龜元年、據深江記一記、則永祿八年也、蓋共誤說、詳于道可公傳、

天正中信實爲法印公上洛、質豐臣秀吉、後代于後藤惟明歸、引道可公賜吉富宗巴狀、

攷、狀原云、信實之代惟明上洛、又同賜宗巴狀云、迎信實之水夫、撰其良、據是等則信實在洛明矣、然其上洛不詳何故、按之、爲法印公爲質于豐臣秀吉、自彷彿矣、考詳于惟明傳、其上洛年不詳、交替以所引書押樣推之、在天正中年至十七年之間、考亦詳于惟明傳、因又按、信實上洛事、豐臣秀吉征薩摩時、天正十四年十月十八日、贈書法印公、命上質子、又十五年正月二十六日、復書公答、去冬交附質子于黑田、小西、由之、公上質子明矣、然不詳誰、異本印山記、山本記云、相神浦定爲證人、在堺三年、爲此定赴黑田、小西手、從如居堺、則天正十五年定、蓋在家與相神浦地于山本貴狀、今尙存、因思赴黑田、小西之手者信實、而按鎮西要略、十五年、秀吉征嶋津治九州、七月三日渡關戶上洛、當此時云、九州諸候之男女爲質衆如大阪、若（坂下同シ）此時信實尋上洛亦不可知、又去十二月赴黑田、小西手者、別人、此秋信實上洛亦不可知、又

元和七年八月十二日

二四三

按、此秋若相神浦定赴大阪、其代信實上洛亦不可知也、要之信實在洛在十五年至十七年三年之間矣、而在洛之處不詳、考說詳于惟明傳、爲赴黑田・小西之手、果信實而尋上洛、則赴黑田・小西之手、而居何處歟、按鎮西要略、十四年十二月、黑田氏蓋在于豐前、先是十月以豐臣秀吉命求龍造寺同族之質子、居于馬岳城、因思信實亦若居焉不可知也、而又要略云、天正十五年三月二十八日、秀吉入豐前、召聚九州侯伯之質子、以置諸都喜枝城、太閤記亦云、三月二十八日、都喜枝城落成、即移居焉、十日許而移四方之質子、堅定國中之制、由是等則信實亦初居馬岳城、後移都喜枝城、尋上洛亦有之、然無可由、故姑作考說、以備後考、

信實ノ女死
ス
朝鮮役ニ從
フ

十七年二月八日、信實女卒、諡梅岩壽香、引高野山西
明院日牌帳十九年六月中旬、信實與相神浦定、後藤惟明共從道可公、法印公如壹岐、道可公、法印公宴立石續兼所亦從焉、引立石
讓狀文祿元年從朝鮮役于法印公、四月二十七日、小西行長與屬將等設大牛計、夜擊鮮軍都巡邊使大總督申位帥數萬、陣彈琴臺、分兵三路、前法印公取左路、而守約親火牛觸敵、與右路將宗氏乃進而挾擊、行長擊目中路而麀敵也、時久信公爲法印公前隊將、有馬晴信爲殿、信實與松浦定爲左右隊、已而早歸自役、引小西
一行記

攷、本書原見信實從朝鮮役、不言早歸、然修下文文祿四年以後、爲壹岐總護所執事、事跡見、由之則早歸者自見、所以其早歸者不詳、壺陽錄、從法印公于朝鮮役、承方面之將疾役中乃強歸平戶、既而疾癒、然無復如、按以疾早歸若然、然無所見于實錄、朝鮮陣覺書載慶長三年於

朝鮮順天法印公談話于信實等、按已辨文祿四年以後有在于壹岐事跡、則云、慶長三年、於順天談話者妄、又按、壺陽錄以言信實因疾請歸平戶、爲起本附會其事、以種々之妄說、實諸事實、虛妄或多矣、蓋欲言信實之惡而蔽一部、籠手田兩氏之非也、豈啻言信實之惡、遂談及法印公、虛妄極多、恐後世或有疑惑者、故略辨其事、

信實奉道可公命、與桃野右京共作法印公領地請帳、引山本霜
木覺書

攷、事詳于法印公傳、然不詳在何年、蓋在法印公朝鮮役之後、信實還自朝鮮未爲壹岐總護之前、故修此、俟後徵耳、

壹岐總護ト
ナル

壹岐總護日高喜文祿二年正月戰死於朝鮮、後信實爲壹岐總護、引聖母宮神像再興碑
湯岳印鑰大明神棟牌

攷、日高喜之事、引徵見于日高傳、信實爲總護見所引棟牌等、因考喜死故信實爲總護、故修而爲總護、不詳在于何年、按文祿四年十二月有安爾自社再興棟牌、信實事跡初見、而此後事跡最多於壹岐、又此前同年十一月十五日半城妙見宮棟牌載法印公・泰岳公、而不載信實、此餘此以前信實事跡無所見、依思信實爲總護、在文祿四年十一月末十二月初、故修此、

居武生水龜尾城、當築鄉浦斥鹵之地、徒本居之民、蓋以人家寡少辨用不給也、土俗呼其處名築町、引壹岐續
風土記四年十二月、信實新壹岐有安邑爾自社、爲法印公薦福、引棟
牌慶長元年、日高喜遺

骨至自朝鮮、葬之于武生水、喜嘗事道可公、法印公、大功績、故法印公創喚心院喜翁寺于其處、且建石塔、寄附寺產、以爲喜薦冥福、因又信實附一丁掌掃除、引喚心院訴狀
壹岐續風土記朝鮮之役、諸國軍

朝鮮役從軍
ノ士卒壹岐

ニ亂暴スル
モノ多シ

元和七年八月十二日

二四六

士泊壹岐諸海岸、軍士或上陸奸婦女、奪資財、至庶民或避害集處山蔭、方是時嘗修驗盛運者、與夫軍士共圖夜奪中通村西光寺之資財、劫住侶、家僮、或殺或創、明日盛運詣信實處、陽爲不知、訴西光寺姦奪事、信實視盛運相貌、不常糺之、果如所視、重罪焉、引壹岐續風土記六年七月二十七日、信實新壹岐黑崎邑天道宮寶殿、引棟牌

攷、棟牌原作造榮、按、榮營訛而謂始造建也、今由壹岐續風土記改正、

信實又左衛
門尉ト稱ス

此月、信實命壹岐人中神某、字曰次郎三郎、引加冠狀先是信實更字又左衛門尉、十二月二日、與渡良村司祝之書用其稱、引壹岐續風土記所載信實與渡良村司祝狀

攷、今所引餘棟牌、文書等書又左衛門尉者不寡、不遑枚舉、更字年不詳、按、迨文祿四年十二月、有安爾自社棟牌、書又三郎、壹岐續風土記所載信實與渡良村司祝書、書丑十二月二日、松又左衛門尉信實、據此丑年與稱又左衛門尉者、推之慶長六年也、因文祿四年十二月後、慶長六年十二月二日以前更者可知也、

豐後守ト稱
ス

七年二月、日高勝秀新壹岐風本聖母宮神像、爲法印公、泰岳公及信實祈福、引再興牌八年四月二十九日、法印公新同國川北日吉山王社、信實與、引壹岐續風土記所載棟牌十一年十一月二十六日、壹岐中鄉人大寶尙忠創善神王祠于中鄉今宮八幡社境、爲法印公及信實祈福、引棟牌先是信實爲豐後守、十六年九月、日高勝新壹岐湯岳鑰大明神寶殿、爲法印公、引松浦隆信宗陽公及信實祈福、引棟牌

攷、信實爲豐後守年不詳、按、迨慶長八年四月二十九日川北山王社棟牌、書又左衛門尉、至今所書棟牌、初官號見、因此時已爲豐後守者可見也、

十七年正月、信實新壹岐勝本聖母宮拜殿、爲法印公、宗陽公祈福、引棟牌

攷、棟牌原文字消滅不詳、今由壹岐續風土記所載棟牌補修、

元和元年二月十三日、宗陽公新壹岐川北日吉山王社、信實與之、引棟牌

攷、原年作慶長二十年、此年改元元和、故今改正而修、

十一月、信實命壹岐武生水國津意加美神社司祝松本藤五郎、更字藤左衛門尉、其子宮松更字五郎次郎、引命狀三年正月、宗陽公新壹岐刈田院覺音寺、信實與、引棟牌先是信實養泰岳公第二子信清爲嗣子、引諸流系圖法號附

攷、峯本庶流系圖作第三子誤、爲嗣子年不詳、按、修下八月、信實、信清俱新壹岐黑崎天道宮、是即信清爲嗣子故矣、因已爲嗣子者可見也、

八月、信實與信清俱新壹岐黑崎天道宮寶殿、引棟牌四年十一月、信實新壹岐半城津神社實殿、引壹岐續風土記所載棟牌六年八月、宗陽公新壹岐勝本聖母宮寶殿、信實與焉、引壹岐續風土記所載棟牌信實食祿千石、而其地不足、十二月六日、宗陽公賜不足地二十七石於壹岐物部木田村、引宗陽公賜山本治忠黑印七年八月、信實造建壹岐筒城八幡宮石華表、引華表銘

元和七年八月十二日

二四七

松浦久信ノ
子信清ヲ養
ヒテ嗣トナ
ス

元和七年八月十二日

二四八

攷、華表銘年號消滅不分明、今據壹岐續風土記補修、

十二日、信實卒、引印山寺鬼簿最教寺、鬼簿印山寺奉祀神主、葬于平戶追廻、引墳導師印山寺主僧、引印山寺奉祀神主背面記、諡

月高宗秋、引墓銘印山寺奉祀、神主最教寺鬼簿、此日臣二人殉死、引印山寺鬼簿、

家臣殉死ス
法諡
攷ス

攷、殉死二人之姓名不詳、據印山寺鬼簿、法名一宗圓、一誠諦、按、信實墓左右有墓、建五輪塔、

蓋二人之墓、按壹岐續風土記、信實墓在于武生水喜翁寺境、並管城神田村管城、皆遙拜墓

矣、按、今見管城、有古墳二、皆向于午未方、墓相距一間許、土俗傳、東方之墓云源太郎君、西方

之墓云豐後守君、皆建自然石表、又續風土記云、信實之牌在石田洞廣寺、法名月高宗秋大禪

定門、蓋此寺松浦源三郎菩提所云、年記不詳、按、云源三郎者誤、按元祿寺院改帳云、建立之

年紀不詳、爲安國寺支寺、以來三百年、據之則非信實菩提所者可知也、又風土記曰、半城村

萬年寺、舊名松岩院、天正十九年、幻庵和尚開基、安置月光宗秋居士、花山妙金大姉位牌、松

浦豐後守位牌所云、一云、開基花山妙金大姉、按、月光月高誤、天正十九年之開基、則信實未

爲壹岐總護前也、故云、豐後守妙金大姉之位牌所者蓋誤、又一云妙金大姉之開基者可疑、故

附以備考、

嗣子信清、氏稱松浦、字源太郎、引庶流系圖壹岐國黑崎天道宮棟牌法、號附壹岐續風土記所載與僧長茂狀、實泰岳公第二子、引庶流

慶長五年生、母蓋夫人大村氏、引涼雲寺奉祀、位牌背面記、

攷、生年據背面記云、卒時二十五歲、逆算得此年、生母大村氏無引徵、按、泰岳公夫人大村氏

也、夫人之餘不見有妾所生、故蓋夫人之所生也、故修、

元祿三年八月、信清與父信實俱新黑崎天道宮寶殿、引棟七年十月七日、信清嘗使武生水長德

寺主僧梅庵長茂掌茶事、因此日與茶事料、通前所賜爲八石、引壹岐續風土記壹岐續、一日信清

召長茂與酒、手自與魚肉、長茂不敢食、信清問其所以、長茂答以貧道自少壯絕肉味、是以不嗜、

信清以謂非有用之材還焉、引壹岐續、九年四月十三日、宗陽公賜信清信實食祿如故、除信清

素所食內壹岐志原之四百石之地、又賜養母日高氏祿百石於壹岐半城村牛方、引宗陽公賜、寬

永元年五月二十四日、信清自殺于駿州江尻驛、享年二十五、引茶毗而葬其骨灰于同驛江淨禪寺

及紀之南山藩城之南涼雲寺、於江淨寺諡松源院殿法岸宗鉄、於藩諡龍光院殿涼雲道靜、臣二

人殉死、於是乎信清家絕、引松英公年譜法號附涼雲寺奉祀位牌之記、涼雲寺奉祀牌銘并戶本法號附最教寺鬼簿、

攷、寬永元年五月二十四日、據位牌之記、并戶本法號附最教寺鬼簿、并戶本法號附一本、作

寬永二年、無題本庶流系圖、作寬永七年甲子四月、按、寬永七庚午而非甲子、甲子元年也、作

寬永二年、寬永七年者誤、五月、法號附、無題本庶流系圖、作四月、又誤、自殺于駿州江尻驛、據

位牌之記、峯無題二庶流系圖以下據位牌之記、無題本庶流系圖、江淨寺作香禪寺、而云、禪

又作淨、今從位牌之記、諡據位牌銘及并戶本法號附、涼雲寺墓銘及最教寺鬼簿、並作涼雲道

元和七年八月十二日

二四九

信清自殺ス

家絶ス

元和七年八月十二日

二五〇

靜、壹岐管城西福寺奉祀位牌、凌雲道清、涼作凌、靜作清者誤、而皆不書院號、按諸宗本末帳、涼雲寺爲信清所創、而開山護庵曹洞宗也、而素無院號、寬文三年、(松浦隆信)天祥公命爲台宗、樹光寺支寺、樹光寺主僧取本寺、開山大僧都一圓龍光院之號、以爲院號、蓋應天祥公之請也、因追稱信清爲龍光院矣、涼雲寺奉祀位牌、享保七年所改造、是以追書院號者耳、不須疑、又按位牌之記、殉死一人辻助右衛門、法名玄忠、一人失姓名、涼雲寺境信清墓左右建五輪塔之墓是矣、又按、所以言清在江尻及自殺者不詳、按壺陽錄、先是信清爲質子在江戶、而今年五月來江尻、若然且書所以自殺詳也、然至言所以其自殺者、多附會之說、不取也、

此年、宗陽公創涼雲寺、爲信清助冥福、(引寺院改帳、諸宗本末帳)後天祥公以初九日、爲信清忌日、(引涼雲寺奉祀位牌)

之、先是信實、日高氏入僧道、號花山妙金大姉、二年七月二十五日、建逆修塔于信實墓次、(引墓山寺鬼簿、誓願寺古鬼簿、壹岐喜翁寺所載位牌)

攷、入僧道以建逆修塔、考、建逆修塔據墓銘、法號、法諱、通據所引諸書、

六年某月二十六日、妙金卒、(引誓願寺古鬼簿)

攷、墓銘書寬永二年七月二十五日者、蓋建逆修塔年月日、而非卒日、印山寺鬼簿載卒日二十五日之處、而不記年月、載二十五日之處者、疑由墓銘記者矣、因今姑從誓願寺鬼簿、俟後徵耳、按壹岐續風土記、半城村牧字土有稱昭光院墓、墓土俗呼云御東君、或人云、御東君者日

辻助右衛門
等殉死ス

信實ノ妻日
高氏歿ス

高喜之女、而信實室也、按、信實室、墓銘、院號無所見、追稱者歟、果然遙拜墓矣、然可疑、又同書曰、半方妙見之牌在萬年寺、萬年寺現任秀蘭曰、今按、妙見者、日高喜女妙金大姉也、按恐誤、半城村有稱妙見隆之墓者、疑誤之歟、不詳、

〔松浦家舊記〕

四 記銘類二

壹岐國筒城八幡宮鳥居銘(壹岐續風土記所載)

大檀那松浦豊後守源信實立之、

元和七年辛酉八月吉日

奉行 氏田五兵衛

同權左衛門

〔リチャルド・コックス日記〕(歐文材料第十號譯文)

一六二一年九月一日〔七月二十五日〕(新曆十一月一日ニシテ、元和七年七月二十五日ニ當ル、中略)、豊後殿逝去せりとの風説あり、彼は國王(松浦隆信)到著の前日に逝去せしが、國王の結婚并に彼の安著の祝宴の行はれざる間は、公表せられざりしなり、

十九日〔八月十四日〕(新曆二十九日ニシテ、元和七年八月十五日ニ當ル、中略)、豊後殿と呼ばれし老信實は二日以前に逝去せり、噂によれば國王の來著より前に死したる由なり、

元和七年八月十二日

二五一

筒城八幡宮
鳥居ヲ建ツ

信實死去ノ
風説

葬儀ノ模様
きりしたん
ナリトノ説

元和七年八月十二日

二五二

二十五日〔八月十九日〕○新曆十月五日ニシテ元和中、今夜半、豊後様の遺骸は焼くために運
び出されたり、彼はキリシタンと考えられし故、木材を以て遺骸の代りとせしならん、總て
の貴族と數多の民衆が柩を送り、後に隨ひたり、喪主は婦人にして、白衣を身に纏ひ、髪を後
に垂れ、顔を蔽ひ、頭には圓き腰掛の如き奇妙なる物を冠りたり、總ての坊主、即ち異教の
僧は夥く炬火を執りて柩の前に立ち、貴族等は肅々として後より進み行けり、一語をも發
する者無かりき、途中屢々地に跪きて祈禱を捧げしも、その言葉を聞きとること能はざり
き、また多くの場所に於て數多の現金〔眞鑄の貨幣〕を撒きしが、最後に彼を焼く場所に到り
し時に最も多く撒きたり、これは民衆に採らしむる爲めなり、彼等はまた柩を焼く場所の
四周に繞らしたる多くの白色リンネルをも投げ與へたり、また一人の坊主、即ち僧侶は葬
儀の場所に接したる樹に懸りて縊死せり、これは來世迄彼の伴をする爲めにして、坊主は
腹を切る事を許されず、たゞ自ら縊死するより外無きなり、また死者に仕えたる他の三人
の従者は腹を切りて來世迄彼に隨ひて奉仕せんことを望みしが、彼等はそのことの必ず
爲し得べきを信じて疑はざるなり、されど國王は彼等が切腹することを許さざりき、彼の
友人の多くは各自その小指の關節を二節切斷し、死體と共に焼く爲めに火中に投じたり、
このことは彼等自身にとりて大いなる名譽なるのみならず、かくも親しき友人にして、か

殉死

松浦信清ヲ
養子トス

くも偉大なる人物たりし故人に對して、僅に盡すことを得べき奉仕と考へられしなり、彼
は現在の國王肥前守の祖父に當る法印様の弟なるを以てなり、而して彼は實子無き爲め、
國王の兄弟なる源太郎様〔松浦信清〕を迎へて養子となし、その遺産を悉く譲り與へたり、彼は國王の
人質となりて江戸に在り、

十三日、壬午、盜アリ、皇大神宮ノ御金物ヲ窃ム、是日、解狀、京都ニ到ル、

〔弘誓院孝亮記〕二 八月廿六日、乙未、内宮大牀・御階・瑞垣御門・玉串御門・北御門御金物失
事、今月一日所見付也、是盜賊之所行歟之由、宮司今月十三日、彼宮禰宜等今月十一日解狀到
來、

〔孝亮宿禰日次記〕六 八月廿六日、乙未、晴、伊勢大宮司・并内宮禰宜等解狀到來、請印、有之、

今度内宮盜人入、御金物等放取之云々、

廿七日、丙申、晴、就勢州解狀之事、參中御門大納言〔佐藤〕、稱客來之由、不被對面、

十五日、甲申、御月見、

〔孝亮宿禰日次記〕六 八月十五日、甲申、晴、深更雨降、〔壬午〕、忠利參禁裏、清涼殿設御座、東西、階間、

設置茵、大宋
御屏風引廻

十六日、乙酉、陸奥仙臺城主伊達政宗、領内ノ百姓ノ還住ニ就キテ定ム、

元和七年八月十三日 十五日 十六日

二五三

左大史壬生
孝亮神宮傳
奏中御門資
胤ヲ訪フ
資胤面セズ

元和七年八月十六日

〔伊達政宗記録事蹟考記〕

二六 元和七年辛酉年中 一御札之寫

二五四

元和元年以前ノ逃亡者ハ申分ニヨリテ還住セシム

御藏方并給人、付、百姓間之而申分仕、罷のき候者、或年貢かり方引おい候者、或親宿世之敵成共、當人と間間相すまし候の、不苦候、其外如何様之惡逆仕候者成共、申分之、元和元年より以前之逃候者は、可被成御免許候、何方之居候共、御分領中ニ罷歸候而、百姓等罷在度所之住居可仕候、

右之通御相違有間敷旨、被仰出者也、仍如件、

元和七年

八月十六日

右石母田大膳所持、御記録へ摘載、

〔伊達山治家記録〕

九二 八月十六日、乙酉、奉行中ヨリ制札ヲ出ス、其趣、御藏方并ニ給人、附キ百姓間ニ於テ、爭論有リテ、立退タル者、或八年貢借リ方未進アル者、或ハ親父宿世ノ怨敵タリトモ、當人トノ間事濟タル者、其外如何様ノ惡逆ヲ致セシ者タリトモ、申分ル旨ニ因テ、元和元年ヨリ以前ニ逃退キタル者ハ、御免許アルヘシ、何方ニ居住ストモ、御分領中へ立歸リ、百姓等ハ罷有タキ所ニ居住スヘシ、右ノ通御相違有間敷ノ旨仰出サルノ由ヲ載

セリ、

十八日、御靈祭、

日野資勝御靈旅所ニ參詣ス

〔涼源院記〕

一 八月十七日、丙戌、曇、晝少雨ソ、キ、晚之晴候也、早々御靈ノ御旅所へ參詣申候也、中納言御番所より被立寄候也、道有參候て、風呂ヲ次間へ直申候也、院家トマリカケニ來臨也、

ケニ來臨也、

十八日、丁亥、晴、院家衆へ祭ノ振舞朝有、院家、拙子相伴也、予門前、祭ノ御供衆前角ノ通由承候へとも、昨夕町より傳奏へ届候處、昔より通候事無之候而成間敷と返事有之由にて、予門外不通候也、然共及時刻、去年通候分ハ通候也、清和寺町・近衛町ハ通候也、其外も少々ハ通也、右之通之付、主馬宿、烏丸トヲリ藥院片腹町にて見物申候也、藤向・三條殿若上・院家同心申候也、主馬之一折一石、大おち之一分判一遣申候也、藤向より百疋ツ、院家ヨリ同前、若上ヨリ大給一双、晝赤飯、又栗ノ餅、御酒有、其内祭ノ御供ノ者渡、一番之柳原口ノ者渡、種々衣裳出たち共也、せいわし町、雪コロハカシノ山也、山の内にてハヤシ物、大こかね、祇園會と同、先前ヘスキ・クワ・カサ之モユキツクル也、山ひき、白帷子ノセナカニハツレマキヲ二ツつ、付候也、大ホコアマタアリ、ホコ六本アリ、祭禮過テ、振舞アリ、汁鱈、レウリ、ナマス、ツホ

元和七年八月十八日

二五五

資勝見物ス

大鉢

サラニミヤウヲアヘテ、虫青大豆、アいの物、カホコウナキクラケコイノサシミ・ナマカイ、マツタケ・牛房、

〔時慶卿記〕

九十四

八月十三日、雨天、強ハ不降、一灵符祭式日也、御灵御旅へ詣、

十六日、天曇、午晴、一御灵御旅へ内義ハ被詣、

十八日、天晴、嵯峨ヨリ小比丘尼齋ニ出、柿十ヶ計上候、一上京ハ今日祭ノ誘諸人賑、端ニ

ハ柳原孫共被出、内義ハ御喝食御所へ被召、予モ雖仰、朝風身ニシミ、爲養生御理申入、平松

ハ參上候、晚ハ御番也、一神事渡物共、禁中北門ヨリ入、於車寄御見物ト、後ニ聞、可尋之、母

羅共事々敷而、見物上下多之ト、一勘局へ御喝食御所御成、予モ被召、仍參上候、又渡者共、

歸懸ニ通候間、少々見物候、母羅多之、一召仕者ハ、勘次・備後等暇乞、祭ニ出候、

〔土御門泰重卿記〕

四

八月十八日、丁亥、晴、時々曇氣也、御灵祭也、拜群也、御祭禮奇麗

之由承及候、御番晝夜倉橋相博、御尋有之由承及候、從今日神事之由、家君被仰候、今神免札

二枚、相調也、御神供白米等、御菜等之用意也、十八神道行申候、方違同前、

〔鹿苑日録〕

九十五

八月十八日、赴八條殿之齋、々了、依雪溪招、見御灵祭、又晚來到玉樹、喫

晚炊、

神事渡物ヲ御覽アリ

下屋敷假屋

越後村上城主堀直寄

上屋敷作事

陸奥會津若松城主蒲生忠郷

〔慈性日記〕

二

八月十八日、御靈ノ祭り見物ニ、かちニテ、

二十日、己丑陸奥仙臺城主伊達政宗、江戸ニ參觀ス、是日、仙臺ヲ發ス、

〔伊達山治家記録〕

九十二

八月廿日、己丑、江戸御參勤トシテ、仙臺御發駕、

廿八日、丁酉、江戸御着、御下屋敷御假屋ニ御座ス、上使御目見等ノ事不知

〔片倉代々記譜録〕

七

八月小廿日、公仙臺御發駕、江戸へ御登り、

廿八日、公江戸御上着、此節重綱も御供にて、江戸に相詰ると見えたり、

〔伊達家文書〕

三

（繪裏内封ウハ書）

政宗様 貴報

堀丹後守

直奇（密下回シ）

猶々、一昨日於御城、卒度得御意、御殘多奉存候、十九日晚之儀、御めん可被成候、以上、

今朝貴札拜見仕候、然者上御屋敷御作事出來仕之付て被成御徙移之由、目出度奉存候、來ル

十九日之晚可被召寄之旨、先以過分至極候、尤伺公仕度候へ共、拙者筋氣爾と無御座故、何方

へも御理を申、不罷出候、松平下野殿も、可被召寄之旨、今朝被仰聞候へ共、右之仕合故、御

理申入候條、被聞召分可被下候、如何様與風致參上、可得御意候、恐惶謹言、

十一月三日

直奇（花押）

元和七年八月二十一日

〔伊達家文書〕 三

以上

移徙之爲祝義、早々使者、太刀折昏、珍重候、萬々來春可申候、恐々謹言、

(元和七年九月)
霜月廿七日

政宗(花押)

(伊達宗實)
喝食丸殿

二十一日、庚寅、金春安照歿ス、

〔重修猿樂傳記〕 由緒 義 金春 秀吉公に被召出、

一初代

金春八郎安照

享年

元和七辛酉年八月廿一日、七十三歳死ス、

〔重修猿樂傳記〕 由緒 書 義 金春 一先祖

八郎
金春太夫安照

金春家ハ應仁亂後斷絶ス
豊臣秀吉安照ニ三百石ヲ給ス
病隠居死ス

金春太夫家應仁兵亂之後久鋪斷絶仕候處、秀吉天王寺詰之時、由緒被聞入、先祖之舊領可給旨之付、辭退仕候處、文祿四未年九月廿一日、於大和國高三百石朱印給、同五申年七月廿八日、於同所加増貳百石給、慶長年中隱居仕、元和七酉年八月、於南都病死仕候、

〔今春家系略記〕 安照 六十 五代

初七郎、後稱八郎、技倆拔群、時稱堪能、而元氏以來家領已失、流離各地、偶豊臣氏詣四天王寺、

花押

見其舊記、詳知秦氏之來由、乃辟有給食邑五千石之命、安照固辭、遂給高五百石於大和國添上郡中之川及高市郡坊城兩村、又給邸地於南都、文祿二年、安照扈豊臣氏、奏散樂於禁中前後三日、朝廷特賜末廣及赤地金欄一卷、慶長十一年、復奏散樂於禁中兩日、又賜末廣、至德川氏之世、給家領如元、更准許大夫稱、

〔參考〕

〔花押彙纂〕 部 コノ



○熊谷正太郎氏所藏花押帖

元和七年八月二十一日

土御門泰重
皇朝類苑ヲ
校合ス

二十三日、辰、壬是ヨリ先、勅シテ、皇宋事實類苑ヲ翻刻セシメラル、是日、一部ヲ中務少輔土御門泰重ニ賜フ、尋デ、公家衆其他ニモ亦、之ヲ賜フ、

〔土御門泰重卿記〕四 三月廿一日、癸亥、晴、皇朝類苑校合畢、二反、從長橋御局、御所へ進上仕候、○下

四月十三日、甲申、晴、午時〔中和門院近衛前子〕女院様御振舞被下、直御番伺公申候、晚召御前、○中略禁中御聯句ノコトニカ、ル、二月二十三日、皇朝類苑一冊匡合可仕之由仰也、

皇朝文類

十五日、丙戌、晴、不罷成被仰付候皇朝文類之校合仕候、
十七日、戊子、晴、從御所召之故伺公申候、今日皇朝類〔左略カ〕一冊拾合相濟、返上仕候、○下略、禁中御聯句ノコトニカ、ル、二月二十三日、〔後雨光勝〕

八月廿三日、壬辰、晴、○中御番晝夜伺公申候、召御前、御酒被下候、皇朝類苑御判〔殿〕一部拜領、忝事也、

〔涼源院記〕一 卯月廿二日、癸巳、晴、○中御裝束取出之次手ニ、かくやにて、皇朝類苑今

度板行被成候、見物申候、〔時岳光〕光西堂奉行也、〔勝カ〕西堂、〔榮カ〕峯首座兩人替て奉行之由也、

〔時慶卿記〕九 九月十五日、天晴、○中一道春ニ皇朝類苑ノ點ヲ被仰付由候、今日五

奉行時岳光
林道春ニ點
ヲ命ゼラル

西洞院時慶
ニ一部ヲ賜
フ

斯叔顯暉等
ニモ賜フ

有節瑞保ノ
跋

山、駿河部屋迄參上ト也、

廿日、天晴、一禁裏ヨリ皇朝類苑一部十五冊拜領、昨夜時直番ノ次ニ給之、今朝歸宅候刻ニ頂戴、則長橋迄參御禮申入、〔西園寺公登〕西園大納言等同心也、

廿三日、天晴、晚陰、○中一平松ハ皇朝類苑拜領也、〔時興〕

〔鹿苑日録〕九 八月廿八日、齋了、侍禁裡御聯句之席、晚炊以後各拜領皇朝類苑一部、予亦拜而領矣、○下〔所放顯暉〕

〔新雕皇朝類苑〕

〔跋〕皇宋事實類苑、吉州太守江少虞所撰也、蓋此書之趣、恐遺文逸說可事美一時、語流千載者之泯絕也、其顛末詳于序文、今不復贅矣、伏惟、皇帝陛下、叡智夙成之天性、柔仁博愛之至道、悉叢于聖躬、紀綱整肅于朝中、軍書混一于海內、加之萬機餘暇、孳孳學術、惜白駒忙於晝窓、跋紅燭轉於夜几、不啻校訂本朝國史、特設經史子集之庫、其經營也、塗以黝堊、堆以金碧、葺棟雄麗而結霞、闌楯衡直而煥日、意匠出巧、輪焉奐焉、其前有池水、漣漪湛凝碧、浮鳥戲乎其上、游鱗躍乎其中、佳木秀而布繁陰、奇石疊而幻小峰、風致瑋其庭除、如此大觀、豈可以口舌贊揚而盡哉、然而令如薛稷、馬懷素、沈佺期、武平一之俊才知之、於是下勅命曰、令皇宋類苑鏤梓、其叢旨要前人

元和七年八月二十三日

二六二

之言往古之行、取之左右逢其原、且又欲令天下國家之人誦斯文者、視其美以爲勸、視其惡以爲戒、嗚乎大哉體乎、業已了畢、則先賢之言之美也、以之爲寶而玩之、則崑山粹精之玉不足比擬焉、高文之才之俊也、以之爲苑而遊之、則鄧林之材、榲楠杞梓不足譬喻焉、况又樂花開而禮葉茂、氣焰生而麗藻光、以盡美善矣、問者辱宜麻命於臣僧某甲曰、跋此書尾、如臣某、淺術末智、醜甕之雞、坎井之蛙、如不知甕外之天、井外之海、今又老懶、眼生昏花、憑烏皮、着睡工夫之外、別無一所爲、何以與毛刺史、楮先生從事哉、雖然固辭固請、普天率土、無處回避、故綴荒蕪詞、塵黷宸眷、惟深慚縮、臣某不勝蒙恩遇、故奉謝其萬一、跋非臣敢所書、

元和七年重光作噩六月晦日 前南禪臣僧瑞保護書



〔羅山林先生文集〕

五十四 題跋四 皇朝類苑跋

勅賜新刊皇宋事實類苑合部漆拾捌卷拾伍冊、元和七年秋九月朔日、道春拜受、以爲家藏、

〔羅山先生集附錄〕

一年譜上 七年辛酉

先生三十九歲、○中此時、勅賜宋朝類苑一部、京尹板倉重宗、殊示勅本一部、傳詔曰、此書不易讀焉、可加朱墨、以備觀覽、即補其脫簡、正其誤字、滴朱露、附重宗、乃相共詣禁中、賜飲食、就中院藤通村、阿野藤實顯、以奏獻之、

道春ニモ一部ヲ賜フ

道春勅ヲ奉ジテ朱墨ヲ加ヘ校正ヲナス

新雕皇朝類苑

國立國會圖書館所藏

原寸 横縦〇〇・二八七

宸眷惟深慚縮臣某不勝蒙恩
遇故奉謝其萬一跋非臣敢
所書

元和七年重光作噩六月晦日

前南禪臣僧瑞保護書



〔羅山林先生集附錄〕

三行狀 七年辛酉、〇中略、林道春、攝津有馬溫泉ニ浴スルコト、野槌ヲ

一日勅賜宋朝類苑新刻一本、且以京尹板倉重宗傳詔旨、故謹加朱墨於勅本、附重宗、就廷臣以達上之、

〔寛永諸家系圖傳〕

百 林信勝道春、同七年、道春在京の時、勅して、新刊皇朝類苑一部

をたまふ、又御本一部の誤字を改、朱點・句讀を初てかんかへた、して、是を献す、中院通村卿・阿野實顯卿これを奏す、〇寛政重修諸家譜林信勝譜ニ、このとき、重宗と共に内裏にめされて、宴をたまふトアリ、

〔参考〕

〔元和年録〕

坤 一禁中^(十月)之而、皇朝類苑と申御書物判本^(版)之被仰付、何も公家衆學文仕候衆

へ被下、公方様へも一部被遣候、金地院^(崇傳)を被召寄、於御前之所所讀候て講尺仕候、其中之三

河守大江定基^(サダキ)出家いたし、爲求法入唐仕候得者、唐之天子殊、外崇敬仕候て、圓通大師と申號を授候由、此書之中之有之、寔之日本之名譽なるへき由、御感被成候、

〔盍簪錄〕

二 紀實篇 後水尾帝時、勅以活字刊皇朝類苑、分賜諸臣、搢紳之家今尙有藏者、亦散

于民間、或充發買、七條殿亦在賜中、先人借覽有年、甲寅^(延寶二年)之歲燬于火、亦可惜也、聞中國此書已亡、亦無刊本、

一部ヲ秀忠ニ賜フ
秀忠崇傳ヲシテ之ヲ講ゼシム

活字ヲ以テ刊ス

元和七年八月二十三日

二六四

〔右文故事〕

十六 慶長勅版考 皇宋事實類苑 十五冊

跋

○本文略ス、上ノ新
雕皇朝類苑ニ同ジ、

勅版銅版ノ
始

宋朝類苑ノ
銅字關東版
群書治要等
ノ銅字廢棄
セラル

守重云、此銅字活版、匡郭縱六寸六分、横五寸八分、十三行二十字、四周雙邊、是天朝銅版ノ始ナリ、此本目錄標題ニ、麻沙新雕皇朝類苑トアリ、是麻沙板宋本ヲ以テ翻刻セラレシ故、其原題ヲ存セラレシナリ、目錄ノ後ニ、紹興二十三年癸酉歲中元日、麻沙書坊印行ト、三行ニ楷書ス、○中 凡銅版ハ、モト不朽ヲ期スルカタメナリ、シカルニコノ宋朝類苑ノ銅字、ナラヒニ關東群書治要、大藏一覽ノ銅字、異朝圖書集成ノ銅版ノ如キモ、○註 忽ニ皆廢棄ニ至ル、其不便ナルカ爲メカ、慨嘆スヘシ、○中略 及ビ蓋簪録ヲ引ク、然レモ宋ノ陳振孫カ書錄解題ニ、皇朝事實類苑二十六卷、知吉州江少虞撰、紹興中人、其書亦可入小說類、○註 明ノ祁璞カ澹生堂書目ニ、宋朝類苑六十卷、清ノ四庫書目ニ、六十三卷トアレハ、異朝ニ亡佚トハ云カタシ、卷數ノ不同ハ、此際ニ傳ル所ト離合ノ別アルヤ、將彼ハ闕本ナルヤ、此書僧義堂カ京華集ニモ見ユ、然レハ足利氏ノ始、ステニ傳本アリ、意フニ鎌倉ノ時齋來ノモノナルヘシ、江氏ノ一、宋史ニ傳ナシ、按ニ萬姓統譜ニ、宋江少虞字虞仲、常山人、政和進士、調天台學官、寇至、守倅

統譜說ク所
ノ宋朝類要
ハ同書カ

銅活字數萬
ヲ鑄造ス

兩頭ヨリノ
觸

公家衆多ク
ハ故障

遁去、少虞獨率弱卒堅守、人有死志、首射殺渠魁、賊遂潰去、歷建饒吉三州守、治狀皆第一、○中 所著宋朝類要、詔藏史館、有雜著經說奏議百餘卷トアリ、然レハ少虞ハ節義ノ士ニシテ、統譜ニ所說宋朝類要トハ、又此書ノ夏ヲ云ナル歟、

〔經籍訪古志〕

四 子部上 雜家類 雜纂 事實類苑 卷元和七年銅板活字本

元和七年六月、勅鑄造銅字數萬刷印是書、賜幕府及公卿諸臣即此本也、目錄標題麻沙新雕皇朝類苑、目錄末記紹興二十三年癸酉歲中元日麻沙書坊印行、蓋以紹興麻沙本爲原也、每半板十三行、行二十字、界長六寸六分、幅五寸八分、四周雙邊、卷末有元和七年前南禪寺僧瑞保跋、二十四日、^巳關白九條忠榮^{家幸}公家衆ヲ會シテ、改元ノ事ヲ議ス、

〔涼源院記〕

二 八月十九日、戊子、晴、○中略 加藤嘉明等、日野資勝ヲ訪フコトニカ、ル、兩頭ヨリ^{馬九光賢・正親町季俊}殿下仰由にて、折紙來、各皆故障ト有也、

廿一日、庚寅、晴、又今日頭辨ヨリ、各故障子細、以書付可申由御觸候也、○下 廿二日、辛卯、晴、○中略 三條實秀室疾ムコトニカ、廣橋宰相、今朝三條殿へ參候留守之御尋にて、又午刻時分書狀來て、夕方可參由返事申候也、改元仗儀御返事之子細也、晚ニ參候て、夫より三條殿へ參候也、

元和七年八月二十四日

二六五

元和七年八月二十四日

二六六

廿三日、壬辰、晴、○中略、三條實秀室疾ムコトニカ、廣橋（總光）亞相より、昨夕談合之通可然由申來候也、則猶談合可申由返申候也、

廿四日、癸巳、晴、○中略、三條實秀室疾ムコトニカ、兩頭より、改元之御談合候間、殿下へ伺

公可仕由御觸候間、伺公可仕旨申上候也、伺公之衆中御門大納言（實胤）・予・廣橋大納言・阿野中納

言（光慶）・日野中納言（通村）・中院中納言・頭辨等也、改元之義如何可有哉否事、殿下仰候間、元和改元之度

も、菊亭前右府商量之付而罷出候、○元和ト改元スルコト、元、自分之分別とは難去候、今

とても、舊記共取出し候て被仰聞候者、稽古も仕て見可申之由返事申上候處、關白殿も同

心之旨候也、○下

廿七日、丙申、晴、○中略、宗義成、疾ムコトニカ、午刻殿下へ御楊弓之伺公申候也、先奥へ召

て、改元之義御談合也、中御門大納言・予・廣橋大納言（季胤）・四辻等也、改元辛酉度之記・玉藥之拔書

御出し候也、又五條（後通）・舟橋（秀雄）を被召候て、勘文勘進之儀被仰候也、一身ノ分別之テハ難成由御返

事申候也、其後御吸物にて、御酒有五返也、其後御楊弓有、人數中御門大納言・予・廣橋大納言・

四辻中將・廣橋宰相・堀川中將・高倉中將・竹屋辨・樋口・油小路等也、五條・舟橋の見物也、楊弓

始候てより後、頭中將參候て、楊弓ノ人數に加候也、廣橋前内府伺公也、楊弓廿五度にて被□

候也、其後御書院にて御振舞有リ、殿下之御前の茶碗也、公家之衆ハタソリノユワン也、本

日野資勝等
九條忠榮ノ
亭ニ會ス

五條爲適舟
橋秀雄ヲシ
テ勘文ヲ進
メシム

振舞

廣橋兼勝住
吉ヲ舞フ

資勝ノ故障

膳二汁、生鴨（午）之午房（午）・松茸入、中ニナマス、左ニツホサラニメヤウアヘテ、右不塩ノ川鱒ノ
ヤキ物、ハラ、ヲフリテ、五器之入、二膳二汁、菜之イモ入、貝ヤキ、アワヒノカラ之入、今一種
ハ失念申候、引合青大豆、カウノ物色々、カマホコウナキヤキトリ・クキヤキ・松茸等也、御酒
數返、湯出不申候て、膳ヲとられ申候、御テウ子ヲとられず、則ウトン出申候、吸物サ、イカ、
大御酒也、後之ハムサシ野盃出申候、順振舞アリ、四辻、自然居士、廣橋前内府、コ、ハ住吉ヲ
被舞候也、中御門大納言、夕（マ）、小上（マ）、藹（マ）、予（マ）、糸物（マ）、ホソキ也、沈醉申各退出候也、

〔資勝卿記〕 一 九月四日、壬子、昨夜ヨリ雨降、巳刻計ニ天晴、又晚ニ雨ソ、ク、○中略、月

學藝遊戯ノ條ニ收ム、コトニカ、ル、年未雜載、兩頭ヨリ改元ノ御談合候間、伺公可仕由御觸候へ共、腹中氣之由申

候て、御理申候也、後又明日伺公可仕由御觸候也、同前ニ申入候也、○下略、重陽和歌御會ノ條

ニ收ム、

五日、癸卯、朝ヨリ曇、晚ニ雨降、廣橋大納言ヨリ殿下へ伺公之義尋來候間、腹中氣ニ候間御
理申入候由返事申候也、○下略、日野光慶、宗義成ヲ訪フコト、

〔時慶卿記〕 九十 八月十日、天晴、一陽明へ以使者申候處、十川召具可參旨也、則遣人

同心候、御對面、御盃給前内府へモ申候處、預使者候、則同心候、有盃テ歸、竹門（曼殊院良親王）へ同心候、又御

元和七年八月二十四日

二六七

内々近衛信
尋ニ仰セラ
ル

元和七年八月二十四日

二六八

盃ヲ給、御懇也、九條殿・三西・飛鳥井へモ内々申候處、何モ有故障、○中一於近衛殿聞、改元ノ沙汰在之、内々一上へ被仰出由候、

十九日、天晴、○中一改元可被行之由、藏人頭辨・頭中將觸折昏在之、關白ノ仰ト也、大略故障之衆多之、予父子同前、非參議ノ衆、此度被相觸候、

廿日、天晴、○中一今曉改元例年代記ヲクリ、辛酉ノ號十二ケ度ニ及、無之事三ケ度也、慥拔書之了、

廿一日、天雨、○中一晚ニ女院御所御見舞申候、初夜過ニ歸宅、萬里小路程哲方入道・岩倉木工頭等伺候也、三位殿・茶々ノ局伺候也、有御酒、御肴度々被下候、有御咄、一興々々、改元有増ノ義御物語申入、樹木等ノ義也、

廿四日、天晴、○中一關白ヨリ故障ノ謂被尋候由候、以使者御理申入、兩頭ヨリモ直ニ參ノ可申入旨候、其通申候、使備後守也、阿野・中院等ハ參上ト、

九月四日、夜ヨリ午前迄雨天、晚晴、○中一改元ノ義ニ九條殿へ可參由、兩頭ヨリ雖相觸、今日各不參也、明日可參旨候、

五日、天晴、○中一改元仗議ノ事ニ關白へ被召、烏頭辨ヨリ昨日ヨリ被相觸候、就日中納言へ遣狀、同心也、又西園へモ申談候、中御ハ腹中氣ト、正親町モ不參ト、廣大へ遣人、無出仕、

九條忠榮仗
議ノコトニ
ツキ公家衆
ヲ召ス

時慶近衛信
尋ヲ訪フ

改元次第ヲ
寫ス

一日野中へ行、入魂候、先年改元參勤之次第相尋候、則同心ノ殿下へ參、各未參上候、仍先退候處、頭辨有使、又參、西園大・同宰相・日中・華山宰相、以上五人也、仗儀ノ事被仰出、雖然不勸之旨再往再返御理申入、各一等也、又後ニ中院伺候ニテ、彌其御返事にて、各一同ニ退出也、
七日、天晴、○中一陽明へ參入、先日改元之御談合ニ、殿下へ被召趣御尋候、云々ノ旨申入、
十二日、天晴、○中一改元次第書寫、
十四日、天晴、暖氣、卯辰地震少、○中一盛勝來、改元ノ事ニ付而物語候、次ニ職原抄ノ中少々讀之、

〔土御門泰重卿記〕

之事、予存分申入候、

〔孝亮宿禰日次記〕

○京都、屢火アルヲ以テ改元ノ議アリ、旨ヲ幕府ニ傳ヘラル、コト、六年三月十四日ノ條ニ、甲子ニ當レルヲ以テ、諸道博士ヲシテ勘文ヲ出サシムルコト、寛永元年二月一日ノ條ニ、改元ノ旨ヲ幕府ニ傳ヘラル、コト、同月十六日ノ條ニ、寛永ト改元スルコト、同月三十日ノ條ニ見ユ、

元和七年八月二十四日

二六九

〔參考〕

仗議ナクシ
テ改元ノ沙
汰ニ及ブ

〔續史愚抄〕

五十四 後水尾院下

今年辛酉革命、而無仗議及改元沙汰、改元

二十五日、^{甲午}前建長寺住持壽洪、^英天龍寺二入寺ス、

〔本光國師日記〕

二十

一 同十三日、

天龍寺之眞乘院十月廿四日之狀、ふくさ物二つ來

天龍寺惣中
ノ連狀

ル、并天龍寺惣中之連狀、十月三日之日付にて來ル、^{壽洪}洪西堂天龍寺入寺儀申來ル、并日子モ
來ル、僧錄箱之入、^{細川全隆}紹高下向之便宜之來ル、定庵持參也、

〔本光國師日記〕

二十

一 五月廿三日、玄英西堂來ル、天龍寺が去年玄英入寺之義之連

署來間、只今返書遣ス、但壽寧院來間言傳遣也、案見左、

秀忠ノ許可

候、恐惶謹言、

五月廿三日

天龍寺

侍衣禪師

〔本光國師日記〕

三十

一 同十日、

^{玄光}舜岳へ書狀遣ス、案在左、

一 昨日者爲新命使節來臨、其恐不些候、令他出欠拜迎、遺憾々々、諸山疏日子相考、當番

可申渡候、次而江湖之疏之義、雖斟酌千万候、先日子留置候、從是可得貴意候、隨而鷗襪

一 編從新命芳惠、不意之至候、併相叶江湖之語候條、令領納候、可然様吐露所仰候、昨日

^{元良}寂岳へ御傳語承届候、尙期後顔候、恐惶頓首、

夷則初十

^{壽岳玄光}松岩丈室 侍衣閣下

一 八月二日、紹高七月十九日之狀來ル、眞乘院入寺之儀萬可然様之奉頼之由申來ル、眞乘院
が被届ル、則紹高へ返書遣ス、眞乘へも返書遣ス、眞乘が紹龜八十まい借用申度候、奉頼
之由申來ル、

一 同廿六日、人足八人上ス、久右衛門へ返書遣ス、色々様々用所申遣ス、^{最岳元良}大寧院へ狀遣ス、天
龍寺之退狀、大寧院之狀之ゆいそへ遣ス、○下

一 同廿八日、嵯峨眞乘院九ノ十七日之狀來ル、紹高被届ル、今度入院成就忝との禮狀也、

一 同晦日、眞乘院へ返書遣ス、紹高へ渡ス、

一 十月十八日、相國寺坦藏主下着、^{尚室}○中 北山鹿苑寺十月八日之狀來、書見せ之來ル、○下

一 同廿三日、○中

元和七年八月二十五日

崇傳江湖疏
ヲ作ル

元和七年八月二十五日

二七二

一此次而之、寂前之返書共遣ス、案在左、○中略

十月八日之尊書、同十八日令拜見候、今度尊製之夷疏、先日罷下刻騷擾故、布置不及相談之付而、尊草被見下候、殊勝之存候、然ハ玄英和尚天龍入寺江湖疏拙作閣下加銘之儀、御満足之由得其意候、彌御勤學御油斷有間敷候、○中略全文ハ十一月十五日ノ條ニ收ム、恐々頓首、

霜月三日

金地主

鹿苑寺 貴答

右何も坦首座之渡之、

〔本光國師日記〕

十一

一玄英 諱洪(壽洪) 天龍入寺

元和七年八月廿五日

南禪寺

(元良) 和尙製之○コ

ノ條項、他ノ同様ノ條項ト共ニ、紙片ニ記載シテ、慶長十八年二月十四、十五、十六日ノ條ノ上ニ附紙トナセリ、

〔鹿苑日録〕

五十

七月廿二日、剛外和尚袖天龍玄英和尚入院道舊來、以麵爲肴侷盃、

廿三日、南禪金地和尚携江湖疏來駕、大寧最岳西堂携諸山疏而來、於有節老師有展待、

廿四日、齋了、持同門疏、具威儀到松岩舜岳西庵、次到南禪金地和尚、呈杉原一束・青帶壹筋、濃紙一束、呈于大寧最岳西庵、正因庵、聽松院、於金地院對話故不呈持參、金地和尙出而對話、以

麵吸物有酒、次到東山、到常光院、則他出、留言於梅林、置疏草案而歸、次到榮派、呈扇子五本、次

到兩足院、呈蠟燭五挺、他出不面、次到大統庵、又他出、呈木綿踏皮一足、次到惠日勝林雲齋、呈

濃紙一束、以麵賜酒、次到玉峯、々々他出不面、留白皮踏皮一足、次到常樂塔主剛外和尚、呈濃

紙一束・墨一挺、天龍新命亦在座、以麵吸物有酒、次到曹源和尚、呈濃紙一束、有麵吸物、其中自

南昌棠陰(文付)有使僧曰、今晚新命來儀、有晚炊、予亦可赴云々、予領而還使、次赴大慈庵、次赴南昌

院、與新命相共治具丁寧精緻也、間鑑一ヶ呈南昌院、

廿八日、赴天龍真乘、伸入寺之賀、呈小鷹一束・金扇一柄、赴慈隆、呈扇子五柄・盃一ヶ・間鑑一

ヶ・蠟燭五挺呈洞叔西堂、宿坊南芳也、扇子五本呈主翁、

八月廿四日、齋了、赴天龍寺入寺、宿坊與雲院、扇子五本遣、宿坊養首座、有庵建立之寺也、鹿王

院侍者來臨、惠一樽一折、一樽一折送于有庵、一樽一折妙智院與老漢與予相兼見送、南芳任首

座兩樽與老漢與如天與予相兼被送、大覺寺御門跡賜一折兩樽、

廿五日、當日快晴、化儀儼然可觀、予當住赴列刹相國位、有座前問訊百座之禮、

九月二日、天龍新命玄英和尚來臨、見伸禮、惠單物一・間鑑二ヶ、又見還賀儀之時持參、及暮之

故、以吸物出盃、

〔時慶卿記〕

四十 八月廿四日、天晴、○中 一東福寺へ喜介ヲ差遣候、柔長老へ賛ノ事、又

元和七年八月二十五日

二七三

壽洪顯暉ヲ訪フ

顯暉天龍寺ニ赴ク

令柔道舊疏ヲ作ル

元良諸山疏ヲ作ル

顯暉同門疏ヲ作ル

元和七年八月二十五日

二七四

周西堂へ返事、善惠ノ事二付也、(丹岳某也)忠侍者へ昨報遣候、柔長老ハ天龍寺へ入院ニ被出卜、
廿五日、天晴、暑、○中一天龍寺眞乘院入院疏、江湖ハ傳長老被書卜、

〔五岳疏藁〕

四

前建長玄英和尚住天龍山門元和第七辛酉八月廿五當日潤叔仙西菴始製之、

寶光哀先德機語、維時當辛酉年、義玄提一喝金剛、徧界咲冰霜冷、付華姪通楊岐正脈、到大愚
稟藥嶠老婆、某、領第一山、掬三級浪、秦氏呼西嶺和尚、氣空餘子辨折諸師、正覺仰乾土獨尊、聲
震五天化敷八表來青松抱貞節操、致爽梅邑面目眞、適中佳名、玄英元和甲第、願聞絕唱、青蓮
天寶翰林、應機響三關千万重、視篆際八月二十五、清猿入雲白鳥從樹、共窺深禪、金鷄唱曉玉
鳳御花、益旺聖化、

山門疏

同諸山自南禪出之、

(殿岳元良)
良西堂製之、

普濟登第一峰開堂、甲子偶際酉年曆、寶光董二千衆唱道、機辨忽翻八月濤橫、按鑊耶斬癡頑、
辱賜紫號荷恩渥、某、當老明鏡、顯冷拈金、驚人木訥語言、筆端吐霓三万渠祿、齊名筠溪英物、胸
中無芥八九雲夢、出佛地仰人於泉南、得正宗滅師於濟北、考先天易、靈龜負仙圖來、覽千仞輝、
或鳳入孤嵐、栖綠顏銀杏故家喬木、烏髮曇華祖苑聯芳、纂秦々亡篡漢々微、屈兵不戰、入齊々

道舊疏

施入股々王、敵血同盟、

同道舊

(剛外合案)
龍眠和尚製之、

天龍前朝陳迹、玆留夢觀品題、金鳥一門先登、何愧常照的嗣、緬懷衣冠整頓之古、猶記箕裘續
承之時、某、理演眞乘、勿哉絕唱、(句讀之)景濂贊揚木訥盛德、曾銘于塔吐藻詞、月溪廣載盡遺音、蚤入共
室漱芳潤、甲第樹蝦門重望、家譜分駱川細流、鄉德未忘、泉南滿山慘葉、社盟勿爽、城西別墅枳
花、跨竈卸樹、傾湫倒岳、應世得人時處成就、開堂爲衆雨吹儼然、以公屈私東夏四生、來佐聖化、
絕塵逸群南眞兩俊、同修故交、

同江湖

(以心崇傳)
當僧錄金地和尚製之、

常照八月到桑域、持丁二十五日上堂、正覺三會演芬陀、唯爲一大事因出世、發起法雷三搥怒
號、具瞻天龍八部護持、左右逢原、古今同轍、某、杖挑日月、筆掃烟霞、普濟金毛威憚、聲惱百獸、
眞乘黃龍的嗣、角貴一麟、集瑞少林烏八華、吐芳万松黃千葉、曩祖大創梵刹、碧瓦翠簷畫棟朱
簾、斯師親接御床、金榜玉章、(年々)眞梅月殿、倡龍門法道於海內、推龜嶺狀元於泉南、撒寶光珠、登金
剛座、作東垣客爲西方社、偶臨法筵、弄西山雲翫東湖漚、高唱漁曲、

元和七年八月二十五日

二七五

元和七年八月二十六日

同々門

梅岑和尚製之、

二七六

禪佛演法於仲秋、優曇綻西山寺、達尊推位於五岳、衆星仰北斗王、金榜顯名登丹桂科、綿蕪講禮起緇苑廢、某宏才頌德、(頌力)關辨雄談、藥嶠全機韶陽太阿、截流泮金剛鋒刃、林濟正宗妙喜末焰、隨處建光明幢幡、焚膏油撥汗牛書、揮毛穎畫回鳳字、天生英物、嘉運發春林榮、窓寫梅真、疎影塵昏月句、掌內拈出天龍拄杖、舌端闡揚靈鷲真乘、丹霞龐老終爲神通、一挨一拶、(推)環溪無學法門伯仲、同氣同聲、

〔五山歷代〕

天龍 歷代 玄英壽洪 元和七年八月、

〔五山碩學 并 朝鮮修文職次目〕

天龍 寺 眞乘院(壽) 玄英玄洪東堂

建長寺 公帖 御直判頂戴、

御日付 元和七年正月十一日

天龍寺 公帖 御直判頂戴、

御日付 元和七年二月廿三日

二十六日、乙未後陽成天皇聖忌、御法會ヲ般舟三昧院ニ修セラ、

〔時慶卿記〕

四十九 八月廿六日、天晴、於般舟院御法事、著座轉法輪大、右衛門督(西洞院)時直參勤、

著座公卿

壽洪建長寺
ニ住ス

材木屋

御喝食御所ハ寺ニテ施我餽(イ)在之ト、方丈御所ハ歡喜寺ニテ御法事ト、

〔土御門泰重卿記〕

四 八月廿六日、乙未晴、○中略禁中聯句御會ノコトニカ、カ後陽成院

御命日正ツキ也、精進也、

二十九日、戊戌京都堀川町、火災アリ、

〔土御門泰重卿記〕

四 八月廿九日、戊戌晴、○中略今宵堀川町一町計燒亡也、禁中御見

廻伺公申候、○下略

〔孝亮宿禰日次記〕

九月大一日、己亥、晴、昨夜西方有火、堀川通材木屋云々、

是月、幕府、西國諸大名ニ、船舶漂著ノ際、濫ニ穀物ヲ奪取、消散スルコトヲ禁ジ、又商船ノ風濤ノ難ニ遭フ者ハ、必ズ之ヲ救援スベキコト等ヲ令ス、

〔令條〕

十九

定

一 西國諸大名上下之舟損風波砌、諸色不及沙汰、穀物共不可捕散、若猥少々成共於散者、雖以來聞出、曲事可申付事、

一 賣買之廻船難風之砌者、出助船可令介抱、其上不相叶儀者、不及了簡事、

元和七年八月二十九日 是月

二七七

廻船

元和七年八月是月

二七八

一廻船破損之節、其場は於奉公人者、不因上下一切不可出會、併浦々立合、廻船之作法仁可指引事、

右條々被定置訖、若於違背之輩者、忽可被處嚴科之旨、依仰下知如件、

元和七年八月日

臨時ノ御撫物

秀忠大廣間ニ出座ス

印子ノ盆
花縵
象牙
酒井忠世等
侍座ス

九月大 己亥 朔 盡

一日、己亥中務少輔土御門泰重、御撫物ニ祈禱ス、

〔土御門泰重卿記〕

四 九月大建一日、己亥、晴、今日正五九月臨時御撫物申出、御祈禱

也、禁中・女院御所御撫物出也、今日御禮何方不申入候、略、○下

暹羅國使坤屹實參密末等、秀忠ニ謁シ、國書ヲ呈シ、方物ヲ進ム、尋デ、幕府復書及ビ物ヲ與ヘテ遣歸ス、駿河ノ人山田長正、國使ニ付シテ、幕府年寄土井利勝・本多正純ニ書ヲ寄ス、利勝・正純、之ニ答フ、

〔異國日記〕

二 一九月朔日、暹羅國ノ兩使坤屹實參密末出仕、將軍様大廣間へ出御、卷御

簾進物兼テ羅列、長劍、短劍二ツ、臺一ツニ載之、ノシヲ紙ニテ包ミ、進上暹羅國ト書付、硯一面、臺一ツニ載之、ノシ無之、銃炮二丁、臺一ツニ載之、ノシ包紙書付、劍ト同シ、以上三色、臺三ツハ下壇ノ内へ入、金ノ盆一、臺一ツニ載之、ノシ包紙書付同前、印子ノ盆ト書之、花縵木綿也、十段、臺一ツニ載之、象牙四十五本、但臺十五ニ三本ツ、載之、以上ノ三色ハ縁ニ陳列、將軍様、長袴肩衣、上壇ニ大蒲團緋段着座、酒井雅樂頭忠世・土井大炊助利勝・本多上野介、長袴肩衣也、傳紫薄・紫薄衣、段子ノ掛羅、諸大名・諸侍、各次ノ間縁着座、半袴也、傳、御座側縁ニ

元和七年九月一日

二七九

幕府朝日ノ
目見
秀忠崇傳ヲ
シテ國書ヲ
讀マシム

國書

元和七年九月一日

二八〇

候ス、先書ヲ雅樂殿御披露、上壇ノ小右ノ方ニ被置候、暹使兩人・通事共ニ三人下壇へ上
リ、拜ヲナス、雅・上・大三人、奏事往返、通事互ニ傳ニ説之、禮了而、三使退出、上様入御之後、
於小書院、諸大名・諸侍、各朝日之御目見え、了而各退出、上様常ノ間へ入御、召傳、書ヲ被爲
讀書ハ、年寄衆へ上候様成、高築ノヤウ成盆ノ結構成ニ居テ、袋段子、ニ入、蠟丸ニテ封ス、
開之、内ニ文箱ノヤウ成舟ナリ成物アリ、蓋ヲ明テ内ニ、象牙ノ筒アリ、筒中ニ、金札在之、
竪五寸計、横一尺五寸計、金ヲ薄クノベテ、字ヲタガネニテホリ付ル、暹邏也、梵字ノ如シ、
南蠻ノ假名ト一ツノ由也、是唐ノ字ニ譯メ書アリ、白唐紙一枚、竪一尺餘リ、折本ニ、經ノ
如クニタ、ミテ、四行ツ、書之、案左ニアリ、

暹邏國王來舜烈摩倫摩匹浮臘烈照果倫怕臘馬噯陸閩安尾臘瓦離西卒皮耶馬噯離洛縛
樂喇納日他尼無離倫、書啓

日本國王殿下、切惟古明君致治、施仁政善交鄰、是以近悅遠來樂趣之、朝野而仰受覆庇也、今
暹與

日本、車乘相仍、冀師古以和好滄溟爲限、愧辭命而荒疎、殊非本意、大失交鄰之道、夙懷觀
興於

大乘、未能旋慰、奉

佛而風化無貳、未聞經教之奧、可得而與之否、歷來

貴國商艘繼至、而優卹之勝我赤子也、常諭該司溥濟之、毋滯難之愿留者、擢首以總之、名坤

采耶悖、用導新舊來販等利便、使向後知所興感矣、敬以詳

聞、謹頌使坤吃實參密等、齎捧書儀、上

献以表衷誠問候

台福、肯以

諾盟、毋絕辭命、以踐古之道、誠兩國之利也、敝土少有奇産、倘有可用賜以

命通、永固和好、共崇

佛教之玄、咸臻泰平之象、務使蒼生樂業謳歌善政、惟

明鑒焉、事畢、遣使蚤旋、俾獲速聞

佳音、爲厚望也、

此書ニ印無之也、尊敬之義歟不審、

天運辛酉歲首夏八日書、

元和七年九月一日

二八一

元和七年九月一日

二八二

右ノ書、タ、ミ本ニノ、上書ニ、肅啓ト二字書之、於御前畢テ預御感上意、於次之間、雅・上・大三人ヲ以、返書可相調被仰出、書計永井信濃守取出被渡、請取テ退出、盆・箱・袋・金札共ニ、信州奥へ被納也、

架籠アリ、白唐紙ニテ如常、但次目ヲ裏へナメ、次目ノ上ニ、天運辛酉年四月初八日封ト一字書ス、面ニ真中ニ打上テ、日本國王 殿下ト六字書之、右ノ方ニ押下テ、暹邏國王書啓ト六字書之、左ノ方ニ、賜覽ト二字書之、

此書架籠共ニ、下ヨリキリ、ト卷テ、金札ト一ツニ、象牙ノ筒ニ納テ、初ニハ御前へ上リ申候也、書計持テ歸院、御返書下書ヲ思案スル也、

一同二日、御返書并上州・大炊殿兩人ノ返書、何モ下書相認登城、即備上覽、案在左、

日本國 源秀忠 回翰

暹邏國主 麾下、

吾邦與

貴城遙依隔滄溟、未及通信、然而商舶之往來、略聞

風化、而不無相像心、今也令勞二使坤屹實參密、（下）坤備斜葺等、持音書來朝、筆之所記、口

崇傳返翰ヲ
草ス

之所演、以譯通知 其心、不動寸步如到 其境、目擊道存者乎、特領六種方物、惠意不

淺、奉 佛而風化、無貳之示諭、可謂有道、於吾邦亦開闢以來、儒教傳來、佛法東漸、道其

道、德其德、上在儒家者、順孔夫子之教立三才五常道、在 佛家者、學 釋牟尼法持三皈

五戒律、下至士農工商不捨其業、以故魯典竺墳、汗牛充棟、亘古亘今、非啻崇 佛、在文用

文、在武用武、其外風俗二使所歷覽、不遑縷舉、吾邦商士留

貴域者、擢首統吏之告報、實其身之大幸也、○吾邦以下二十二字、左傍朱ノ圈點ヲ附シタリ、每歲通信之志趣、所

感無他、必修隣交、薄物土宜、錄別幅送之、

采納爲幸、維時季穉、順序 自齋

元和七竜集辛酉九月 日

右ノ書下書小高二書ノ、備上覽也、文言尤可然、旨被成御誼、但書ノ中朱ヲ付候廿二字ハ、相除可然歟ト被仰出、雅樂殿・大炊殿・上州・傳各談合、上意尤ト一同ニ申上、相除之、誠ニ日本ノ商人ナト彼國ノ仕置ナト仕候ハ、万一以來不屈義モ出來候ヘハ、是非ニ御構無之義、尤ノ上意ト各存候也、

此次ニ上州・大炊殿ノ返書ノ下書ヲモ備上覽候也、案左ニ有之、

元和七年九月一日

二八三

秀忠返翰ノ
一部ヲ改訂
セシム

本多正純及
比土井利勝
ノ返翰ノ案
ヲ秀忠ノ覽
ニ備フ

元和七年九月一日

日本國 臣 本多上野介正純 報章

暹邏國握耶西潭麻喇 足 (下脱カ)

依

貴國王之命、所頒芳帖件々之示諭、滿懷不少、二使坤屹實參末、坤備斜緝 (密脱カ) ○前ニハ、
其トアリ、

等捧 貴國王之書來

朝、六種之奇産如紙面到來、二臣相議、奏上

大樹源君、二使之拜禮感意無他、即整得 (秀忠)

回翰渡與二使、年々通信、商舶往來、實自

他之大幸也、聊不可有隔礙矣、

貴國王良駒深慕之告報、於吾

邦亦携武藝者、無不欲之、符節相合者乎、

源君感其志、矧見送遣之、并土宜如

別幅、奏仰之、至于微臣共爲

王命花縵如記賜之、不堪戴荷之至、付二條自分之惠賜、同領之、雖爲輕乏、俊馬一疋充獻

秀忠崇傳ニ
返翰ノ清書
ヲ命ズ

貴國王、利刀一腰充寄自分涓埃之報也、餘付二使之舌端、依無別件答具一紙矣、不悉、

元和七歲在辛酉季秋吉辰

土井大炊助利勝 朱印
本多上野介正純 朱印 清書之時、兩人ノ名如此書之

右兩通共ニ外、御意ニ入、則清書可仕旨被仰出候也、下繪ノ間ニ合鳥三枚、上様ノ御返書、下
繪ノ鳥子一枚ニ書之、端ヲ六七寸明テ、奥ヲハ御印ノ所共ニ壹尺計明テ、其内ニ以上廿二
行、一行ニ廿一字充、年號ト書トノ間ハ二行明テ、上下ノ明様、カツカウノ能様ニ調之、又
下繪ノ紙一枚ニ別幅ヲ書ス、書様左ニ在之、又下繪ノ紙一枚ヲ架籠ニスル如常、以上下繪
ノ紙三枚也、但架籠ノ紙ハ繪ヲ豎様ニ書也、三枚共ニ、裏ハ切薄也、

別幅

一金屏 三双 共押金、

一鏡 三領 共六具、

一太刀 貳振

一龍蹄 三疋 共鞍皆具、

右

元和七年九月一日

別幅
金鏡太刀馬
等ヲ暹邏國
王ニ贈ル

元和七年九月一日

二八六

此別幅下ノ繪ノ間ニ合鳥ノ子、端ヲ八寸計明テ書之、奥ハ明次第來紙也、年號日付モ無之、印モ無之、書ト一ツニ架籠ニ入、架籠ノコシラヘ様如常、上ノ真中ニ續目アリ、ヲシサケテ封ノ字ヲ書ス、右ノ方ニ日本、左ノ方ニ暹邏、書ノ端作りノ如シ、

一同三日、午時暹使ニ御暇被下也、其以前ニ、右ノ書清書急々ニ相認、御城ヘ持參、書ニ御印被爲押、則架籠ヘ別幅共ニ入、ノリ付ニスル也、御文箱ヘ入、文箱ハ銀子ヲ以、豎一尺四五寸、横六七寸、高サ四寸計ニ、紅ノ緒ヲ付テ、環モ銀子也、緒ニ封ヲ付ル、唐織ノ袋ニ入、紫ノ羽二重ニテ平包ノヤウニ包テ、桐ノ箱ニ入、錠ヲヲロス、カギヲ添テ、又上ヲ段子ノ平包ニテツ、ミ、臺ニ居ル、

午時暹使登城、大廣間ノ上壇ニ茵鋪之、如出御時ニ、但御簾ヲハ不掛、上壇ノ奥ノ床ノ上ニ御文箱臺ニスヘ置也、下壇ニ縁ノ方ニ東向テ、鎧三領・六具飾立テ、唐戸ノ上ニスヘ置、屏風三双、具足ノ後ノ縁ニ立テ置也、御太刀、袋ヲハツシ、具足ノ傍ニ置也、御馬、庭上ニ三疋、共ニ鞍皆具ノ引立ル、擬暹使ヲ下壇ノ疊ノ上ヘ呼上、雅樂殿・大炊殿・上州三人被出合、御書ヲ上壇ノ床ヨリ取下、錠ヲ開キ取出、封ノ儘ミセテ、又如元ノ臺ニ居渡之、次第ニ音物被引渡也、暹使拜ノ縁ヘ出ル、次ノ間ヘ請シ入テ、暹使ニ音物ヲ被下、二使ニ一人銀子貳百

暹羅國使ニ暇ヲ給ス

暹羅國使登城ス

山田長正暹羅國使ニ託シテ書ヲ本多正純土井利勝ニ密ス

暹羅使ニ伊藤久太夫ヲ附ス

枚ツ、小袖十ツ、被下也、通事ニ銀五十枚、小袖五ツ、其外ノ日本通事兩人ニ銀子廿枚、小袖二ツツ、被下、暹使退出以後、右ノ被下物共、ソレノ箱ニ入、宿所ニ被遣也、一御年寄衆ノ書モ同時ニ調ル、下繪ナキ間ニ合鳥子、上ヲ小切テタケヲ短クメ、端奥ヲ明テ如常清書スル、架籠モ同シ鳥子、上書モ書ノ端作りノ如ク書之、上ノ續目ノ封ノ一字如常相認、文箱ヲ大キニワゲサセ、紫ノ緒ヲ付ル、大炊殿・上州ヘ城ニテ渡之、兩人ノ印モ城ニテ押之、印肉ハ傳、香合ヲ持參ノ押也、箱ニ入緒ヲメ、封付テ渡之、
一大久保治右衛門六尺山田仁^(長正)左衛門、暹邏ヘ渡リ有付、今ハ暹邏ノ仕置ヲ仕候由也、上様ヘノ書ニモ見ヘタリ、此者ノ事歟、大炊殿・上州ヘ文ヲ越、
乍恐欽奉言上、爰元從屋形、御上様惠以金札被申上候之條、萬々御前可然様ニ御取成奉賴候、爲使者、暹仁貳人并伊藤久太夫被指遣候之條、乍恐可奉得尊意候、爰元從屋形、御上様惠御進物以注文申上候之條、御披露奉賴候、隨而乏少之義御座候ヘ共、鮫貳本・塩硝貳百斤致進上候、態奉表御祝儀計候、誠惶敬白、

元和七年

山田仁左衛門

卯月十一日

長正在判

元和七年九月一日

二八七

元和七年九月一日

從暹邏國

二八八

進上 大炊様御小性衆中御披露

此狀、奉書ノ如ク成紙ヲ折紙ニシテ、常ノ日本ノ折昏ノ如クニシテ來也、上州へも同前之由也、大炊殿へノ狀ハ此方へ給候、返事可調由也、

利勝崇傳ヲシテ返書ヲ草セシム返書案

右之返書、同時ニ調之、案左ニアリ、

音耗披閱、

貴國之兩使捧

王書來

朝、并土宜如件々到來、奏上

大樹源君、兩使拜禮、則賜、

返翰歸

國、譯士伊久口陳附之、鮫貳本・塩硝貳百斤至兩臣惠來、厚意多々、晒布二十疋充投贈之、

譯士伊藤久大夫

聊補空書耳、不宣、

元和七年

土井大炊助

九月吉辰

利勝 朱印

(本多上野介勝力) 正純 朱印

答 山田仁左衛門尉

此書ハ、間ニ合鳥子ヲ上下ヲ切、タケヲ短クノ書之、架籠ヲモチヒサクメ、上ノ續目ノ上ニ

答ノ一字、下ニ封ノ一字書之、右ニ兩人ノ名、土本左ニ山田

以上何モ同時ニ調へ、御城ニ而渡之、山仁左ヨリ大炊殿へ之狀モ、大炊殿へ御城ニて返進スル也、

一同晚暹邏ヨリ上様へ上候書簡、架籠共ニ、并御返書ノ下書、并上主計殿へ渡候、御前へ可被上由也、

〔本光國師日記〕 三十 一九月朔日、暹邏人御禮、

一同七日、佐大膳へ狀遣ス、能攝州へ便宜有之由也、今度暹邏國書札之往來寫シ遣候、○崇傳、京都ヲ發シテ、江戸ニ下ルコト、八月十二日ノ條ニ見ユ、

〔梅津政景日記〕 十 九月朔日、一亥やむろ人罷下候ニ付、御城へ被罷出候、依之諸大

名衆早朝ハ御登城被成候、御供致見申候、亥やむろ人貳人大將、壹人通路、十二人下之者、

元和七年九月一日

二八九

佐竹義宣登城ス

貳人の大將と壹人の通路の、公方様御前へ罷出候由、十二人之下の者の、まらすこ罷有候、進上物さんさつと申物之由、丸ルキ家之入、金らんの袋をかけ、通路持候て、御てんの内之入、ざうげ四十五本・鉄鉋^地貳丁之由、箱之入、右何も納候、一新城へ屋形様この御見舞被成、其^{島田}以柏へ御出之由、我等の半途を御返し被成候、一天氣よし、

○幕府、暹羅渡航ノ朱印ヲ出スコト、慶長九年八月二十六日・同十一年七月二十一日・同年九月十五日・同十二年五月七日・同十三年七月二十五日・同十四年正月十一日・同十五年正月十一日・同十六年正月十一日・同十七年正月十一日・同十八年正月十一日・同十九年正月十一日・元和元年正月十六日ノ各條ニ、暹羅在留ノ和蘭人ニ通商許可ノ朱印狀ヲ出スコト、慶長十一年十月十日ノ條ニ、本多正純、家康ノ命ニ依リ、書及ビ武器ヲ暹羅ニ贈リ、鐵炮及ビ鹽硝ヲ需ムルコト、同十三年十月十日ノ條ニ、家康、暹羅國王ニ書及ビ物ヲ贈リテ、鐵炮及ビ鹽硝ノ舶載ヲ促スコト、同十五年七月是月ノ條ニ、龜井茲矩、暹羅ニ商船ヲ遣シ、書ヲ國王ニ通ズルコト、同年八月二十二日・同十七年正月二十六日ノ各條ニ、細川忠興ノ暹羅ニ遣ス所ノ商船、安南ニ漂著スルコト、同十六年八月二十四日ノ條ニ、暹羅ノ商人、駿府ニ到リ、家康ニ方物ヲ獻ズルコト、同十七年七月三十日ノ條ニ、

暹羅船來航シ、堺ノ商人木屋彌三右衛門、暹羅ヨリ歸ルコト、同十八年六月二十六日ノ條ニ、暹羅國王來舜烈、坤屹實參密末等ヲ遣シテ來聘スルニ依リ、幕府、金地院崇傳ヲ京都ヨリ江戸ニ召スコト、本年八月十二日ノ條ニ、暹羅國使來聘シ、秀忠ニ二條城ニ謁シ、國書・方物ヲ呈スルコト、九年八月一日ノ條ニ、山田長正、軍船ノ繪馬ヲ駿府淺間社ニ奉納スルコト、寛永三年二月七日ノ條ニ、暹羅國使再ビ來リ、家光ニ謁シテ、國書・方物ヲ呈シ、長正、マタ國使ニ附シテ、聘ヲ酒井忠世ニ通ズルコト、同六年九月十九日ノ條ニ、暹羅僭王、書ヲ忠世ニ遺リ、長正死シテ、其子叛ヲ謀ルヲ告グルコト、同八年十二月二十八日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔リチャルド・コックス日記〕（歐文材料第十一號譯文）

一六二一年十一月十四日〔十月十一日〕^{○新曆二十四日ニシテ元和七年十月十一日ニ當ル、中略} シヤム國王の使節等は皇帝の宮廷に於て特別の歡待を受けて歸り來りしが、長崎のキャプテン・ヤシモン殿と、皇帝が江戸より長崎まで彼等に隨行せしめたる男とを伴ひて、わがイギリス商館を來訪せり、使節は余に贈物として葡萄酒一樽を贈りしが、江戸より彼に隨行せる日本人も亦一樽

暹羅國使英吉利商館ヲ訪問ス

を贈りたり、使節は我等に書翰とイギリスの國旗とを交付せんことを請ひたり、海上に於て、イギリス船若くはオランダ船は遭遇する事あるべきを以てなり、キャプテン・ヤシモン殿よりも同様の要望ありたり、余は使節にアニス水を容れたるガラス製の罎を贈りしが、彼は大いに喜びてこれを受けたり、

〔元和年録〕

坤 一 同月、十月○九月、暹羅國より使者を進上申候、此國の天竺之中と申候、日

本へも折々賣船を渡し申候、文字などの各別の物之而、一字もよめ不申候、殊之外釋迦の像を崇敬申候、赤き珊瑚樹のこく成小豆を持參當地にも是を植候への、二三年過、實なり候由申候、

〔采覽異言〕

三 暹羅スイヤム彼呼シヤム、又暹羅名シヤムロ、

慶長年間、有源長正者、頗有勇材、稱山田仁左衛門尉、或云伊勢州山田人也、忽駕海舶、抵暹羅國、遇其國亂、屢有戰功、累被擢任、主管國事、因說其國主、與我通聘、元和辛酉夏七年、國王來舜烈摩倫摩匹浮臘浮烈照、杲倫帕臘馬、噓陸闔、安瓦臘瓦離西卒皮耶馬、噓離洛練樂喇納臘日他尼無離倫、遣使坤屹實參密マ、坤備斜葺等、齎金葉書、來贈方物、自是聘問無絕、至寬永戊辰冬五年、王死、明年己巳春、嗣王奈舜烈摩倫摩匹洛臘照、杲倫帕臘馬、記陸悃、安瓦納瓦離西、昆耶摩訶離祿普樂喇納臘日他尼務離倫、遣使鸞沙悃納勃坤喇圭離坤若車末等、奉金葉書、來修舊好、其事本末、

暹羅ヨリ赤
キ小豆ヲ移
植ス

長正ハ伊勢
山田ノ人ト
イフ説
國主ニ説キ
テ我ト通聘
セシム

大坂ノ人徳
兵衛宗心暹
羅ニ渡ル

具詳別考、故不贅焉、○上略

〔渡天之説〕

拙者儀、大坂上垣町に罷在候宗心と申ものに御座候、入唐渡天之儀、今度御尋被遊候に付、見分仕候天竺之儀有増申上候、

往古者、日本より天竺にの商人御免被遊候衆中ハ、角倉與市・茶屋四郎次郎・平野屋平四郎・駕籠屋・紅屋、此五人に御坐候、拙者儀、角倉與市商船の船頭前橋清兵衛と申者之書役に被頼、十五歳にて、寛永癸酉年十月、肥前國長崎袖○天竺徳兵衛筆記、福ニ作ル、田を出舟仕、翌年寛永十一甲戌年三月、南天竺摩訶陀國流砂川ハンテイヤと申所に着船仕候、中壹ヶ年逗留仕、三年目亥四月三日、流砂川之口出船仕、同八月十一日、長崎へ着船仕候事、今年寶永四年、拙者儀行年八十九歳にて、只今剃髮仕罷在候、○中略

一 略 ○中 彼流砂川ハ、暹羅國の境目にて、日本の御朱印を改申候、摩訶陀國の都王城へ早船にて、手形を呼通し申候、右暹羅國のテイヤ○天竺徳兵衛筆記、はんでひやニ作ル、の城主ナヤカウホンと申者、其國の侍大將にて、位ハヲフウ○天竺徳兵衛筆記、南ふうニ作ル、と申て、右大臣の位にて御坐候、此ナヤカウホンの、生國日本伊勢國山田御師の手代にて、國々を相廻り申候、何方にてか致欠

暹羅國てい
なやかうは
をふう伊勢
長正ハ伊勢
山田ノ人ト
イフ説
國主ニ説キ
テ我ト通聘
セシム

元和七年九月一日

二九四

落、長崎へ参り、日本の御尋ものにて、○致欠落以下十七字天竺德兵衛筆記、日本の地にて徒事之、御詮議ニ付、長崎へ欠落いたし、ノ二十三字ニ作折節暹羅國の船致出船候に付、便船仕、暹羅國へ渡り、國王の下知に依て、所々の軍陣に高名致候故、國王の掣に成、其上暹羅國一國を譲りを請、大將と成、日本にてハ山田仁左衛門と申候、天竺にてハナヤカウホンと申候、侍ハナンマンテウとも申候、何れも帝王の御番に出申候、右のハンテイヒヤより廿七里河上、懸り笹○天竺德兵衛筆記、と申城御坐御番に出申候、右のハンテイヒヤより廿七里河上、懸り笹ウハヒサウニ作ル、候、此所、空海、文殊と參會之所にて御坐候、此處より廿五里河上、大海○天竺德兵衛筆記、と申都御坐候、是より流砂川七十五里、暹羅國のはたヒヤタイニ作ル、御坐候、須達長者の屋敷跡有之候、○中略

渡天仕候節大坂惣年寄

淀屋孝安

三人 大塚屋心齋

垣屋道意

長崎御奉行竹内采女正様(中)(重要)

今年寶永四年迄七十四年に相成申候、

大坂上垣町

德兵衛事
宗心

〔暹羅國山田氏興亡記〕

於暹羅國ニ山田仁左衛門立身之事

天竺國ハ甚大國而、東・西・南・北・中央ト五郡ニ分テ、其一郡ノ内ニモ亦數部有テ、大國相分テ一國・二國、○暹羅記事、ユノ次、又ハ十ヶ國・二十ヶ國分テ、國主タル者最多シ、暹羅國ハ其内ノ大國也、中華ノ西南交趾國・占城國・柬埔寨國ヲ經テ、行所也、日本ヲ去ル海上ニ千餘里、三但十六丁ヲ以ツ、南天竺ノ東南ニ有ルノ國也、東ハ柬埔寨國ニ隣、西ハ辨噶喇海ト云フ大入海モリタル詞也、ノ隔テ、向ハ孟留國ニテ、是モ南天竺ノ内ナリ、暹羅國ハ如此南海便能キ所ナルヲ以、諸國ノ買賣船ノ集ル所ニテ、大國ト云、繁昌ノ地也、日本ヨリモ商ヲ通テ往來スルヲ久シ、故元和年中ヨリ寛永ニ及テ、大坂ノ落人其外ノ諸牢人ナト、賣人ト成テ、多ク暹羅國ニワタリ逗留ス、若シ海賊アレハ、武勇ヲ以追拂故、暹羅國王モ是ヲ調法トシテ、地ヲ借シテ、日本町ト號一曲輪、海邊ニシテ數百軒ノ町屋アリ、永ク留ル者ハ妻妾有テ子ヲ産スル程ニ、今此時ハ住スル入數八千ニ過ク、寛永四年、山田仁左衛門ト云者其中ニ有リ、日本尾張國ノ者ニテ、久シク暹羅國ニ留リ、初メ賣買ノヲニテ暹羅國ノ官人ニ馴レ、詞悉ク通テ、能ク日本ノ軍法・古戰物語

邦人ノ暹羅ニ移住スルモノ多シ
日本町
邦人ノ居住スルモノハ千人ニ過グトイフ
長正ハ尾張ノ人トノ説

元和七年九月一日

二九五

暹羅國王長
正ヲシテ
亞仁左衛門
ト稱セシム

リシ、中華ノ記録・經書ニモ悉通テ、才智發明倫ヲ出、仍暹邏ノ官人段々諸○暹羅記事、請ニ作ル、招、其事ヲ聞テ是ヲ稱美シ、終ニ國王ノ前ニ出テ、日本・中華ノ文武學ヲ説ニ、明々然トシテ、響ノ聲ニ應スルカ如ク、國王深ク感シテ、仁左衛門ヲ揚用テ官人トシ、食邑ノ地ヲ番國ノ内ニテ賜フ、日本ノ三千石、ホドノトコロ、則王ノ師トシテ、○暹羅記事、あや、訓ヲ附シタリ、仁左衛門ト稱號ヲ召ル、ト、云ハ、日本ニテ國守ト云ト同シ、仍又領地ヲ加増有テ、二万石ホトノ主トナル、仁左衛門拜謝シテ、日本町ニ有所ノ者ニ告テ、日本ニ歸ル心ナク、我カ臣トナラン者召抱ヘント云ニ、諸浪人ハ悦テ臣トナル者多シ、仍テ其器ヲ撰ムニ、勇士四十餘人、雜兵百餘人、足輕・中間二百餘人召抱テ、日本流ノ行列ニ出立、番國食邑ノ地ヘ入部ス、見ル人目ヲ驚ス、斯テ一年有テ、又暹邏ノ都ヘ參勤シ、常ニ國王ノ側ニ在リ、一日國王、仁左衛門ニ曰、朕、汝カ説ヲ以、中華・日本ノ國法ヲ聞ニ、世界皆子ニ讓ル、只堯舜ノミ德ニ讓ル、德有人ハ奇稀ニモ再ナシ、子ニ讓ルノ道尤也、吾國法ハ、古ヘヨリ父ノ子有ラン程ハ弟ニ讓、父ノ子絶テ子ニ讓ユヘ、嫡流ト云ナク、○暹羅記事、正流ニ作ル、ヲ失也、朕ヨリシテ法ヲ改メ、子ニ讓ヘシ、朕ニ末弟只一人有、シカモ若年ナリ、此時法ヲ改メ子ニ讓ヲ以、國法トナサント、舍弟ヲ國ノ菩提所久留園精舎ヘ弟子ニ遣シ、則分國ニ觸テ、此以後家ヲ子ニ讓ノ法トス、其中ニ逸比留ト云フ國有、國主老テ、弟

逸比留國暹
羅國王ノ命
ヲ奉ゼズ

夸亞茶ヘント云フ者、繼子ニ立テ有、使ヲ暹邏ノ國都ニ立、奏シテ曰、臣ハ、兄カ繼子ニ定アリ、然ル上ハ、今更變シテ兄カ子ヲハ立難シ、某ヨリ以後子ニ讓ラントナリ、國王許サス、法ニ背ク者ハ皆死ヲ賜フ、汝速ニ兄ノ子ヲ立テ、相具ヒ王城ニ來テ罪ヲ謝スヘシ、サナクハ、汝ニ兵威ヲ以テ攻亡ント也、使者恐レ歸テ、勅詔ヲ演レ、凡、曾テ命ニ從ハス、并ヒニ謝禮ノ沙汰モナシ、國王大キニ怒リ、山田仁左衛門ヲ召テ曰、朕、汝カ説ヲ聞テ法ヲ立テ、太子ヲ繼トス、汝、太子ノ師ト成テ、文武ノ學ヲ能ク教ヘヨ、國ニ師タラン者、小身ナレハ、威ナシ、何トソ大國ヲ與フヘシト思フ所ニ、今逸比留ノ國ノ王背テ自滅ヲ招ク、汝兵ヲ卒シテ請取レ、則汝カ領國ニ與ヘシ、仁左衛門拜伏シテ恩ヲ謝シ、既ニ打立ノ軍兵、官軍二萬餘兵、仁左衛門カ手勢五百餘士、都合三萬ニ近キ軍兵ニテ打立ケル、是逸比留國ハ二十五萬石程ニ當ル故也、手勢ハ日本服ニテハナハナシク出立テ、行程七日ニテ逸比留國ニ着キ、先ツ城外ニ陳ヲ取ニ、使者ヲ以勅定ヲ告テ、汝茶ヘン、王法ニ叛ク逆臣ナリ、城ヲ獻シテ、他國ニ走り去ルヘシト云、茶ヘンハ則悟シメル○暹羅記事、覺悟タルニ作ル、事ナレハ、使ヲ追返シ、門ヲ開テ勢ヲ押出シ、合戰ニ及フ、タカヒニ大石火矢ヲ放、努ヲ發シ、巳ノ尅ヨリ未ニ至テ戰フ程ニ、手負・死人尤モ多シ、仁左衛門、日本兵ノ手タレノ者ニ大筒三百餘挺ヲ持セテ、透間々々ヲ伺ヒ打タシムレハ、城兵

長正逸比留
國主ヲ攻ム

大石火矢

大筒

琵琶國

大塚十左衛門

暹羅國王長正ヲ重用ス

長臣かうはむ

皆矢表ニ打倒サレ、殘兵モ城ニ向テ引退ク、仁左衛門カ勢モ終日戦ヒ勞レタレハ、輕ク追捨、相引ニシテ陳ヲ取ル、逸比留人ノ討死ハ、算ヲ亂シテ凡一萬ニ及フ、暹邏人ハ四百餘人討タレリ、然ル所ニ隣國琵琶○暹羅記事、へくり國ノ一族夸亞茶キリト云者、兼テ逸比留國ノ王ノ一族ナルヲ以、仁左衛門カ陣ニ來テ、扱ハント乞、城ニ入テ利害ヲ説ク、國ノ主茶ヘン領掌シテ、城ヲ夸亞茶キリニ渡シテ、孟留ノ地ヘ立退キケリ、仁左衛門是ヲ請取、城ニ入テ國ヲ治メ、其臣大塚十左衛門ヲ城代トシ、初テ臣トナツタル日本人ヲ譜代トシ、降人其外暹邏、逸比留人ヲ召抱テ、都合二萬餘人、大祿・小祿夫々ニ與テ、國ヲ守ラセ、仁左衛門ハ手勢二千餘人ヲ日本行列ニ從、其身ハ緋威ノ鎧ニ鍬形ノ甲ヲ着シ、大輿ノ車ニ乗り、官軍二萬餘人ヲ前後ニ卒シ、天竺ノ笛・鐃・鉦・大鼓ニ琴瑟ヲ鳴シ和シテ、暹邏ノ音樂ニテ行程ヲ往ク、見物人ノ群集山野ニ滿ツ、仁左衛門既ニ如此ニシテ、暹邏國ニ立歸ツテ、國王ニ拜禮シテ、○暹羅記事、テノ二字ヲス用レ○暹羅記事、レ長臣トシ、常ニ側ニ在テ、國事ヲ談ス、サレハ暹邏世々ノ長臣ノ家ニテ、此時カウハムト云者、渠カ上ニ在レハ、只其坐ニ在ノミナリ、仍テ國臣ニハ仁左衛門カ昇進ヲ悅ハサル者モ多ク、又仁左衛門ヘコヒ諂フ者ハ甚多カリケル、如此ナル中ニ、○暹羅記事、ニニ作

國王病ミ後事ヲ長正等ニ託ス

惠利宇國

國王崩ズ

ル、年ノ月日ヲ經テ、一日、國王病ニ掛リ、暹邏ハ云ニ及ハス、近國ノ醫師ヲ招ケハ、驗ナシ、上○暹羅記事、ハ病ノイユヘカラサルヲ知テ、カウハム王ニ長臣ノト、仁左衛門ヲ始メ其外ノ重臣ヲ呼テ曰ク、朕病治スヘカラズ、太子ニ國家ヲ讓ルノ間、カウハント仁左衛門、太子ヲ補佐シテ、國家ノ政道ハ朕カ仕置ノ如ク、少モ替ラス執行○暹羅記事、執ヘシ、今年ハ、カウハム都ニ在テ、太子ヲ後見シ、仁左衛門、領國逸比留ニ販テ、國ノ政道ヲ治メ、明年ノ今月、替テ都ヘ出テ、太子ニ教ヲイタシ、カウハム領國惠利宇國ニ行テ仕置シ、毎年隔番ニ勤ヨト云フ、兩長臣泪ヲ流シ、大王、如何ナレハ如此心弱キヲ曰、病重カラス、月ヲ追テ快然タルヘシト、力ヲ添ユレハ、重リニ重リテ、五月十六日、暑熱トモニ勞レテ崩、時ニ日本ノ后、太子ハ云ニ及ス、國臣、上下萬民ニ至ルマテ、患ナケク深ク、闇夜ニ燈ノ消タル心ス、斯テ葬禮ノ規式ヲ調ヘ、菩提所久留園精舎ニ送テ、重ク葬リ奉リ、其式、様々日本ニ見馴サル殊勝ナル事共多シ、誠ニ佛在世ノ生國タル故ナルヘシト、日本人モ感シケル、○以下、太后不義ニノ國家騒動ノ事等ニカ、ル、寛永八年十二月二十八日ノ條ニ收ム、

〔紅毛天地二圖贅說〕 西洋建置大洲外新舊置一大洲說

○上 呂宋國松岡三左衛門者、和泉人、天正年中遊南海、既畧呂宋國主之附、山田氏者尾張人也、

元和七年九月一日

三〇〇

勢人一云伊、字二左衛門、爲人奇謀果決、元和初客於本地、後入商舶南游暹羅國、時國多難也、王招致夏國之士多、山田亦在招士中矣、時王見山田、問以疆國之術、山田說之、皆中旨、王以山田之法、以是國最富彊、猶且有戰功、封必毘兒主、土人讚稱以王佛、山田有一女子、名因、襲父之封、後復主於大泥、六坤二國、而因之勇振于異域、乃在本地古老口傳、○中略

Siam

斜母シヤム、短呼、即暹羅是也、或曰赤土、曰婆羅刹、與地全圖、按暹羅本海南暹與羅解二國、後并爲一、明勝覽等書所述、又曰暹即古赤土、羅解即古婆羅刹、亦扶南別種也、

Pebery

皮皮禮ペーベリ、引呼、即必毘兒是也、又曰 Peberis 皮皮哩私、哩轉舌呼、是地在暹羅進西、即其所屬、經度一百三十六度、大強緯度十三度、

〔暹羅記事〕 追考

略○上 又水滸後傳四十回 雁二、李俊ガ暹羅ヘワタリテ、彼所ノ王トナルコトアリ、日本ヨリ兵ヲ起シテ暹羅ヲ救フコトナトヲ作レリ、案スルニ、唐山ニモ山田仁左衛門カコトヲ傳聞、サテ水滸後傳ニ撮合シテ作設タルカトオボシ、

〔暹羅國風土軍記〕 暹羅國地方之事

抑天竺國の甚大國也、東・西・南・北・中央と五部に分り、其一部の内にも五數部にわかり、大國は一國・二ヶ國・三ヶ國、又は十ヶ國・二十ヶ國を合せて、國王たるもの多し、是をいかにと尋るに、たとへは日本并中華は、其海内一圓の天下にして、其内を五畿・七道とわかちて、一道之内に何十ヶ國と、一國ツ、割付、國の下に郡有、郡の下に郷有、庄有、其下に村ありて一統す、もろこしとても此通にて、(行カ)代々にて稱號の替れとも、實は違はず、(天)大古堯舜の代には十二州にわかたれし、禹の時は九州にわかれし、是皆日本の五畿・七道と云ふかとし、唐の代には十道にわけられ、宋の代には二十三路にわけられ、路と云も道といふも同義にて、文字を改たる計也、明の代になりて十三省にわけたり、今清の代にても明にならひて省といふ、是皆文字をかへたる計也、所謂道の事也、天竺の地の廣大なりといへとも、一圓の天下一統と云事なく、其むれく幾つにもわかり、土地大小あり、皆國王となれり、本より年號と云事もなく、其國々の風俗によりて、色々の法式あり、其一むれを名付て部落と云、落と云事、人の大勢集居たる所と云、故に百姓の村居を村落と云、村とい大勢むらかり居ると云、更にて、むらと云訓を付られたり、されの夷と云物の、其むれく一かたまりにわかれて、一國となる、故に日本・唐土の一天下を統らるとは違ふ更なり、凡世界の内に日本と唐土ほと名稱正

天竺ハ一圓
ノ天下一統
トイフコト
ナシ

元和七年九月一日

三〇一

元和七年九月一日

して、一統したる國のなき事也、扱暹羅國とは、西南夷の内中華より西に南にあたるにして、交趾國・占城國・東蒲寨國を経て行所なり、日本を去ル事海上凡三千餘里、但六丁一里之積り、南天竺の東南にある一大國なり、東の東蒲寨國に隣り、西の辨喝喇海と云入海を隔て、向は孟留國にて、是も南天竺の内なり、暹羅國のかくのこく南海便能所なれば、諸國の買賣船集る所にて、大國と云、繁昌の地なり、日本よりも商を通して、往來する夏年久し、故に元和年中より寛永の末に至り、まして、大坂落の諸浪人、或は天草亂の浪人まで、賣人と成て、多くシヤムラ國に渡逗留す、若海賊・強盜あれば、武勇を以て追拂故に、暹羅國王も是を調法に思ひ、地を借して、日本人を一部に置、日本町と號し、海邊數百軒の町屋あり、永く留る者の妻妾有て子を産する程に、今此時に至て、住居するもの人數八千餘人ありしとかや、されは天竺德兵衛と云者は、播州高砂の出生にて、十五才の時より角倉與市か商船頭前橋清兵衛と云船頭に雇れ、天竺へ兩度渡りし、此前橋清兵衛シヤムラ國にて旅宿の亭主の、木下六右衛門と云、デビヤダイと云所の長者の妹婿にてありし也、此六右衛門、木下を名乗る夏、全く大坂の落人ならん、六右衛門シヤムラにて勤の帝王の番衆にて、日本にて三百石ほどの宛行にて、天竺にて侍の位、日本の大納言に當るよし、德兵衛物語せしなり、○コノ次ニ長崎ヨリ暹羅ヘノ旅程ノコトニカ、ル條項アリ、略ス、

山田仁左衛門出所之夏

去程に暹羅國の、西南夷の中一大國にして、殊に弁喝喇海と云大入海を受けて、南海第一の湊にして、繁昌の土地なれば、日本船の申に及はず、四夷八蠻の商船入津する所也、爰に日本より廻船も代るく行かよふ折なれば、元和・寛永の間、或は關ヶ原・大坂没落せし落人も、賣船に取乗り、賣人と成、外國に身を隠すものも多しとかや、されは日本人の武勇萬國に勝れ、智謀賢しき夏なれば、蕃國の戰、又は海賊等も、日本人を恐れる事、あたかも鬼神のとし、故にシヤムラ國王も日本人を尊用し、一の屋敷をあたへ、日本町と名つけて一の曲輪を設け、數百軒の町屋を立て、妻子眷屬をもふくる故、寛永の頃の、日本人の數八千に過て、暹羅國の一方を守る、自餘の蕃國ともも、日本人の武勇を恐て、シヤムラ國へも寄もせされは、暹羅國の民安堵の思ひをなし、國王もいと調法成夏に思はれし中に、山田仁左衛門と云もの有り、此仁左衛門と云者の、生國尾張の國のものなりしか、其人となりし放蕩にして力量あり、才智賢しき者なれとも、父母の命をも用ひすして、産業も夏とせず、所にも居りかた、彼方此方とせしか、身の寄所なきまゝに、蕃國賣買の船に打乗、シヤムラ國に渡り、年久しく彼國に止りぬ、初のほとは賣買の事にて、彼國の官人に馴むつひ、詞も通しける、かゝりし

元和七年九月一日

暹羅ノ官吏
等長正ヲ尊
敬ス

暹羅國王長
正ヲ召シテ
師トナスト
ノ説

長正ノ出自
ニ關スル諸
説

後は、官人ともひたすら出合けるか、此仁左衛門、生得書籍等をも讀、小學問もして、才智發
明論(論之)を出て、日本の軍法にも通し、古戦の事なと能覺えて物語し、經書等にも通したる者な
りければ、暹羅の官人も段々と招請して、仁左衛門を尊敬す、元來シヤマラ國とは、西南の邊
鄙の夷狄なれば、中華より文字の通用もなく、況や文字の士の來ると云事もなく、誠に式狄
是膺、荆舒是懲すと聖人の教戒給ひし夷狄にて、害をなす時は是を討ち、平生のおどしこ
らして遠ざけて威をなし置給ふをひすなれば、何ぞ經書の通し、軍學の古戦も聞馴さる事
なれば、仁左衛門か發明なる才に信仰して、國王へ稱美しければ、頓て國主、仁左衛門を召出
し、日本・中華の文武の學を説しめけるに、明々としてして、響(行)の聲に應し、水の豎板を走る
かごとく、國王深く感し、仁左衛門を登庸して、官人となし、食邑の地をあたへ、則國王の師と
して、夸亞仁左衛門と稱號を給ふ、夸亞とは日本にて國主と云事也、仍て食邑、日本にての三
千石ほどの采地を給ひて、夸亞と成し、是本朝寛永四年の事也、

一説に、天竺德兵衛か云、山田仁左衛門、シヤマラ國主也、元來日本勢州山田の御師の手代
なり、武藏江戸廻りに下り、徒成事ありて御吟味に逢、長崎へ出奔し、シヤマラの出船に乗
り渡り、國王に被頼、所々の軍に立、手柄をして、國主の掣になり、其後國王の跡を繼たる

駿河淺間社
奉納ノ繪馬

よし語りしか、又一説には、生國駿河國出生の者なる故に、仁左衛門、暹羅國より駿河の淺
間ニ奉納したる其繪馬、今に淺間にあり、繪馬の大き成繪馬にて、彼國にて軍の鉢を書た
り、名をい山田仁左衛門と記し有之、今に淺間の寶藏に納りて有、別當に望候への見物さ
せ候なり、見事成繪馬也、仁左衛門の立身したる鉢とも云、或に仁左衛門尾張の人なれと
も、駿府に久しく住居せし故、淺間へ奉納せしとも云、其實否を知らかたし、

山田仁左衛門立身の事

附逸比留國合戰、并仁左衛門逸比留の國主と成事

扱も山田仁左衛門は、シヤマラ王の師となり、食邑三千石程の國主となりし、程なく加増を
給り、貳万石程の主となる、仁左衛門拜謝して、日本町にある所の者共に告て云、各々日本に
歸心なく、我か臣下とならん者は召抱へしと有しかば、諸浪人共悦喜て、仁左衛門か家臣
となる者多し、仁左衛門悦ひ、其器量を撰ひ見る所に、勇士四十餘人、雜兵百餘人、足輕・中間
貳百餘人を召抱て、日本流の行列ニ出立、此度拜領の地へ入部せり、シヤマラ國の人は是を見
て、誠に勇々敷嚴重なりければ、皆目を驚かす支限なし、彌仁左衛門か武勇・智謀を感心しけ
る、かくて一年ありて、暹羅の都へ參勤し、常に國王の側に在て政務を謀り、國王の師範た

り、或時、國王、仁左衛門に語て云、予、汝か説く所を以、日本并中華の法を聞くに、世界皆子に譲る、堯舜のみ代を徳に譲る、徳ある人の稀なり、子に譲るの道尤也、我國法の古へより父の子あらん程の弟二代をゆつり、父の子絶て子に譲る故、嫡流と云事なく、正統を失ふ也、我より法を改て子にゆつるへし、我に末弟唯壹人あり、しかも若年也、此時に法を改て、子に譲るを以國法となさんとして、舍弟を國の菩提所久留園精舎と云寺へ弟子に遣し、則分國へ觸て、此以後家を子に譲を法とせられけり、然るにシャムラ國の分國に逸比留と云國あり、此國王年老て、啍亞茶ヘンと云弟を繼子（稱下同シ）に立てあり、此度暹羅王の觸を請て、使者をシントに立て、奏して曰、臣の兄か繼子に定める上は、今更變して兄か子を立かたし、某より已後の子に譲るへし、某に於ての今迄の法に任せ給るへしと也、暹羅王許容せず、法の重し、人の輕し、法に背くもの、皆死刑をあたへん、汝速に兄の子を立て、相伴ひ王城に來りて、罪を謝すへし、左なくの、汝に兵威を以て攻亡さんと也、使者恐歸てしかく、のよし申けれ共、逸比留王曾て命に従はず、況や謝罪の沙汰もなければ、暹羅王大之怒り、山田仁左衛門を召て云、汝か説を聞、法を改て太子を世繼とす、汝を太子の師となりて、文武の學を能教へよ、國に師たらんもの、小身にては威勢なし、何とそして汝に大國をあたへんと思ふ所に、幸成かな、今

暹羅國王長
正ラシテ逸
比留ヲ伐タ
シム

逸比留の國主、我命に背て自滅を招く、汝兵を率て彼城を請取れ、則汝か領地に與ふへしとあれ、仁左衛門、有難し、身心（努力）に命し拜謝し、既に打立ける軍兵には、暹羅王の兵貳万餘、仁左衛門手勢五百餘云、彼是都合三万にも及、軍勢にて打立たり、此逸比留國と申の、日本にて貳拾五万石程に當る國なり、仁左衛門か手勢の日本の裝束にて花々敷出立、行程七日にて敵國に着陳し、先城外に陳を立、使者を以告て云、汝茶ヘン、王法に背く逆臣たり、城を獻て他國に走去へしと呼りたり、茶ヘン兼而期したる事なれ、使を追返し、門を押開て勢を押出し、合戦に及ふ事都合五度、大石火矢を發し、弩を發て、巳刻（未）より末刻に至て戦ふ程に、手負・死人幾はくと云、使をしらす、仁左衛門の日本兵の手馴たる者に大筒三百餘挺持せて、透間なく規打しむれば、城兵若干打倒さるれ共、殘兵城に向て引退く、仁左衛門か勢とも終日戦勞けれ、輕く追捨、相引にして陳をとる、逸比留人の討死の算を亂して、凡一万に及ふ、味方四百餘人討死と記しけり、然るに逸比留の隣國に琶牛國主の一族啍亞茶キリと云人の、逸比留國主の一族たるを以て、仁左衛門か陳に來て扱んと云、城に入て利害を説しかば、茶ヘン領掌して、城を啍亞茶キリに渡し、孟留の地へ立退けり、仁左衛門是を受取、城に入て國を治め、其後大塚十左衛門を城代として、始め臣と成たる日本人ともを譜代として、降人

琶牛國主ノ
一族啍亞茶
キリ和平ヲ
斡旋ス
長正城地ヲ
受領ス

其外暹羅・逸比留人を召抱、都合貳万餘人、大祿・小祿それ／＼に與へ、國を守らしむ、仁左衛門は手勢二千餘人、日本行列に隨へ、其身の緋緘の鎧に鍬形の兜を猪首にきなし、大輿を以牽せたる國王の車に乗り、官車二万餘人を前後に率し、天竺の樂器を笛・鑼・鉢・太鼓・琴・瑟行軍す、是を見物する人山野に充滿し、天晴國王やと褒ぬものこそなかりし、仁左衛門、かくの／＼として暹都に立歸て、國王に拜禮す、暹羅王、軍の次第一々聞て大に感悅し、仁左衛門か武略の暹羅人の及ふ所にあらずと、益用ひ、長臣として、常に側にありて國政を談す、されは暹羅代々の舊長臣の家に、此時カウハムと云者、渠か上にあれとも、只其座にあるのみ也、よつて國臣等、山田か昇進を半の猜み、半の媚諂ふものもありけるとなり、

暹羅國王卒去、附遺命之叟

かくて山田仁左衛門の逸比留國の軍功により、彼城地給り、貳拾五万石ほどの大身となり、逸比留國主となり、暹都に定府して、國主の師範たれば、國中に肩を双ふる者なし、如斯する内に二三年の星霜を送りける、しかる處に、暹羅國王病に伏し、醫藥數を盡すといへとも、更に驗なかりければ、國王も本復なからん事を知り、カウハン長臣と仁左衛門を始、其外の長臣を呼て命して云、我か病治療有へからず、太子に國を讓るの間、カウハンと仁左衛門兩人

暹羅國王病

忽利宇國

して太子を補佐し、國政の我仕置たることく、少も變すへからず、今年のカウハム在府し、太子の後見し、仁左衛門の領國逸比留に歸て、國の政道を治め、明年の此月、代りて都に出發し、太子を補佐し、カウハムの領國忽利宇國に歸て仕置し、毎年かくの／＼と隔番に交代せよと命せられければ、兩長臣謹て許諾しけるか、かくて其年の五月十六日、暑熱に勞し給ふか、暹羅國王卒去し給ひける、是我朝の寛永九年の叟也、菩提所久留園精舎へ送葬ある、其規式様々にて、和朝にて見馴る殊勝なる叟とも多かりし、是の佛在世の生國なる故なるへしと、日本人も感しけり、○國母不義にして、國家騷動の叟以下、寛永八年十二月二十八日ノ條ニ收ム、

長正織田信長ノ裔孫ト稱ストノ説

〔山田記〕

山田仁左衛門長政ハ、自ラ云、織田信長ノ裔孫也、山田ハ織田ノ別名也ト、本國尾筋ノ人也、流落シテ駿府ニ來、市人ニ交リ、知己ヲ求メテ馬場町ノ商家ニ寓居スル叟十餘歳、市中ノ産業マカ求メス、常ニ大志有テ仕官ヲ好ム、頗任俠ニシテ、兵術ヲ談スル事ヲ好ム、市人遊逸ノ徒ナリトシテ、相親キ友ハ責テ諫レ、シヤムロ容ル良ニテ從事ナシ、去レ、心直ニシテ才弁有ケレハ、人多睦ヒ、親交ヲ結、爰ニ我朝中古ヨリ寛永十五年ノ頃迄、異國へ商船通ヒ自由成ケレハ、京・大坂・奈良・堺・長崎、唐渡トテ、交趾・暹羅・東京・東浦寨・聖ノ外夷諸國へ渡リ、商法交易シ、利ヲナシケル時、駿府ヨリモ、肥州長崎ヨリ商船ヲ調テ唐渡シケル、毎年往來シタリシ商

駿府ノ商人ニテ長崎ヨ

リ渡唐船ヲ
出シ、モノ
二十家アリ
トノ説
駿府ノ貨物
取

瀧佐右衛門
太田次郎右
衛門大宛ニ
渡航ス

朱印船

長正大宛ニ
留ル

元和七年九月一日

三二〇

入定テ二十家計有ル、後ニ我朝ヨリ外夷ニ渡交易スル叟ヲ官ヨリ制禁マシ、テ、異國ヨリ
渡來スル所ノ貨物ヲ、長崎ニテ分賜リ、本國ニテ商賣スル叟ヲ宥シ給家ヲ貨物取ト名付、當
所ニテ貨物取ノ家近年迄殘タルハ、松木新左衛門・友野與左衛門・大黒屋孫左衛門・山内助兵
衛・多々良庄太郎・出雲屋清兵衛・瀧佐右衛門・太田次郎右衛門・柴山忠左衛門・桑名屋清右衛
門・富田屋五郎右衛門等也、始リハ元和巳年、駿府ノ商家瀧佐右衛門・太田次郎右衛門、唐渡
タリシ時、彼仁左衛門、渡海セン事ヲ望ム、去レバ日頃流浪ノ身ニシテ、産業ヲ事トセス、志
尋常ナラス、商家ノ人ノ用ヲナス事益ナシトテ、請カハス、終ニ唐渡ヲ發セントスル時、彼ヲ
誘引セス、仁左衛門、早ク其志ヲサトリ、先達テ家ヲ出テ、攝州大坂ノ邊ニ待向、瀧・太田大坂
ニ到ル時、出迎テ、ヒタスラ同船ヲ請、二人、止事ヲ得スシテ相伴シ、例ノ外夷ニ行ク、此頃大
明ニ行シコトナシ、大宛・暹羅・天竺ノ外夷ニテ交易ヲナス、其船ヲ御朱印船ト云シヨシ、官
印ノ申給テ渡海セシ故也、巳ニ大宛ニ行、外邊ニ廻リ歸ラントスルトキニ、仁左衛門、我ハ此
土ニ留ラント云、二人、其心ニ任セテ歸朝ス、獨リ大宛ニ止ル、此時廿七歳、或ハ廿八歳トモ
云、其後消息ヲ聞事ナカリシニ、寛永始、太田次郎左衛門・瀧左衛門、又渡海シテ大宛ニ渡、時
ニ大宛人告テ曰ク、サキニ暹羅國ヨリ書ヲ傳テ曰、和國ノ商貨、交易ノ利宜事可有也、スミヤ

太田次郎右
衛門瀧佐右
衛門暹羅ニ
到ル

をんふら王

次郎右衛門
等長正ニ會
ス

長正暹羅ニ
赴ク

カニ彼國ニ可至ル、迷リ渡スヘシト告ル、太田・瀧、是ヲ聞テ、怪シミナカラ暹羅ニ渡リケル
ニ、國人、倭人ノ來ルヲ見テ、長吏ニ告、サキニ國王ノ命有テ、早ク倭商ノ來ル事ヲ國城ニ可
告ト、彼二人ヲ衛護シ、一所ニ込置、禁錮スルカコトシ、數日有テ、長吏告テ曰、國王、汝等ヲ召
ス、王城ニ可往トテ、送り遣ス、驛中例ニ異ナリ、國人目ヲ傍ノ衛固シ、驛官ニ饗應ス、日ヲ歷
テ王城ニ至ル、官人令シテ曰、王、汝等ヲ見給フヘシ、宜本國ノ産貨ヲ献シ、ヲンフラ王ヲ拜
ムヘシ、國王ヲ稱シテヲンフラ王ト云、巳ニ營中ニ入テ王ヲ拜ム、左右ニ兵器ヲツラネ數人
ノ侍官圍列ツセリ、其儀甚タ嚴重也、王出テ見ル、衣冠綾羅、目ヲ炫ス、命シテ曰、別宮ニ留宿
シ休憩スヘシトテ、王入テ退去、官人、別殿ニ引テ、留宿セシム、饗應甚善美ヲ盡セリ、夜更テ
人有、ヒソカニ便服シテ出來リ、左右ノ者ヲ退、瀧・太田カ肩ヲ打、手ヲ捉リテ權笑ス、二人驚
テ是ヲ見レハ、彼王ナリ、云曰、我ハ是山田仁左衛門也、舊日ノ恩惠何レ日忘ン哉、吾コトモ、
本國ヲ出テ、愛惠以渡海シ、大宛ニ至リテ後、此土ニ來ル頃、隣國兵爭シ國中亂ル、時ニ我謀
計ヲ廻シ、倭人ノ國ニ在ル者ヲ語ヒ、一騎ノ將トナリ、日本ノ人ノ加勢ト號シ、國民ヲカリ催
シ、倭國ノ風俗軍裝ヲナシ、シハ々々戰ヒ、幸ニ勝利ヲ得テ、軍功ヲタツ、王賞スル叟甚シ、王、
我ニ后女ヲ嫁テ、王位ヲ禪ル、今隣國ヲ合テ、我領掌ニ歸ス、榮耀身ニ餘ル、唯恨ムラクハ、本

元和七年九月一日

三二一

國ノ舊好ニ逢サル^ト、故ニ先ニ大宛ニ令ヲ傳テ、倭商ノ來ルヲ待、今幸ニ吾子ニ逢テ、累日ノ思ヒヲタレリ、我カ名ヲシテ本國ニ知シメヨ、且ハ日本ノ武勇盛ナルヲ以テ、我功ヲナス事ヲ得タリ、我又微賤ニシテ、日本ノ威風ヲ外夷ニ顯、生前ノ悅、何事ソ是ニシカンヤト、云畢サルニ、商客退テ下座ニ平伏シ、我等此國ニ來リ、今般ノ体裝甚疑惑スル所ニ、王ノ云ヲ聞テ、蒙意ヲ開ク^ト、^{其カ}甚威風盛功ヲ仰キ賀ス、王ノ曰、否、吾子今以舊日ノ宥ヲ忘ル^ト、ナカレ、我カ面會、只往日金蘭ノ交意ヲ謝シ、猶兄弟ノ好親ヲ望ム、自今後國中ニ令シテ、我朝ノ商客ノ着津、留宿ヲ安シ、又國中悉貨物交易ヲナシ、利得多カラシ^ト、是以日本ノ商客ニ語レ、談話從容トシテ、舊日ノコトク相親、尊卑ヲ別ツ^ト、既ニ黎明ニ及ケレバ、外臣ノアヤシマン^ト、^{其カ}後會ヲ約シ、入ト云、其後辭シ去ル時、金銀・國產ノ名器ヲ授テ、驛路ヲ饗應シ、海津ニ送り歸サシム、斯テ太田、瀧ハ、持携所ノ貨物ヲ悉ク彼國中ニ交易シ、多ノ貨物ノ利ヲ得テ、日本國ニ歸リ、具ニ山田カ^ト、^{其カ}郷里ニ語り告、於是市中ノ老夫舉リテ、日頃ノ大志ハタシテ尋常ナラサル^ト、^{其カ}人才ナル^ト、^{其カ}嘆美セリ、本國ノ商客此事ヲ聞傳テ、暹羅ニシハシハ往來シテ、交易ノ利ヲ得タル者多シ、[○]下略、長正、繪馬ヲ駿府淺間社ニ奉納ス^ル、[○]條ニ收ム、山田長政記所收、山田仁左衛門渡唐錄、暹羅國風土軍記附錄、駿為山田仁左衛門記事、殆^ト同ジ、ナホ伊吹於呂志、殆^ト異事ナシ、

長正ハ駿河ノ藥科ノ人ト

長正呂宋船ト戰フ

〔武將感狀記〕

四 駿州之住人仁左衛門渡異國功名事

一 駿州^{（舊）}ワラシナト云所ノ民仁左衛門ト云者アリ、生質才器、膽略アリケルガ、日本ノ中ニテハサセル立身モ成ガタシト思ヒ、^{（通）}シヤム^{（羅）}ロウニ渡リテ、國王ニ仕ヘヌ、國王ノ弟謀反ヲ起シ、王位ヲ篡ントシテ、甚危急ナル處ニ、仁左衛門、義ヲ唱テ、亂ヲ撥テ、^{（オサ）}殘黨マデ擊平ケレバ、其功ニ由テ長臣トナル、後ニハ隣國ヲ攻取、勢漸ク盛ニシテ、四方恐之、此時、以謀^{（百）}ロソ^{（宋）}ン舟ヲ乗取タル事アマタナリ、ロソソ^{（百）}ン舟ハカンハント云テ、四五寸バカリノ角木ヲ用テ格子ニ組、^{（百）}舷ニ一面ニ敷渡シ、敵其ノ舟ニ乗移ル時ハ、カンハンヲヒタ^{（百）}トヲロシ、カケガネヲ以テ、^{（百）}之、其カンハンノ格子ニ組タル間ヨリ、矛ヲ以テ、アゲサマニ衝之、由此戦利アラズ、仁左衛門、灰ヲ器ニ入、手々ニ持セ、舟ニ乗ト均ク、其灰ヲ振下セバ、眼ニ入テ、仰見ル事アタハズ、大斧ヲ以、忽カンハンヲ伐折ル、是ヨリ大ニ利ヲ得タリ、仁左衛門、シヤム^{（百）}ロウニテハ、名ヲオツフラト改ム、一度日本ニ歸朝ノ望アリ、銀千貫目ノ貯ナケレバ不能トテ、聚之、其時ハ、日本人、シヤム^{（百）}ロウニ渡海スル者多シ、生國ノ者ナレバ、ナツカシキトテ、對面スルニ、左右ニ衛士ヲ置テ、劔ヲ持セ、シヤム^{（百）}ロウノ衣服ヲ著テ坐ス、其體嚴重ナリ、終ニ病死ノ歸朝ノ志達セザリキ、[○]翁草、殆^ト同ジ、ナホ和漢船用集ハ本書ヲ引、用シ、荷舟かんはんと云者、此窓穴あり、以て云か、

元和七年九月一日

三一四

或曰、雨を防ぐ故かつはと云を、かく云へり
と謂も、定かならずと注解ヲ加へ居レリ、

〔外蕃通書〕

十五 暹羅國書一

守重按ニ、

暹羅國へ御書ト物トヲ賜リシハ、慶長十一年九月二

始ル、蓋是ヨリ前ツネニ通船アリシニ、此ニ至テ鐵炮ト奇楠トヲ求ラレンカ爲メニ、特ニ此
優典アリシナルベシ、十四年、又本多正純ヲシテ書ヲ送ラシム、彼使節ヲ來シテ、書ヲ奉シ、
物ヲ獻シ、以テ特恩ヲ謝ス、爾後陸續往來止ナク、其使節モ見參ノ禮アリト聞ユ、按ニ、駿
府記ニ、十六年八月、長岡越中守忠興、獻象牙・白絹・孔雀・豹等、暹羅國遣商船故ナリ、是大名
ト雖凡、亦通船ヲ許サレシ也、十七年七月晦日、暹羅國商客・船頭、獻段子・緋羅・鮫皮等、因令問
諸國蠻夷之物語給云云、コレ其人駿府ニ參上シテ、下問ノ御事モアリシ也、其往來頻繁ナル
ヲ知ヘシ、元和七年八月ニ至テハ、其兩使江戸へ來テ、誓願寺へ旅宿シ、九月朔日、其使ヲ引
見セラレ、同九年閏八月ニハ、二條御城ニ於テ、其使ヲ引見セラレ、同三日、伏見御城ニ於テ、
新將軍家へ見參ス、寛永六年九月ニハ、其三使江戸へ來テ、康徳寺ニ旅宿、同十九日、參拜ノ
禮アリ、詳ニ下ニ錄ス、明曆二年五月、使節來船、國書ヲ奉ス、其時如何ナル事ニヤ、返シ却ケ
ラル、後ニ又通商ヲ許サレテ、時々長崎へ來津セリ、故ニ今猶暹羅通詞アルナリ、此際ヨリ、其
國へ往シ、
ハ、文祿以來ツネニ通船アリシト聞ユ、暹羅ニ日本町アリテ、或時ハ七八百人ニ及ト云ヘリ、其
中最モ顯レタルモノハ、播州ノ山田仁左衛門、和泉ノ木谷久左衛門、長崎ノ津田又左衛門、播州
ノ天竺德兵衛等ナリ、山田ノ下ニ載ス、木谷暹羅ニ在シ、亞華ヨリ兵ヲ興シテ暹ヲ襲フ、
木谷奇計ヲ以テ伐チ敗ル、功ヲ以テ封ヲ受ク、津田ハ哥阿國ノ軍興リシ、山田ト同ク彼國在
留ノ日本人ヲ奉テ、哥阿ヲ敗ル、暹主喜テ、女ヲ津田ニ妻スト云、德兵衛ハ角倉ノ船ニテ天竺へ
通商スルヲ二度後ニ祝髮シテ、宗心ト改ム、彼國往來ノヲ錄スル冊子アリ、渡天物語ト云ナ
リ、凡外國ノ書翰、金泥ヲ以テ外郭へ藻畫スルモノアリ、長崎ノ俗、之ヲ金札ト云、其使節
船ヲ金札船ト云フ、就中暹羅ノ金札最モ精巧ノ由シ、元和七年ノ來簡ハ、直キニ金ヲ薄ク打
ノヘテ、鑿ニテ文字ヲ彫タリト云フ、其式詳ニ、
下ニ載ス、畢竟國富ミ財豊ナルカ故ナルヘシ、安南ノ
如キハ、見ルニ是則明人ノ所謂ル金葉表、又金字表ニシテ、隋書ニ、赤土羅今ノ暹、
以鑄金爲多羅
葉、隱起成文、爲表金函封之トアレハ、其由來久シキナリ、

暹羅通詞

金札船

暹羅ハ南方
諸蠻ノ雄

暹羅ハ西語「シヤム」、南方諸蠻ノ内ニ於テ、地最大ニシテ、國力亦盛ナリ、東埔寨、占城ヨリ、六
昆、太泥、彭亨ノ類ミナ之ニ服屬ス、采覽異言、增譯ニ、暹羅國分テ十一道トス、其一道、
但伍兒ハ、
則大昆ナリ、其一道把打那ハ、太泥ナリ、其一道、彭亨ナリ、其
地或ハ君長酋帥アリト雖トモ、皆
暹羅國王ノ命令ニ服從スト云也、則古ノ所謂天竺地方ニシテ、專ラ佛法ヲ崇奉ス、
采覽異言
謂ル舍利弗城須達長者ノ居址、今猶存スト云ヒ、天竺
德兵衛雜話ニ、祇園精舍ノ蹟ノコレリトモイヘリ、明人云、古ノ赤土及婆利羅刹ノ地ナリ、
後二分テ、暹ト羅斛ト二國トナリ、洪武中ニ、始テ暹羅ト稱スト云云、
按ニ、洪武四年、國王參烈
禮、同九年、國王哆囉祿ナルモノ、其子昭祿羣啓ヲシテ、方物ヲ貢シ、永樂十三年、ソノ子三賴波磨
禮、刺的賴嗣ク、萬曆ノ間、其次子嗣王、毎年兵ヲ用ヒ、遂ニ諸國ニ覇タリ、秀吉公、朝鮮ヲウタレシ
時、明朝諸藩ノ兵ヲ促シテ、救援セシム、時暹羅所部ヲ率テ、前驅セ
ントテ、請フト云ヘリ、國王ノ名ヲ見シムカ爲メニ、コ、ニ贅附ス、

元和七年九月一日

三一五

〔外蕃通書〕

十六 暹羅國書二

暹羅國在留山田長正奉土井利勝書

載異國日記

○中略上ニ收ムル異國日記ヲ引ク、

宗因智原五郎八ノ筆記

守重按ニ、山田長政ノ事蹟ハ、宗因カ筆記ニ詳ナリ、智原五郎八ト云モノ、山田ニ從テ、暹羅國

後ノ名ナリ、然トモ其筆記三十葉餘ニシテ、特ニ冗長ナリ、故ニ今、新井カ采覽異言ト、長崎

ノ北島氏天地二圖贅説ヲ撮抄ス、○中略上ニ收ムル采覽異言ヲ引ク、宗因カ筆記ニハ、長政ノ權用

ハ寛永四年ニ在テ、其死ハ同十年春ト云、又駿河淺間宮ノ繪馬ニ、船中戦功ノ圖アリ、上頭ニ

題シテ、奉掛御立願諸願成就、令満足、□當國主、令天竺暹羅國住居、寛永三丙寅歲二月七日、

山田仁左衛門尉長政トアリ、是ハ一時駿河ノ漂民ニ託シテ、彼地ヨリ送り致ス所ナリト云

フ、守重嘗テ其國ヲ傳寫セリ、奇聞トスヘシ、○長正、繪馬ヲ駿府淺間社ニ奉納スル

〔駿河志料〕

三十五 安部郡有度郡別錄

馬場町

山田長政舊宅

報身寺南ニアリ、近世津國屋半七、其末ナリト云、

初代九平次、慶長十四年二月九日死、二代九左衛門、永寛九日死、二代目妻藥科寺尾惣太夫娘、仁左衛門長政ハ本府ノ産、父ハ九左衛門、母ハ藥科ノ

産ナリ、元和年間、天竺暹羅國ニ渡リ、大ニ志ヲ得テ、王トナリ、ヲンフラト云、寛永三年、淺間

神前ニ軍艦ノ圖ヲ奉納セリ、渡唐録ト題シ、山田記事アリ、元禄年中ニ、本府ノ人ノ記セシモ

立身スルコトニカ、ル、前掲山田記ニ同ジ、

長正ノ舊宅
長正ノ父母

〔駿河國志〕

四 府内神社 賤機山社 府城ヨリ六丁四

淺間本社 山宮本社 〇中
惣社本社 奈吾屋本社 略

淺間社に暹羅國より奉納の繪馬あり、そのいはれ及聞記置、駿河の國府馬場町に山田仁左

衛門長政といふ者あり、父は紺屋、仁左衛門、常に武機・軍學を好み、いつの頃か、駿府貨物の

用にて年々長崎に往來する町人と同伴し、長崎へ至り、夫が暹羅國へ渡り住居し、其時に彼

國、隣國と争あり、國王の名をヲンフウと云、長政カ器量ある事を知て、相親しみ約し、戦争

の謀を長政にはかる、長政奇才ある者故に、彼國の人を日本人に仕立、武具其外迄も日本様

に取拵、日本より加勢至るよしを唱て、長政爲大將、隣國と合戦して勝利を得る、因て國王、

長政をして嗣子として、女を以て娶す、○下略長正、軍船ノ繪馬ヲ駿府淺間社ニ奉納ス、

〔駿國雜志〕

三十九 山田仁左衛門長政

傳云、山田仁左衛門長政ハ、安倍郡府中馬場町の人也、後暹羅國に往て王となる、○中略、駿河

田仁左衛門記事、和漢船用集ヲ引用セリ、渡邊幸庵對話記云、國城耶、實ハ駿河の茶屋問屋也、長左衛門と云、一

年風に放されて、韃靼に渡り、一度國王となる、城の入口より王宮へ五里計り、夫より入て三

里程行し也、夫より奥の通さる也云云、國城耶當國の産なる事、未所見なし、國姓爺傳云、

寛永二年九月五日、鄭芝龍、明國の亂をさけて、肥州長崎に着船し、(附録)山崇福寺□逸然に寄り、名を一貫と改め稱す、此地に熊谷某と云醫有り、義を結て兄弟と成る、後丸山の遊女を購出して妻とし、一男を儲け、鄭森と號く、其後平戸に移り、外醫を業とす、同十四年、明帝の召に依て、國に皈る、隆武帝、鄭森か勇智を愛し、氏及字を給ひ、朱成功と呼給ふ、是より士民尊て、國姓爺と稱す云云、疑らく、幸庵、山田長政か事と國姓爺とを混し云る處にして、國城耶、文字の誤成し、(脱カ)故に爰に載て、後考を待、○下略前掲武將感狀記ヲ引ク

〔附録〕

〔長崎志〕

十二 從日本異國渡海之部

津田又左衛門暹羅渡海事

一慶長ノ頃、長崎ヨリ津田又左衛門ト云者、爲商賣暹羅國ニ渡居タリシニ、暹羅國ト哥阿國ト合戰有之、暹羅方甚難儀ニ及ヒシ故、又左衛門ニ加勢ヲ頼入レリ、其頃彼國ニ日本人六七百人在留シ、其所ヲ日本町ト稱セリ、又左衛門并山田仁左衛門軍將ト成リ、彼人數ヲ引卒シ、一戰ニ哥阿國ノ軍勢ヲ追崩シ、勝利ヲ得タリ、國王大ニ喜悅シ、息女ヲ又左衛門ノ妻ニ與ヘ、仁左衛門ニハ國官ヲ授ケリ、又左衛門數年暹羅滯留ノ内、三左衛門生産ス、寛永ノ初頃、父子共ニ長崎歸宅シ、其節材木町乙名役被仰付、年行司相勤、其後常行司ニ役替、猶

津田又左衛門

又暹羅國通事兼役ニ被仰付處、本役繁多ナル故、森田長助トテ、暹羅ニ數年在留シ、通辨等宜キ者ニ付暹羅通事役相讓タキ旨願ノ通、長助ニ暹羅通事役被仰付、又左衛門歸郷ノ節、暹羅製作ノ釋迦佛ヲ持歸レリ、又赤梅檀一本持來處、鍋嶋家ヨリ懇望ノ由ニ付、三ツニ分ケ、壹ツヲ差進ス、佐嘉高傳寺ノ本尊ヲ彫刻有シ由、一ツハ長崎能仁寺安置ノ佛像ヲ彫刻アリ、一ツハ末次平藏(政道)所望ニ付差遣ハス由也、

〔窓のすさみ追加〕

上

篠山○松平家信

の臣關文左衛門と云士の伯父なる男、勇氣つよく、

辻截なとし、且酒に酔、博奕を常として、行事悪き故、親屬義絶しける、才智ある者にて、長崎へ下り、後に交留吧の商と博奕して、大ニ勝ける故、すかしつれて、船中にて殺しなむと思ひ、つれ行けるに、和風の長刀を放さず、且剛強なれ、その事にも不及、彼國ニ到てなを止さりけり、其比呂宋より攻來りて、二邑を取られ、次第に敵強くなりゆくを見て、常ニ云けるは、此國の戦法にて勝へさやうなし、我これニ當ら、討敗りなんと云るを、終ニ王にさこへて、小卒を付て、惣軍と一つとなりて戦しか、敵を散々に追なひけ、二邑を取返しつ、將たる者引て歸んと云に、關生か云、此まゝにてをさなは、又敵ニ勢つきぬへし、追付て敵國へはみ入なんとて、上書して王に告げれ、惣大將ニ命せられ、呂宋へいりけるに、寛永の比ニ

松平家信ノ
家臣關文左
衛門ノ伯父
某呂宋ニ渡
リ國王ノ婿
トナルトノ
說

て、國姓爺か武勇を見なれ、日本の武勇を恐れぬる所を、押かけく、戦ける程之、一國を伐したかへ、呂宋の王出奔しける程之、悉く平けてけれの、交留吧王大之悦ひ、關生を婿とし、大官を授け、且呂宋をあたへける、こゝにて呂宋主となり、親属の方へ書を、こゝして、贈物をし、さて日本の松茸戀しくあるに、丸干にしこされの、壁土をうるほし、是之裁て二三日ふると、生の如なるよしにて請ければ、贈遣しけり、兩度まで使して、さや二卷贈こし、其切れ我か幼年の比迄有し由、又左衛門か子雲のか語りし、

〔渡邊幸庵對話記〕

上

寶永六年丑二月十二日、彼庵に音信て對面し、容貞を伺ふに、齡

〔朱書〕「七旬計」 一百二十有八歳、耳目齒共に壯年之異ならず、行歩の自由ならずと宣へり、同月廿六日、音

信て、少時對話、

略○中

一予入唐し、諸國を經歷し就中西湖を廻見しける時、向へ渡るに三十日懸りしなり、道に十五六間の橋七ヶ所あり、茶店所々にあり、其茶店の賄の、國王よりつくなふ也、堤の廻り柳あり、但各長クにしてしたれたるなり、身木の太木也、梅一本あり、花の薄紅にして單也、早咲にて、十月より咲也、櫻一本あり、時雨櫻といへり、九月より春三月迄、其木計に細雨ふるなり、西湖に道橋の外、沉石にてあり、是を傳て、橋にて休候、牛馬の通路の無之、西

湖の見越に、雲龍縣と云山の、老松一本あり、麓の悉く藪柑子なり、

一國城郭、實の駿河の茶問屋也、長左衛門と云、一年、風に放されて、韃靼に渡りて、一度國王と成、王城の入口より王宮へ五里計、夫を入れて、三里程の行しなり、夫より奥の不通也、

七日、〔中〕中和門院、中務少輔土御門泰重ヲシテ、代リテ大神宮ニ參詣セシメラル、大聖寺惠仙モ亦、參詣セラル、

〔土御門泰重卿記〕

四

九月三日、辛丑、晴、〔中〕今朝中院へ金子壹枚借用申度之由被申

候間、無異義借遣候、晚御出候、屢雜談申候、〔中略〕土御門泰重、細川宗立、同忠利父子ニ物ヲ贈ルコトニカ、ル、年末雜載音信贈答ノ條ニ收ム、

又參宮ノ用意也、〔中略〕

四日、壬子、晴、〔土御門久隆〕家君朝飯、此方進上申候、飯後度々從一條殿伺公可仕候由被仰候故、伺公申候、

御所へ御參御留守也、〔土御門泰重〕予從是雲松院見廻、歸さに大御乳人へ伺公、參宮御暇之事申入候、即御

心得被成之由也、兎子一疋、進上申候、〔中和門院近衛前子〕其次女院御所伺公、今度伊勢御代官參御立願之意趣共

被仰聞候様申上候、則件御立願之事被仰聞候、未上刻雨大降、終日御振舞、供獻被下候、明日

御なて物可被下候由仰也、

五日、癸卯、雨天、今日小泉清介、豊前へ下申候、今日參宮用意、かみつゝ、みさんちやく、たうも

唐木綿ノか
るさん

中和門院御
所ニ候ス

參宮ノ用意

土御門泰重
中院通村ニ
金一枚ヲ貸
與ス

元和七年九月七日

三三二

道服

大神樂料

んめんのかるさん・同たうふく・うら板物・あみかさ・たひさやはん・はさみはこのおゝい
なめし・まくら・いんろう、從女院御所様、上様御なて物、爲大神樂領銀子百廿目請取申候、の
し御はつほの領として銀子一枚請取申候、畏之由御返事申入候、一位殿御文にて有之也、
略○下

參宮ノ行粧

六日、甲辰、雨天、參宮用意也、コクウへ東也東御所御參、則御供申候、御同道信尚宮清子内親王鷹司殿姫君・三位御局・
中内侍・御櫛匣女院女中也、其外御乳人外山等、又いおもとのこたち、數多女房也、青侍十三人・中
間五人・下部五十五人、又こもの十人、予青侍二人・長刀持一人・笠持一人・挾箱持一人、以上五
人、因幡下人二人、明日早天御發行之由仰也、

發足

七日、乙巳、晴、早天刁刻御發足、予傳馬之事相違之事依有之、少遲罷立、卯刻發足、勢多橋にて
追付御供也、天氣珍重、今夜は石邊石部之宿御とまり也、上下以上百人餘也、京馬路次にて病、石
邊より馬とをす也、

石部

關地藏

八日、丙午、晴、土山晝御休也、關地藏御とまり也、

松坂

九日、丁未、晴、阿野津晝御休、松坂之宿御とまり也、破曉之時分雨降也、

宮川垢離

十日、戊申、晴、宮川御こり、山田御師御迎參、御湯行水之用意仕也、予こりとり候、山田御師へ

外宮
大神樂

内宮

朝熊金剛證
寺

安濃津

土山

草津

酒迎

御着也、外宮へ御參御供仕候、申下刻雨降也、今夜大神樂有之也、雖左道之躰、予袴肩衣也、
十一日、己酉、晴、内宮御參也、神供參也、百廿目也、祝詞敷カをまいらする也、二人衣冠を着し、其作法
有之也、あさま御參也、坂五十町也、始一見殊珠勝之事也、

十二日、庚戌、晴、今日御下向也、松坂晝御休、阿野津御一宿也、夕陽已傾時分也、

十三日、辛亥、晴、關晝御休、土山之御一宿、明月一點無雲氣、

十四日、壬子、晴、八專也、石邊晝御休、草津御一宿也、風呂御入候、及深更御酒被下候、

十五日、癸丑、晴、未刻許京還御也、從女院御所様御酒迎、直旅出立相改御參也、予烏帽子狩衣

伺公仕候、家君も酒迎御人數召加伺公、御前召出色々忝御事共也、女院御所へ長のし二把・り

りたこすまい・ふのり・あをのり五把・ものさし三本・貝酌子五本・御稜進上仕候、大のし十把・

大御稜用意上申候、直上様へ上之由承及候、御供獻也、御盃頂戴、沉醉退出也、○下

〔時慶卿記〕

九四

九月六日、天晴、陰、雨、○中 一大聖寺殿明日御參宮ノ由候、牛黃圓二貝獻、

七日、天晴、○中

一大聖寺殿御參宮曉立下、鷹司殿・女三宮ノ姫君モ御參ト、其外舊院ノ女

房衆御供ト、可尋之、

十五日、天晴、○中

一大聖寺殿參宮御下向ノ由候、今朝以使者申候、又珍重申入、

元和七年九月七日

三三三

西洞院時慶
惠仙ニ牛黃
圓ヲ獻ズ

惠仙時慶等
ニ伊勢土産
ヲ賜フ

元和七年九月七日

三二四

十九日、天晴、暖氣、○中 一大聖寺殿ヨリ伊勢御見舉トテ、御板・文箱コリニ火繩一箱・貝抄子ニ、銘々拜領候、

幕府、美濃代官栗原盛清ニ、切腹ヲ命ジ、其子盛澄ヲ陸奥盛岡城主南部利直ニ、盛次ヲ上總代官高室昌成ニ預ク、尋デ、盛次ヲ陸奥弘前城主津輕信枚ニ預ク、

〔寛政重修諸家譜〕七百二 津輕信枚のふか子守越中、元和七年、栗原泰藝某罪ありて、召あつけらる、

〔津輕信枚公御代日記〕元和 一同七辛酉年

一今年、栗原泰藝御預にて、十月十二日御當地へ下着、年十七歳、この泰藝曾祖父の栗原加賀守と云て、東照宮の御代、美濃國御代官相勤申候よし、無調法これあり、酒井備後守へ御預、其後切腹被仰付候、其子栗原權平盛澄、其子この泰藝なり、加賀守に孫のよし、泰藝於御國子出生、男子二人女子四人あり、御免なくして、貞享元甲子年六月十八日、御國におゐて、行年八十三歳にて病死、長勝寺へ葬す、一子栗原兵九郎を泰藝死後に御取立、御家來に仰付、新知百石下置れ、御馬廻被仰付候、

盛次ハ盛澄ノ子トノ説

〔津輕舊記〕四

十月十二日、公儀ハ栗原泰藝盛次幼名千松、加賀守二男、御預け下着、行年十六歳同上、

此人は武田家之侍大將栗原左兵衛昌辰子孫にて、父加賀守盛清は美濃國御代官之處、下代奎之助出奔に依て、勘定不相立、右無調法にて、酒井備後守様へ御預之處、當九月七日切腹被仰付由、行年七十四才、千松初上總御代官高室金兵衛へ御預之處、此度御國へ御預に成、兄權平盛澄利直、南部家へ御預被仰付候由、後年、於同所貳拾二歳にて死去、泰藝ハ貞享元年甲子六月十八日病死、八十三歳、一人の男子あり、栗原兵九郎と云、後公義義隆へ申上濟、百石を被下、御家臣と成、○寛政重修諸家譜南部利直譜同高、室昌成譜、盛岡南部家譜等所見ナシ、

〔参考〕

〔津輕一統志〕八 信枚公

元和七年、原脱カ、一同年、栗原泰藝御預、美濃國御代官、於當地男子二人、出生、御免無

之、病死ス、子孫當家仕官ス、

九日、丁未、重陽和歌御會、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲百九十二

重陽御會公案

元和 同七 菊花滿庭

〔資勝卿記〕一

九月四日、壬子、昨夜ヨリ雨降、巳刻計之天晴、又晚之雨ソ、ク、○中略、里村昌琢ノ

元和七年九月九日

三二五

泰藝津輕ニ
テ病死ス

御題

月次連歌及ビ改元ノ儀ノコト等ニカ、ル、年末雜載學藝遊戯ノ條及ビ八月二十四日ノ條ニ收ム、禁裏重陽ノ御歌御觸、三條西殿ヨリ來、加奉申候也、

八日、丙午、晴、中院黃門(通村)へ禁裏重陽之御歌談合遣申候次、短冊・色紙清書無心申候處之、則清書候て給候也、廣大(廣德院)・廣幸(高倉末度)・竹辨(藤原)・藤右(高倉末度)・白川侍從(高倉末度)・冷泉中將(高倉末度)・四辻中各短冊・色紙無心申候也、晚之廣幸ヨリ清書候て來候、(竹屋光長)略

九日、丁未、終日曇、夜之入雨降、(中略)日野家重陽ノ儀ノコトニカ、ル、下ニ收ム、禁裏重陽之御歌、勾當之内侍とのまて進上申候也、(中略)下

〔時慶卿記〕(四十) 九月四日、夜ヨリ午前迄雨天、晚晴、(中略)一重陽ノ御題、和歌奉行(三條西實條)ヨリ被相觸候、菊花滿庭、

六日、天晴、陰、雨、(中略)一右衛門督來儀、九日詠草見之、三西ヨリ被相定候、

八日、天晴、(中略)一懷昏清書候、

九日、天晴、(中略)一今日懷昏、時直同時ニ言傳テ奉、菊花滿庭也、草別ニ記之、

〔貞清親王御筆和歌之寫〕(懷紙之寫) 伏見宮御記錄亨七所收

秋日詠菊花滿庭和歌

兵部卿貞清親王

伏見宮貞清親王

和歌奉行

伊久秋か雲井の庭にさく菊のまかきの外もにほひ見津覽
〔宋書〕
〔右七枚〕

〔參考〕

〔續史愚抄〕(五十四) 九月九日、丁未、和哥御會、題菊花滿庭、(或作六年可考)右大辨宰相(藤原)業光

詠進、和哥記、御詠集、

○中和門院御所及ビ諸社寺并ニ諸家、重陽ノ儀ノコト、便宜左ニ合攸ス、

〔時慶卿記〕(四十) 九月九日、天晴、(中略)一女院御所御對面、御盃給、有謠、予發聲、五條、平松

同心、又中御大・白川一同也、阿野・三條中等、四辻同參、謠度々、酒數盃、二時計候、陽明御參也、

其後少焉退出、陽明へモ參、八條殿御盃給、亂舞者數十人伺候申候、番數多之ト、廣大・橋本等

遲退出、窠前ノ衆ハ早々退出也、壽德庵・亨德院・啓廸庵等伺候申候、少内記モ伺候申候、十三

日全隆へノ義御理申入候、其後御使其分也、一若宮御方へ參候、御機嫌能、如例御櫃ヲ上、

御喝食御所御留守、御所へ御參ト、一女御殿へ參、攝津守又馳走也、盃出、中殿・菅田殿取持

也、息女糸・ヤ、被出候、後ニ權中納言被出候、盃重疊ニテ候、兩傳奏、二條殿・鷹司殿御父子三

人へ一禮申伸、飛鳥井へ遣人、竹門へ同、又此方へ福庵早朝來義、□祝也、紹巴ノ筆哥三首在

女御德川和子

西洞院時慶
等中和門院
御所ニ候ス
近衛信尋
亂舞
八條宮智仁
親王

之物ヲ遣候、留守ノ間ノ禮者橋本・小野兵部・稻田喜左衛門・道二・南隣忠右衛門・壽德庵ハ使者、黒木綿壹端爲見舉被送、一端ノ亭へ三七郎來義也、有盃、勘局來義盃ニテ祝時直ハ御番也、

〔資勝卿記〕

一 九月七日、乙巳、晴、今日、叡山へ烏頭ヲ堀之遣候へとも、無之て、リシタウハカリホリテ來、今日晝、節句ノ祝義ノ振舞持候付て、三條殿若上來臨、振舞之中へ、中納言御番所ヨリ來臨候也、振舞、汁・鱈アメ料理・ナマスハラ、入・鯛杉ヤキ・串鮑・蒲鋒・青豆・根之物・テンカク等也、○下略

九日、丁未、終日曇、夜之入雨降、大福庵早々靈府御札來、其後禮之來臨、其砌世續甲斐も參候也、三條殿若上來臨、晝侍從來臨、○中略、重陽和歌御會ノ夜之入、中納言禮之來臨、又其後之中將殿禮之御出候也、御酒を申、緩々と咄申候也、御歸之時分雨晴申候也、

〔時慶卿記〕

四十九 九月廿一日、天晴、○中入麵・重陽吸物以下振舞申候、予腹中故也、備後守召連候、食被申付由候、一臨松院ヨリ木練百果被贈、内義へ同、

〔孝亮宿禰日次記〕

六 九月九日、丁未、晴、人々來臨、所々參賀、深更雨下、

〔春日社司祐範記〕

一 九月九日、御節供、日並朝夕、立、六本 神主 熟調之、六本 三橋 名主 兩惣

人北 六本 西殿庄 名主當、音樂奏之、

一 社司時廣(中東)・祐範(東海)・時家(上)・延豊(西)・師治(大東)・延通(辰市)・祐爲(東)・祐榮(千鳥)・延倫(今西)・祐定(千鳥)・祐紀(千鳥)・中臣氏人無之、
大 中 臣 氏 人 時 久 經 長 師 勝 時 昌 師 信 家 綱 時 仍、

一 二ノ御殿日並朝夕、樂所へ下行也、

一 支配神戸、一、二、三橋、三、四、西殿庄、五、六、

一 西殿庄立板之事、雜仕ト申事有之、去正月者兩惣官、先以拘ニテ無爲也、今度之儀、何共難調條、加増ヲ被下歟、不然者、雜仕家ニ有之古物立板ノ如ク被仰付候由、可致調進、此立板古物本様當雜仕不致用意、從先代相傳申、非私曲通誓紙ニテ可申上由、達而申分候條、誓紙

ニテ相濟了、雜仕相傳之古物立板之通被申付者也、此立板之本様御供所板ニ切付テ有之ト云々、從何時如此成下歟不分明、西殿庄下行ノ樹、少分ニテ難調故ト也、

從曉天大雨也、
一 十日、嘉例大神主殿日中飯有之、惣社參會也、依雨下、予不出仕也、

〔義演准后日記〕

二十 九月九日、隨門・勸門・渡御、并昌琢・昌現・玄陳祇候、召出相伴、辰刻末神幸、於八足備御供、已後猿樂始、今年猿樂以外遲々、見物成群、山名善幸、於芝居見物、菓子折遣之、已後召棧敷盃賜之、則泉水見物、書院へ召振舞、兩門并昌琢以下良家皆相伴、比叡山

元和七年九月九日

三三〇

松善院來、同召出、能次第、勝難波・大佛供養・定家・東榮・融・ウトウ・七番狸々、入逢時分事畢、當年以外遲引、當門客上下如形、

十日、從夜半雨降、終日大雨、兩日晴天無爲、神感珍重々々、藤市大夫杉原十帖・銀子一枚遣、嘉例也、則爲禮來、盃賜之、祿物、於東大寺東南院如去年返了、檜皮ソ口へ事悉出來、

〔東大寺雜事記〕 二 九月九日、節供、

幕府、重陽ノ儀、

東大寺
佐竹義宣重陽ノ服ヲ京都ヨリ取寄ス

〔梅津政景日記〕 十 同廿九日、一片岡八左衛門重陽之御服、御數寄屋かぐ持、京ノ罷下候、一朝雨ふる、ひるノ天氣よし、

同五日、略 一重陽ノ爲御祝儀、嶋田次兵（利正）へ殿・米津勘兵（田政）へ殿・青山伯嗜殿（重平同シ）・酒井備後殿（忠俊）御使

之參候、勘兵へ殿備後殿（秀忠）ノ御禮狀有、次兵へ殿・伯嗜殿（家光）ノ御口上申て之候、

九月九日、一御城御本丸（秀忠）西ノ丸（家光）宰相様御座所へ御禮、御供致候、一ひる曇ル、夜天氣よし、

九月十九日、略 一天氣吉、略 一御城へ納候重陽之御服、おなんと衆御細之付、三番帳之

付候由、當暮（天）ノ彌々念ヲ入候へと、太森所へ可申遣由被仰付候、明日ノ飛脚之申越候、就中

義宣登城ス

藤市大夫

東大寺

佐竹義宣重陽ノ服ヲ京都ヨリ取寄ス

御臺様御服惡敷候由、

九月廿三日、略 一重陽ノ御服其外御買物取之罷上候、片岡八左衛門・泉采女御算用濟、此細

人川井理左衛門・金右衛門・清左衛門、略 一ひる天氣吉、夜ル雨ふる、

〔後編舊記雜錄〕 七十六 正文在文庫 家久公御譜中ニ在リ ○薩摩

爲重陽之佳儀、小袖五被相贈之、欣然候、猶酒井阿波守可申候也、謹言、

九月五日

秀忠（墨印）

薩摩宰相殿（島津家久） ○本文書果シテ本年ノモノナリヤ否ヤ明ナラズト雖モ本書元和七年ノ條ニ收メタルヲ以テ姑ク茲ニ掲グ、

十一日、己酉、土佐高知城主山内忠義、歸國ノ賜暇ヲ辭シテ、江戸ニ留ル、

〔集書〕 八 山内家記録二所收 元和七辛酉

一九月、忠義公御暇可被仰出御沙汰在之付、當年も御在府可被成旨、御老中迄被仰込、達上聞、御感被思召之由也、同十一日御禮被仰上、御懇之上意在之、

〔御代々記〕 忠義公（元和七年） 同九月比、御暇可被仰出旨依御沙汰、當年モ御在府可被成旨被仰込

處、御感ニ被思召由、同十一日御禮被仰上、御念比ノ上意有、○寛政重修諸家譜山内忠義譜及ヒ高知山内家譜所見ナシ

元和七年九月十一日

三三一

秀忠之ヲ嘉ス

元和七年九月十二日

〔御當家年代略記〕

○上 南路志翼二所收

第二竹巖院様御代

三三二

元和七辛 御願ニテ御滯府、九月御

暇之處、

十二日、庚戌江戸城、猿樂アリ、秀忠、出羽米澤城主上杉景勝・陸奥仙臺城主伊達政宗、出羽久保田城主佐竹義宣等ヲ饗ス、

〔本光國師日記〕

三十

同十二月、御城御能、

一九月十五日、細川忠興細三齋老へ書狀遣ス、案左之有、

○本文略ス、崇傳、京都ヨリ江戸ニ赴クコト、等ニカ、ル、全文ハ八月十二日ノ條ニ收ム、

端書

此地相替儀も無御座、上様御機嫌能被成御座候、景勝、上杉政宗、伊達義宣、しかと御詰候、九月十二

日、御能被仰付、右之御三人へ御振舞被成候、○下略、江戸城本丸作事ノコトニ

〔梅津政景日記〕

十

同五日、一猿樂共罷登之付、大名衆へ能見せ御申可有由、公方様

被仰出、今朝御出仕被成置候へり、少雨氣之候て、相やみ御歸被成候、

九月十二日、一御城之而、忠親歡世大夫・喜多長能七大夫・高虎藤堂和泉殿下左京能有、佐竹義宣屋形様にも御見物之

御出被成候、御腰物持之罷出候へ共、見へ不申候、御能九番有之由、○中 一ひる天氣よし、夜

雨ふる、

猿樂延引

觀世忠親

喜多長能

佐竹義宣

能九番アリ

佐竹義宣物
ヲ利胤ニ贈
ル

同十三日、一昨日御能之爲御禮、御城へ御登城被成候、一天氣吉、

十三日、辛亥後御月見、

〔孝亮宿禰日次記〕

六

九月十三日、壬生辛亥晴、忠利參禁中、設月御座、

十四日、壬子幕府、陸奥中村城主相馬利胤ニ暇ヲ給ス、利胤、江戸ヲ發シテ、國ニ歸ル、是日、出羽久保田城主佐竹義宣、之ニ物ヲ贈ル、

〔梅津政景日記〕

十

九月十四日、○中 一相馬大膳殿御いとまにて、明日御下之付、御小

袖五ツ、けせん十枚爲持、御使之參候、御留守之候間、藤田佐左衛門と申人之預置候、御禮狀

有、一天氣吉、○寛政重修諸家譜相馬利胤

幕府侍醫久志本常範歿ス、

〔寛永諸家系圖傳〕

百七

久志本

常顯左京亮

常範左京亮

常亮内藏允

常衡左京亮

世系

元和七年九月十三日 十四日

三三三

元和七年九月十四日

三三四

常諄つねあつ 從五位下、
右馬助

常範 慶長二年の冬、武州稻木にをひて、台徳院殿御不例(秀忠)のとき、御病證(鑑)分明ならず、時に常範御脉を診し、御疱瘡の旨を言上し、御藥を獻じ、痘瘡快發す、御平復の、ち、御褒美として、稻木の近郷にをひて、食祿をたまふ、同五年、台徳院殿、野州宇都宮より木曾路を経て御上洛のとき供奉、台徳院殿三人の御姫君、大坂・加賀・越前へ御嫁禮の時、をの、供奉をつとむ、

常亮 同七年、采地をたまふ、

〔譜牒餘錄後編〕

十一 諸旗本之五 久志本内藏允常亮

元和七辛酉年、常衡跡職三百石拜領、於尾劔、南行坊天海病氣之節、爲療治被差遣、

〔寛政重修諸家譜〕

千百七 久志本

常顯つねあき 左京亮

常範つねのり 民部、左京亮、
從五位下、

常亮つねすけ 主水、内藏、允、
從五位下、

常衡つねひら 與四郎、左京亮、
從五位下、

世系

履歴

常諄つねあつ 初常氏、右馬之助、 久志本左京常弑か祖、

常範 母は檜垣某か女、天正十九年侍醫に列し、慶長三年(三)の冬、台徳院殿武藏國稻木に放鷹したまひ、御不豫のところ、御病痾分明ならず、常範御脉を診し、痘瘡のむねを言上し、御藥を獻す、御平愈の、ち、これを賞せられて、稻木の近郷都筑郡のうちにをいて、采地三百石をたまふ、五年、石田三成謀反のとき、台徳院殿宇都宮より木曾路を歴て御進發のとき供奉し、のち千姫君・珠姫君・勝姫君御入輿のときしたかひたてまつり、その、ち伊勢大神宮遷宮のとき、いとまたまはりて彼地にいたり、神役をつとむ、これより代々例とす、元和七年九月十四日死す、采地都筑郡勝田村の冢乗寺に神葬す、妻は伊勢神宮松木辰彦か女、常亮 母は辰彦か女、慶長十三年、はしめて東照宮に拜謁し、のち大坂兩度の御陣に供奉し、元和七年遺跡を繼、

〔官醫家譜〕 十 久志本

常顯 大神宮正神主、
從四位上、左京亮、

常範 次男惣領、
左京亮民部、

常衡 左京亮、
左京、

元和七年九月十四日

三三五

履歴

最乗寺ニ神葬ス

元和七年九月十六日

常民 實常範男、左京亮右馬之助、

常範 慶長三年冬、武州稻木にて、台徳院殿俄に御病腦之處、御病症不相知、時之左京亮御庖瘡之由申上候、其夜則御出痘被遊、御藥を獻、依之御快服之後、爲褒賞稻木近江にて加秩三百石賜、同五年關ヶ原御陣供奉、其後姫君、加賀・越前・大坂等に御入輿之度々供奉、同八年病氣之處、惣領内藏允者、勢州之殘置候之付、次男右馬之助醫業丹煉之付、家財相讓、兄内藏允呼下し、稻木にて賜三百石を同人に分知、同年九月十四日死、武州神奈川常倫寺に葬、

常衡 慶長八年家督、大坂兩御陣供奉、病氣之付、弟右馬之助醫業丹煉之付、家督讓、年知十月十三日死、同寺に葬、

常民 元和七年家督、

十六日、甲寅、足宮照高院道周親王、并ニ清宮三千院慈胤親王、大和奈良ニ赴カセ給ヒ、明日、同長

谷寺ニ詣デ給フ、

〔春日社司祐範記〕 元和七年酉辛記 九月十六日、土佐御局御出也、則左馬助局ニ御一宿、十七日早々初瀬へ參詣、治部殿・左馬助御供申候也、二所宮様何モ御勇健也、

〔東地井祐範〕

常倫寺ニ葬ルトノ説

土佐局東地井祐範ヲ訪フ

一廿七日、土佐様明日歸洛トテ御出也、晚炊申付了、

十八日、丙辰、信濃善光寺大本願比丘尼誓信善諦參内ス、

〔土御門泰重卿記〕 四 九月十八日、丙辰、晴、御番伺公申候、御雜談共也、善光寺本願上人比丘尼參内御禮申也、○下略、曼殊院良怒親王筆東照大權現ノ額ヲ觀覽ア

二十日、戊午、中和門院御所ニ觀菊ノ御宴アリ、

〔時慶卿記〕 四十 九月廿日、天晴、○中 一女院御所へ被召、菊被見、晚也、万入・中々・阿中、

〔西別院時慶〕予・白川二位・又寶光庵御相伴也、丁寧ノ御振舞也、鮭三色料理在之、及夜御酒闌也、種々ノ有興、月昇テ、白川与兩人計立候、万入ハ一人前廉也、

廿一日、天晴、一醒氣腹中泄、一女院御所へ昨日御禮申入、使者也、

廿二日、天晴、○中 一女院御所一昨日御禮ニ參候、右衛門督ニ具申入、御懇ニ仰也、

〔土御門泰重卿記〕 四 九月廿三日、辛酉、從女院御所召、即伺公申候、又從御所召也、又伺公申候、伺公之内從女院御所御理、即女院御所へ伺公申候、大酒無正躰、罷歸候、菊見御酒

宴也、

陸奥會津若松城主蒲生忠郷、城下ニ、牢人ノ宿泊・請人・借錢・借金・口入・人身

元和七年九月十八日 二十日

元和七年九月二十日

三三八

賣買・夜番等ニ關スル令ヲ頒ツ、

〔築田文書〕

○陸奥

〔縣紙表〕
當町年寄衆中參

町奉行

〔同表〕
元和七年九月廿一日

覺

宿ノコト

一主之なき者之宿仕事、侍・中間不寄、宿仲間敷候、若其者惡事於仕者、宿之曲事可成候間、可成其意事、

一他所・他國ノ當所侍衆に奉公望者候て相越候族宿を借ル事可有之候、五日・三日之内ノ何方をも聞合、有付候へ、不及是非候、主取之かせきをも不仕有之者ハ可追出、一切宿無用事、

請人ノコト

一人之請人ニ立候儀、親子兄弟、或ハ伯父甥・いとこの類、或ハ女房之類（親）等、其身ニのかれざる者之請人ニ立候儀者無是非候、雖然右書付之内にも不知心者も可有之候、又徒者も可有之候間、能吟（味）未を仕可然候、請人ニ立候者徒を仕候歟、逃走候ハ、身替ニ可立と思程之者と於存者、請ニ可立事、

一他所・他國之生所も不知、無縁之者、當座禮儀を出候とて、請人ニ立候事無用ニ候、自然其

若衆道ノ知
音立

者不相屈儀候歟、徒を仕候ハ、不及穿鑿、請人共ニ可爲御成敗間、可得其意事、

一町人之子共、若衆道ニ付而之知音たて、一切可爲無用候、自然又若黨・又小者理不盡ニ申懸族候ハ、奉行迄其由を可申聞候、其主人ニ理可申事、

借錢借金入
質ノ口入

一借錢・借金・質物之人頭等之口入、請人ニ立候事、借主死失候共、爲請人可相濟と存程之者之請人ニならハ可立、不及申儀ニ候へ共、よくざんみ仕、以來を令分別、可請人立事、

人身賣買

一人々賣買兼而御停止ニ候間、時々不及申事、

一主之有之奉公人之宿借、又在郷ノ來ル者之雖爲宿借、夜ありきを仕候ハ、宿仲間敷事、

但主人ニ夜詰之奉公を仕、夜更宿へ歸事も可有之候、左様之ものニ心付、其主人に

夜詰をもさせられ候かを可相尋、主ニ夜詰をも不仕、夜更宿へ入歸仕候ハ、宿借候儀

可爲無用事、

夜番

一町中夜番之儀、無由（油下向シ）斷様之節々雖申觸候、猶爲念申候、無沙汰仕候ハ、曲事之段可被仰付之由、御年寄衆ノ御念入候間、由斷有間敷事、以上、右條々町中末々迄も可被申屈候、以上、

満田安利

満田出雲守

元和七年九月廿日

安利(花押)

町野昌就

町野主水佑

元和七年九月二十日

三三九

昌就(花押)

當町年寄中

〔参考〕

〔新編會津風土記〕

十六 陸奥國若松之四 郭外 上町上之下 舊家 築田仙右衛門

舊家

築田仙右衛門 先祖ハ築田内匠俊信トテ、始義種ト云其先薩摩國伊佐郡ヲ領シテ大町ニ住セシ故世々大町ヲ氏トスト云、子孫左京盛胤又肥前ト稱スト云モノアリ、康曆元年、葦名直盛ニ從テ鎌倉ヨリ來リ、此町ニ住シ、市祭ヲ始ム、又直盛ノ命ニ依テ京都ニ至リ、足利將軍義滿ヨリ會津四郡并隣國マテノ商人ノ司タルヘキ由ノ仰ヲ蒙リ、歸郷ノ後、任吉神社ヲ府城ノ町口ニ勸請ス、材木町ノ西ニアル社ナリ、併見ルヘシ、コレヨリ新ニ市場ヲ開クコト有レハ、烏帽子直垂ヲ着シ、商賈ヲ從ヘ、其地ニ至リ、市神ヲ祭り、見世割ヲ定ムト云、世々ノ領主ヨリ與ルトコロノ文書、今ニ傳ルモノ多シ、又葦名氏ノコロヨリ商人ノ司ヲ任セシニヨリ、他邦ノ出入等ヲサハキシ事、其家ノ日記元和ノ頃記セシモノト云ニ詳ナリ、イマ其一ニヲ左ニ出ス、今ニ至テ、此町ノ檢斷ヲ勤メ、屋敷地ノ諸役ヲ免除セラレ、凡總町ノ檢斷名主コレニ準シ、屋敷地ノ課役ヲ免除ス故ニ毎條コレヲ注セス、

二十一日、己未秀忠、鐵炮野所獲ノ菱喰ヲ出羽久保田城主佐竹義宣ニ贈ル、尋デ、放鷹所獲ノ鵠ヲ尾張名古屋城主徳川義直ニ、鴈等ヲ義宣ニ贈リ、鶴ヲ土佐高知城主山内忠義ニ饗ス、

〔梅津政景日記〕

十 九月廿一日 一公方様、御鉄炮野へ御出被成、御手柄被遊候由にて、菱喰貳ツ被進候、其爲御禮、御登城被成候、御供致候、

佐竹義宣登營シテ之ヲ謝ス

十月三日、略中一公方様、昨日御鷹野へ始而御出被成候、鴈十四、鸛壹ツ、青鷺壹ツ御取被成候由、其内を、鴈壹ツ、白鴈壹ツ、(佐竹義宣)屋形様御拜領、其御禮として御登城候へり、御年寄衆御歸故、(酒井忠世)雅樂殿へ御出候へり、是も御留守にて、被仰置候、拙者(井上正統)主計殿へ御使之參候へり、是も御留守之候間、かの藤兵へと申者之申置罷歸候、御鷹之鳥御禮被仰上迄也、一朝々ひる迄天氣よし、晩少ツ、雨ふる、日暮天太雨、夜半ニ休、

十月四日、一從公方様御拜領の白鴈、御目の前御料理有、我等式も被召出、御前にて御飯被下候、一空曇ル、風吹、

〔別本敬公實錄〕

二 冬十月四日、○中略、徳川義直、藤田忠次(秀忠)台徳公賜鵠、十四日、公以書謝之、

〔集書〕

七 ○山内家記録二所收 元和七辛酉

元和七年九月二十二日

三四二

台徳院様御鷹之鬻之御料理并御茶可被下之旨、御奉書參、

明廿二日之晩、御鷹之鬻被成御振舞、其上御茶可被下旨之候間、明八時分可有御登城候、恐々謹言、

十月廿一日

土井大炊助(利勝)

本多上野介(正純)

松平土佐守殿(山内忠義)

〔御代々記〕

忠義

同十月廿二日

秀忠様御鷹ノ鶴御料理并御茶被下、御登城、

二十二日、申、庚近江淺井郡邑主小堀政一、江戸ヲ發シテ、京都ニ之ク、

〔元和七季都路旅の記〕

○淺田吉太郎氏所藏

元和七季九月廿二日、天快晴、午の時計に武藏の

品川

神奈河

江戸を立、したしき人々、爰かして、馬の餞別すとて、申の時はかりに品川を出、急けれども、酉の時はかりに神奈河の里に着、一宿、(兼下同シ)穿燭程に、又友たちの名殘おしみて、馬のはなむけす、酒肴、小壺に茶を入、文添ておこせたり、其返事、取集たる言葉程いひやる、次に別といふころを、

かへりこんとちさるもあたし人こゝろさためなき世のさためなき身に(は)

大磯

菊河
小田原

湯本
足柄山

永夜も燈に向て聽雞鳴しも、ひと共のこゑして、うちしひふきて、夜もはや曙なんといふを聞て、旅行別後朝思といふ事を、

日數經はする都やちかゝらむわかれものうきさのふけふかな

と書て、使は返しぬ、

廿三日、天晴、神奈河を立、帷子の里藤澤をすきて、舟渡り(し)經て、大磯にかゝる、そこを行過て、磯邊をとる、風靜に、浪の音おたやかなり、人にとへは、爰なんこゆるさの磯といふを聞て、寄名所別といふ心を、

こゆるさのいそかぬたひも過て行わかれちとめよあしからのせき

猶ゆきくゝて、夕陽山の端にかゝるとさく河の里を過さ川を涉りて、小田原に着、一宿、お

もひの外友たちの來り、ひとりふたりしてかたりて、其夜も更ぬ、聽雞鳴より雨降、風はけしく、浪の音高し、忍別旅宿枕といふ心を、

よるなみのこゑにめさますかり枕しのふわかれの夢そみしかき

廿四日、雨降、風やます、けふの爰にとゝまるへきよし(なと)いふ、巳の時はかりに風も靜る、小田原を立、湯本早雲寺を過て、あしからの山にかゝる、遠近に重る山く谷々の梢、色々に染

元和七年九月二十二日

三四三

元和七年九月二十二日

三四四

なす、錦をさらすかとうたかふ、あまりの面白さに、行もやらず、とある岩か根にたすけられ
て、獨見山の紅葉といふころを、

おもふかひなき世なりせ(守り)あしからのやまのみちも君しなけれは

蘆川ノ新宿
三島
漸山をよちて、あし川の新宿に着、しばらく休息して、それより山中の里を過て、夕陽と共に
山をくたり、三嶋の里に着、一宿、おりふし、思ひ出る事有て、うたゝねの夢覺て、

かり枕かたふくるよりうたゝねの夢をみしまの人のおもかけ

此歌の詞書、おもふ子細ありて、委からず、

沼津

浮島ヶ原

廿五日、晴天なりといへとも、風なゝめならず、三嶋を立、沼津を通り、原の宿にかゝる、面前
砂吹かけ、行歩叶かたし、友にさふらふ人の、かくうき嶋か原よといふを聞て、まどかさりな
き旅をもするかな、何國をやとゝさたむへきかたもなし、ゆきとまるをそやとゝさたむる
のうたの心、おもへは、風雲流水の生涯なるやと心ほそく、

住はてんやといいつことしら浪に身をうきしまのよるへしられす

又友なるおとこの風(馬に乗たるがイ)にふかれて、たえかたさのあまりにや、かくいふ、

むさしあふみにたにかけて大かせにのらぬもつらし乗もうきしま

吉原

富士山

おかしく思ひて、此まきれに、やうく、うき嶋か原を過、吉原の里に着、しばらく休息して、
かせ少(盛)靜る程に、此宿を出て、ふしのすその河のほとりに着ぬ、わたし守、はや舟にのれとい
ふ、この山を見れば、白雲山をかくさむとすれとも、はるかすそのにたなひき、雪一むらの
高き事いめも及かたし、時の間に色く、にうつりかゝる景氣、詞にのへかたし、おりふし友
とする人のいふ、此山を都の邊におきて、我かおもふ人々に見せてなと戯て、かくなむ、

見ても又またもおもひをすかなるふしの高ねをみやこなりせば

又山の戴(頂)よりけふりのたつをみて、寄富士思といふころを、

我思ひいさくらへ見むふしの根のけふりのたえぬ(イ)ひまやありなむ

此歌も、夢をみしまの心にや侍らん、とかくまさらゝにして、蒲原の里に着、また日高けれと
も、けふはかせのさはきもくるし、行衛もおなしたひのやとりならんかして、此里にとゝ、
まりぬ、戌のとき計に、しる人尋來て、かたりて、其夜も更ぬ、あくれい、

由井
清見寺

廿六日、天快晴、風靜なり、きのふの空ににす、かん原をたち、由井のしほやはるく、の渚を
すきて、清見かせきに至りぬ、寺(清見寺)にのほりてみるに、後、山高聳、岩松無心といへとも、山風
に吟、石はしる瀧の音に調を合せたる、廣長舌におなし、前に、海上まんととして、霧に

元和七年九月二十二日

三四五

元和七年九月二十二日

三四六

こもれる松原の帯のとくにて、波上にうかむ、つりの小舟の浪間に見えかくれ、かのあかしの浦の嶋かくれ行といへる事を思ひ出て、詞にのへむとするに、ものいはれず、書のことばを盡さず、詞は心をつくさすといへり、まことこれならんかしとて、あきれて、時もうつりぬ、あつまちのいつこのあれと清見かたなみまにうかふ三保の松はら

いつまで爰にあるへきそ、日もはやかたふくと云、此せきの心なき人のためにこそ扉結けんとかたりて、漸寺をくたりて、江尻の宿につく、此國のあつかり人、(松平重勝)我したしけれ、來りて、このさにてまうけなとして、はるかに程へて、此里を出て、うは原・吉田のさとを越て、府中に着、むかし住なれたる府なれば、なつかしく覺て、我ありし宿を立寄みるに、門前草深く、見しにもあらず、

任なれしやとのむくらにとちられてあきかせかよふ庭の蓬生

それより河原に出る、木枯の杜なかめやりて、

今更になをうらめしきたひころもきてのうき身をこからしの森

ゆき／＼て、まりこの里にかゝる、駒の口引たるおとこ、沓といふものをかはんといふ、童の立いて、價をたかくいふ、なとたかくいふそととかむれ、うちよりも女房のこゑして、爰は

江尻
松平重勝

駿府

鞠子

宇都山

名物

まりこの里にて、くつのねのたかさなりといふ、口引のおとこ、これを心へねは、いらへせず、よしありて覺けれ、爰にてかはすともありなん、あすかいかへ／＼、さきにもあり／＼と戯て、行過てとへは、しか／＼の人の劣居（家）たるなりとかたる、さもあらんかし、そこを行過て、うつつの山に至りぬ、此里をみれ、しろさもちのあられのとくなるを器に入れて、これめせといふ、とへは、たうたんこととて、此里の名物なりと云、扱（扱）のもろこしより渡りたる餅にやあんなりといふ、さにかゝらず、十つ、扱（扱）によりて、とをたんとかたる、さらのすくのせよといへは、あるしの女房、手つからひいかいとりて、心のまゝにすくふ、是になくさみて暮にけれども、うつつの山にかゝる、もとより、つた、楓、葉しけりてとある所なれ、いとくらふ、道もほそきに、うつ／＼ともわきまへ侍らす、

さらてたに夢のうき世の旅の道をうつ／＼ともなきうつつの山へ

行衛の岡部の里に着、一宿、その夜の岡部の松風に夢をおとろかし、明れば、

廿七日、天遠晴、曉月と共に岡部を出て、藤枝・瀬戸・嶋田を過て、大井川の邊に着ぬ、住なれたる都の大井河おもひ出て、

名にしおのゝいさ事とのむ大井川やまのもみちのありやなしやと

岡部
大井川

元和七年九月二十二日

三四七

元和七年九月二十二日

三四八

小夜中山

河のおもてをみれぬ、水はやう、淵瀬の數(數々をみるにイ)にゆきわつらひて、

越わふるあらしのふちせ大井河なみかけころもほしそかねぬる

からふして川をわたりし(渡りて、金谷の里に着て、少時イ)のらく休息して、衣をほすほす、さよの中山にかゝる、としたけて

またこゆへしのうた、おもひ出て、あわれなり、過にし年月、此山をこゆるたひく、いのち
なりけりとなかめてそこえし、今またこゆるもしかなりと、こしかた行先思ひつゝけて、

おもひさや過(過にし年イ)しとしく幾たひかさよの中山またこへんとい

漸山を越て、日坂の里に着、それより掛川の宿にかゝる、昔年見しあるし立出て、しはしとと
ゝむる、

掛川

しつとてとむれの腰をかけ川のやとのすのこに尻ひえけり

とて、土器とりあけて立出ぬ、袋井の里を過、見付の國府に着ぬ、里人に逢て、此所を、なに、

よりてかくいふそととへは、ふしの山をはしめて見付けるによりてとかたる、さてこれ

よりもみえ侍るふしきさよといへは、此おとこ空めをつかひて、いまもみえ侍る事もや候(候は

らん、あの白き雲のうちなといふ、見れともみえず、

白雲のたえまゝをそれかとして終にふしをい見付さりけり

見付

濱松城主高
力忠房

濱松

新居

宿に入、此所に一宿、しる人尋來て、酒のませ物くのせなとして、取集たる物かたりに、長夜
もとりくにしきる、臥ほともなく明れば、

廿八日、朝天晴、わたりちかき濱松(高力忠房)の城守知人なれば、使おこせたり、見付を出て、中和泉を

過て、天龍の舟渡り經て、城守(濱松城主イ)また使を出す、あないせさせて城に入、はるかに有て、午の時

はかりに、細雨ふり出ぬ、けふのと、まるへきよし懇にいふ、されとも、今夜の今切の邊まで

とおもふとて立出ぬ、城守なこりおしみて、はるくをくりて別ぬ、細雨なれの風さへ静な

り、まことに名にしおふはままつならひたり、汀により來る浪の音も、松のひひきも、聞に妙な

り、
浪のをとにはままつかせの吹あはせおりからとのねをやしらふる

細雨なれのぬるゝほともなく、あらいのわたりに着、俄に風烈なりて、浪の音高し、雨も頻

なり、

山風(山イ)のあきの時雨をふき來てのなみもあらいのわたしふねかな

袖もほしあへす、舟よりあかる、此所に一宿、穿燭程に、京より文もちて來る、故郷の事とも

さくく、夜も更ぬ、雨風やます、

元和七年九月二十二日

三四九

白須賀

元和七年九月二十二日

三五〇

廿九日、曉天晴、風のまたあらいのさとを出て、夜深、白須賀の里を通る、

よをこむるみちのたよりの竹の杖行衛をとふにしらすかの里

夜のほのくくとあくるに、しほみ坂をのほりてはるく谷を行、ほそき川有、とへは、是より

三河のくにといふ、そこをゆきて里あり、二川といふ、

國の三河里の二川あはすれはいつかのほりつかむふるさと

吉田

それより輿に乗て、一睡眠、夢覺てとへは、はやしたの里にもつきぬといふ、夢のうち、
はるくのみちをも來ぬる事よとおもひて、

夢とてもよしやよしたの里ならんさめてうつもうきたひの道

松平忠利

此所の城守(松平忠利)とに我したしき人なれ、立寄て對面せん事をいひやる、城守例ならぬにより

て、京へといふ程に、そこを過て、橋をわたりて、小さかいと云所に至る、友とする人の中に、

攝泉塚の津(辨率行善多見勝忠)をしる人あり、あふ坂のせきより西の名津なり、この所もさかいといふ、名のお

なしけれども、所からのにす、是のまことに小さかいなりと戯ければ、里人聞て、此里のはしに

御油

小坂あるによりて、小坂井なりとかたる、そこを行過て、五位(御油)のさとに至る、東地に里の名多

けれども、かく位のたかさ里のなしといへは、またある人の云、鳥にもにたるさとの名哉と、

赤坂

色々におかしき事ともしも人の云を聞て、赤坂のさとに着、つゝきの里を長澤といふ、

雲(雲イ)はれて日はあかさかのさとなれとたひの行衛の道のなかさひ

ゆきくゝて二村山に至りぬ、此山の中に寺あり、法藏寺といふ、立寄一見、

三河なる二村山をはこにして中へいれたるほうさうしかな

此山をみるに、青葉にましるもみちのあらしにさそれ、さなからにしきをたつかとし、

二村の山の秋かせはけしきにもみちのにしきさても社見れ

それよりふし河といふ所に着、一宿、明れ、

晦日、天快晴、あたりちかき岡崎の城守(本多康起)、知人にて、消息有、其書に、はるかにをとつれを聞す、

この比もやと侍しに、ふし河に着ぬと聞より、對面せん事を悦と、懇にいひをこせたり、返

事に、

今朝のなをいそき出ぬる草まくら我をかさきにひとのまつやと

やかてと書て、使は返しぬ、日出る程に、岡崎に着ぬ、城守、迎(に)て出る、ともなひて城に入、し

らく物かたりして、巳の時計に、城を出る、橋をわたりて矢はさかしゆくに入、城守名残お

しみて、此宿までをくりて來る、たかひに馬をとめて、

元和七年九月二十二日

三五二

法藏寺

藤川

本多康紀

岡崎

矢矧

元和七年九月二十二日

三五二

武士の矢はさかしゆくにいるよりもなをたのみあるひとこゝろかな

城守返し

ものゝふの矢はさかしゆくにいる弓もしてかへれのかひやなからん

とて、城守も歸りぬ、立別れて、やつしと云所に至りぬ、かきつはたの名所なれぬ、おほく

有らんと思ひて、みれともなし、

やつはしにはるくときて三河なるはなにのこをかきつはたかな

といひけれぬ、ともなふ人々、かきりなくおかしかりて、是に興して、池鯉鮒の里に着、ゆき

くく、川の有けるをとへは、三河の國と尾張の國との境河といふ、はやおほりのくにゝも

入ぬるよといふ、けふの九月晦日なれぬ、

あつまかた道を行もつくさねと秋はけふこそおほりなりけれ

と口すさひて、いも川・阿野・ありまち宿をも過て、鳴海の里に着、ともなふ人の中に、

年とにのほりて、またくたれともなにとなるみのはてしられす

それよりかさ寺・山崎のさとをこえて、あつたの宮に着、一宿、

神無月、天遠晴、風静なり、人々宮へ參へしといふ、

八橋

池鯉鮒

境河

鳴海

笠寺
熱田

徳川義直

桑名

四日市場

日永

杖突野

石薬師

里の名もこのあつたの宮なればけふより冬の神無月かな

とて、神前へまいらす、此國(徳川義直)の守の御もとへさしていふへき事侍によりて、けふのとま

りぬ、國守の御もとより、殊懇にいたり給て、御舟なと給りて、くれかゝるほとに、あつた

を出て、はるくの海路を経て、いせの國桑名の里に着、舟よりあかりて、

舟人のこかれていせにつく里をくいなときけとたひのくるしき

とて、夜もあくるほとに、このさとを出る、

二日、天晴、風すさましく、巳の時はかりに、風静る、四日市場と云所に着、此里に知人あり、立

寄て、午の時計に出る、濱松(伊)のさとを過、ひなかのさとにかゝる、

里人の日なかの宿とおしゆれとおりしも冬の日こそみしかき

とて、駒をはやめて、ほとなく杖つき野にかゝる、かち人の、くるしきにや、かくいふ、

かち人のあつたの旅のくたひれにつえつき野とや人のいふらん

やうく、此野を過て、石やくしといふ所(所に首つよきの里を杖野といふ、此所を通るに)をとをるにしも人のかたる、歌とい、なに事をいふ

そととへは、そのなかにうたしる人や有けん、我おもふとを三十一字にていふとおしへけ

れぬ、さらぬ哥よまんとて、

元和七年九月二十二日

三五三

元和七年九月二十二日

三五四

庄野

龜山

關地藏

ひたるさにゆくとかたき石やくしなにとしやうの、(備めし)やき米をくふ
とて、その庄野(の脱カ)名物なれ、手とに是をもとめてくふ、しも人のうたに、よしやあしや、な
をゆきく、て、かめ山といふ所に至りぬ、山のかたを見れ、時雨のふるやうにみえけり、
名にしおふみやこのにしのかめ山の山にもけふや時雨ふるらし

程かく、せきの地藏に着、此せきのならひとて、顔白くこしらへ、誠地藏かほしたる女共の、
錫杖にあらて、抄子といふものを手とにうちふつて、たひ人とまり給へく、つかれたす
けんく、日もくれぬ、是よりさきに里なし、とをすましと、こゑくにいふ、

あつさ弓はるくさぬる旅ひとをこゝにてせきの地藏かほする

我に罪科もなし、頼まし、教外別てんかくなむあみのしほから、腹もふくる、ほとくひた
れ、しやくしにてすく、すともと、こゑもはやりかにいひて、なを馬をはやめて、坂下のさ
とに着、一宿、

坂下

鈴鹿山

三日、天晴、風静なり、此坂の下、四方に山を戴、溪深く、水のなかれぬ様(し)の所なり、山
のもみち、さなからからくれなぬをかさしたる心ちして、行(行)やらす、
いろくのもみちをかさす坂の下をふりすてかたきす、か山かな

土山
水口

石部
關迎

鏡山

漸坂をよちて、はるくの山路をしのきて、土山を過て、水口の里にかゝる、過し三月の初通
りし事おもひ出て、左右の田つらを見やりて、

みなくちをなほしろにみし近江路をかへれ、しものおくて田となる

それより和泉川渡りて、石部の里過る程に、京よりせきむかへとて、人々來る、かたりて行々

鏡山をみれ、時雨の空にかくれたり、

心ありて時雨にくもるか、み山やつれぬる身のかけを見せしと

かくいふより、また雲はれて、くもりなし、

たひ衣やふる、かけをみえしとてかさきてこしをか、み山かな

ぬきあしになりて、いそきて草津のさとを過て、矢橋のわたりに着、あたりの人々きたりて、

舟にのる、折ふし追風吹、大ひえをなかめて、

追風に舟のやはせのわたしなれとやふれころもに身のひえの山

とたはふれて、うちかたらひ、こかれ行、からさきの松(長等)なから山なかめやりて、

からさきの松ときくより歸りきてむかしなからの山をみるかな(こそ見れ)

ほとなくうち出の濱に着、此所のあつかり人、殊我したしき人なれ、常の人よりの懇にい

打出濱

唐崎松
長等山

比叡

草津
矢橋

元和七年九月二十二日

三五五

元和七年九月二十二日

三五六

たはるほとに、はや故郷にもさぬるこゝろ(ちい)し侍、秋の夜のちよを一夜の心にて、此よのねもせてあかす、

四日、天晴陰、されとも里のうち出なれぬ、あふさかのせきにかゝる、せき山のもみち一さり勝たり、少時なかめぬたり、

はなさかりうち出のさとに立かへりけふあふさかのもみちをそみる

せきこゆるに、人々おほくならひ居たり、(みればみしなり)それかかれかなといひて、かち人のわたるに、ぬれぬはなのしら浪と、なかめてそ越し、いまのまたかへり、あふさかのせきふみならずと、うちかたらひ行ほとに、追分を過て、やましのさとにかゝる、また京なる人來る、めつらしさ

に、そこなる庵にたちよりて、(か)物かたりして、それよりひの岡坂(ひの岡の坂)のほるすみなれたる都なれとも、はるくの田舎わたらひに、いま歸りてみれば、めなれぬ心ちし侍、東山のもみちとさらなり、これまていたひの、向後のつれづれなるまゝに、なにならぬおかしき事とも、筆にまかせ侍る、いまのはや、おほやけ事なとさしつとひて、きのふのうさも、戀しきほとにおほえて、都に入ぬ、○異本ノ傍註ハ、續群書類從所收小堀辛酉紀行、續々群書類從所收元和七年東海紀行ニ據ル、

〔時慶卿記〕

五十

十月十九日、天晴陰、時雨、○中一山岡圖書(景以)へ遣使者候、上洛珍重申候、

山岡景以モ
京都ニ上ル

山科

日岡

逢坂關

又小堀遠江守(政一)へモ遣候、

二十三日、辛酉是ヨリ先、阿瑪港知府事某等、使ヲ遣シ、書ヲ幕府年寄土井利勝ニ寄セ、和蘭船ノ、海上ニ在リテ、通航ヲ害スル事等ヲ告グ、是日、利勝、復書シテ、其事ナキヲ諭ス、

〔異國日記〕

二

一酉九月廿四日、土井大炊助殿(利勝)ヲ楠加兵衛使(利勝)之被越候、天川(利勝)ノ上様へ使

者ヲ上候、則大炊殿へ書狀來候とて、案ヲ見せ之被下候、案左ニ留之、

乍恐一書申上候、然者去年以使札御禮申上候處ニ、上様ニ御懇之御取成故、御服なと拜領仕、外分(備)と申、忝次第ニ奉存候、殊更御手前様(備)ノ御懇之御書被下候、致拜見、皆々忝奉存候、當年も使札進上仕候、就其先年(備)ノ墨船渡シ候へ共、近年(備)のおらんだ之ばはん舟十三そう海中(備)之うかめ居申候之付而、大墨船(備)ノ不成罷、小舟にて渡シ、何共迷惑仕候間、おなしく、いはん舟平(備)とに不置召候様之被仰付被下候者、忝可存候、おらんだの、いはん計仕候之付而、餘國(備)之の置不申候故、平とに居申候、又白糸(備)なとも近年(備)のおしかい之様ニ被成、迷惑仕候、右之通被分聞召候様之と、天川中奉仰候、恐惶謹言、

天川年寄

三人

酉ノ六月廿五日

元和七年九月二十三日

三五七

ばはん船

白糸ノ押買

年寄三人

元和七年九月二十三日

三五八

土井大炊助殿

右ノ書ノ返書ヲ、楠加兵衛手跡ニテ、大炊殿御内存之通書付持參被申候、案左ニアリ、
芳札披覽珍重候、仍去年使者被指上候處、御目見、特呉服被下義、辱之旨得其意候、然ハ
當年も使者被差越候、各申談、遂披露候處、御前へ被召出、仕合殘所無之候、次先年者黒
船被渡候得共、近年おらんだ洋中ノ浮候故、大黒舟不成渡海由被申越候、日本近所ニ而
ハ、ははん不仕様ニ被仰付候、將又白糸押買之由ニ候、左様之義、當國ニて者無之候、如
前々之候間、可有其心得候、猶口上ニ申宣候、恐々謹言、

九月廿三日

大炊助利勝

天川年寄中

此心ヲ文章ニ直シ、返書調候様ニとの義也、心得申候、明日持參可申由口上ニ返事申候
而、楠加兵へ戻候也、

日本國 臣大炊助藤原利勝 報章

天川港知府事三員

披芳帖、窺來意、眷々之志趣、已見于辭矣、使節來謁、諸臣相共奏吾日本國主大樹源君、而

利勝ノ復書

黒船

面禮肅爾、去歲之來使蒙恩榮、而歸郷、各滿懷尤珍重、抑黒船之渡海、先自是雖無寇讎之
妨、至近年者、賊船數般相浮于海上、大船之往來不任其心、并白絲之賣買欲及押奪之、示
諭、日本近々之海上者、依國主之命、堅制止海寇矣、付市易之利潤、宜任商主之心、聊不可
成非義之趣、先制已嚴重也、國中争有違犯輩哉、莫訝、餘付使節之口陳矣、不備、

元和七歲在辛酉九月 日

大炊助藤原利勝 朱印

右ノ下書、翌日廿五日ニ大炊殿へ持參、對面、文牀入御意、數刻茶話、同晦日荒木虎之助使
ニテ、右ノ下書別ニコノミモ無之候間、清書頼之由申來、則間ニ合鳥子ニ書之、以上十三行
也、架籠如常相調、十月朔日ニ清兵へニ持セ大炊殿へ進候也、

〔參考〕

〔外國通信事略〕

亞媽港 亞亞

○上 我國の船相通せし事ハ、慶長の初よりの事歟、書と物とを奉りて、其使を引見せられし
事ハ、慶長十七年より始る、元和七年の後ハ、使來りし事ハまた聞えず、

〔通航一覽〕

百八十二 南蠻 附阿媽港 亞亞 部一 入津拜禮呈書御返簡并獻上

元和七辛酉年、阿媽港知府より、執事土井大炊助利勝に書牘を來たして、渡來の黒船、海上賊

元和七年九月二十三日

三五九

元和七年九月二十八日 二十九日

三六〇

船の妨害ある事を訴ふ、よて利勝より、日本近海の厳制を加へられしよしの報章を贈る、○
略上ニ掲グル異國日記及
ビ外國通信事略ニ同シ、

〔附録〕

〔リチャルド・コックス日記〕（歐文材料第十二號譯文）

一六二一年二月二十六日〔正月十五日〕○新曆三月八日ニシテ、元和七年正月十五日ニ當ル、中略余が通知を受けたるところによれば、（長谷川義正）權六殿は我等及びオランダ人のあるにも拘らず、マカオのガレオン船が毎年日本に來り長崎にて自由に貿易を行ふことを許す皇帝の許可證即ち御朱印を入手すべきことを、長崎に於てカピタン・モロに約束したる由なり、

二十八日、丙寅常陸水戸城主徳川頼房、江戸ニ參觀ス、是日、出羽久保田城主佐竹義宣、頼房ヲ訪フ、

〔梅津政景日記〕 十 同廿八日、一爲御禮御登城被成候、（水）三戸之少將様御登之付、是へも爲御見舞御出被成候、○中一ひる天氣よし、夜少雨ふる、○威公年譜、東藩文獻志等所見ナシ、

二十九日、丁卯是ヨリ先、越前北莊城主松平忠直、疾ヲ以テ、參觀ノ途ヨリ歸國ス、秀忠、近藤用可ヲ遣シテ、其疾ヲ問フ、忠直、子仙千代長光ヲシテ、代リテ參

觀セシム、是日、仙千代、北莊ヲ發ス、

〔時慶卿記〕 五十 十二月八日、天晴、○中越前宰相江戸下向未之ト、（松平忠直）

〔毛利家文書〕 三

一 ちぜんなどの御しんしやう、よのつね此ころ御きつかいと申候、これと申ひ、ない／＼の御ぎやうざあしく候につゐて、御かちうしゆも、しやうぎなきのよし候事、○上下略、元和七年十一月三日附毛利秀就宛、同宗瑞書狀、全文ハ十一月三日ノ條ニ收ム、

〔細川家文書〕 三

一 越前宰相殿、于今其地へ無御越之由、如何成行可申候哉、替儀候者、態可承候事、○上下略、元和八年正月廿一日附細川忠利宛、同宗立書狀、

〔美作松平家譜〕 二世 西殿公 元和七辛酉 公二十有七歳

公、頃年疾アリテ朝觀セス、是春、疾少シク瘳ルニ因テ、江戸ニ趣カントシテ發途シ、今莊驛ニ至リ、滞在數日、又關ヶ原驛ニ至リ、疾ヲ護シテ、逗留連月、竟ニ進ンテ東スルヲ能ハス、使者ヲ立テ、之ヲ江戸ニ報シ、駕ヲ旋シテ、北莊ニ歸ル、將軍、近藤（秀忠）縫殿助（前可）越前ニ由緒アル故、ヲ使トシテ、疾ヲ問ハセラル、公、世子仙千代ヲ名代トシテ、江戸ニ至ラシム、九月二十九日、北

元和七年九月二十九日

三六一

忠直ノ行狀
宜シカラズ

關ヶ原ヨリ
歸國ス

元和七年九月二十九日

莊ヲ發ス、時二年七歳、

〔美作津山松平家譜〕

三世 惠照公

元和七年辛酉

公七歳

仙千代江戸ニ到ル

春、西巖公、東觀途中、疾發シテ、果サス、公ヲシテ、代テ江戸ニ赴カシム、九月二十九日、北莊ヲ發シ、十月、日不詳江戸ニ到ル、同姓出羽守直政、品川ニ迎へ、同道シテ登城、始テ台徳公ニ拜謁

秀忠仙千代ヲ殿中ニ養フ

シ、遂ニ留メテ、殿中ニ於テ養育セラル、

公イマタ中刺ナキニヨリ、將軍手自之ヲ刺リ、夫人髪ヲ結ハレ、其間土井大炊頭抱キ居シ

ト云、又別ニ仙千代遊ノ間ヲ造ラセ、柱ナトハ、悉ク天鷲絨ヲ以テ、之ヲ包メリ、

〔譜牒餘録後編〕

三十三 庶士以下之上

覺

一元和七年辛酉、六拾四年以前、越前（松平忠直）一白様御亂氣之剋、他國之者越前ニ一圓御入不被成、勿

論江戸之者者、猶以堅ク御入不被成候付、越前姫君様御様躰無御心元被爲思召、御内證（秀忠女勝姫、忠直室）

御隱密ニ而御使被遣之、其時分私父宮川喜助、崇源院様御侍衆相勤罷在候處、御廣鋪御番（秀忠夫人淺井氏）

頭松田六郎左衛門殿おしゆりん御奉り之而、右之御使喜助ニ被仰付候、台徳院様・崇源院

様御自筆之御書御渡シ被成候、上意之趣者、若御使とあらわれ申候ハ、腹ヲかさやふり

御書を腹中へ入候て成共、人ニ見せざる様ニ仕候へと、かたく被仰付、右之御書持參仕、越

秀忠忠直室ニ密使ヲ遣ス

宮川喜助使命ヲ全ウス

前城本江戸町と申所ニ宿を取罷在、色々才覺仕、漸買人ニまなひ、城中ニ紛入、姫君様御局

を以、右之御書差上、則御返事請取罷歸、松田六郎左衛門殿おしゆりんを以、御返事差上申

候、其上越前之御様躰、委細申上候處、殊之外御機嫌ニ被爲思召、爲御褒美、御金拜領仕候、

追付御取立可被下之上意ニ御座候處、崇源院様無程御他界被遊候、○淺井氏歿スルコト、寛永九年正月二十四

日、秀忠薨ズ、ル條ニ見ユ、其以後者、何之御役も不被仰付、無役ニ而罷在候、○中略

天和四年子正月

宮川源助

元和七年九月二十九日

三六三

三六二

元和七年十月三日 七日

十月小 己巳 朔

三六四

三日、辛未曼殊院四品良恕親王ヲ二品ニ敍ス、

〔曼殊院文書〕 ○八山城

〔口宣案〕

上卿 中御門大納言

元和七年十月三日 宣旨

四品良恕親王

宜爲二品、

藏人右中辨藤原光長 奉

〔諸門跡傳〕

○三曼殊院 華頂要略百四十二所收

入道二品良恕親王 同七年十月三日敍二品、

〔參考〕

〔諸寺院 皇親御事蹟〕

曼殊院 良恕親王俗名勝輔本名覺圓道號忠桓 敍二品 元和七年十月三日、

七日、乙亥、玄猪ノ御儀、

〔資勝卿記〕

一 十月七日、乙亥、晴、略御ケンゼウ申出候也、杉原十帖、燒物一具、及與遣

申候、○下略、日野資勝、宗義成ヲ訪フコト、

十九日、丁亥、朝時雨申候也、やかて晴、風吹也、午刻以後モ度々時雨、夜ニ入時雨候也、○中略、

川和子、猿樂ヲ禁中ニ獻ズルコトニ長橋之御局日野賢妻日野資勝(宮カ)日野弘茂へ唯心日野賢妻予日野資勝中納内侍從、御ケンチウヲ申出候

也、○下略

〔時慶卿記〕

五十 十月七日、天晴、暖氣、○中一亥ノ子也、御嚴重、如例給、女院御所ヨリモ

給、平松同前、此亭ニモ餅ヲ申付候、

十九日、天晴陰、時雨、○中一亥ノ子也、御嚴重、如例申出頂戴、女院御所同、父子西洞院時直時興孫、平松四人

分也、自身參上ノ餅ヲ祝、御酒ヲ給也、○中一大聖寺殿東仙へ參、御喝食御所大聖寺永樂へ御嚴重ノ事申

候處、無之ト、一御局ノ下部雇テ、爰元興昇セ候、

〔土御門泰重卿記〕

四 十月七日、乙亥、晴、何方へも不罷出候、蟄居也、御けんしやうと

りに、御所・女院御所へ人を進上申候、則申出、罷歸候、則頂戴申候也、

十九日、丁亥、晴、○中略、一條兼退疾ムコトニカハ、入夜、女院御所へ伺公申候、○中御おのこ

也、餅杵也、御けんしよとも取進上候、

〔孝亮宿禰日次記〕

六 十月七日、乙亥、晴、自禁中御ケンテウ申出、

元和七年十月七日

三六五

十九日、丁亥、晴、入夜雨下、○中略、南殿御取置ノコトニカ、予、(主生孝亮)忠利、御ケンテウ申出、○下略

〔附録〕

〔東大寺雜事記〕 二 十月七日、上坊ニイノコアリ、

十九日、イノコ、當坊ニ而ウチワノ衆申入候、護摩ノ壇供ツク、大工仕舞、

九日、丑、中和門院、中務少輔土御門泰重ヲ、御茶ニ召シ給フ、

〔土御門泰重卿記〕 四 十月九日、丁丑、晴、○中略申刻從女院御所、早々伺公可申候由仰

也、飯後伺公申候、御茶可被下候由也、御座敷之内柴垣ニテ御焚ニテ、柴垣紅葉を折さして、

戸口ハ以練絲五色ニ染、繩ニ綯、繩垂也、近比珍敷風流第一壯觀也、大聖院殿御倍膳にて、戲

なから無勿躰、冥慮之恐不淺事候、御振舞、飯後トイヘトモ、事外被下候、供献被下候、御氣嫌

有之也、予無冥加事なから忝事也、よく尋ね候ヘハ、近衛殿左府壺御口切御茶御上候折、此御

用意之由承及候、○下略、土御門泰重ノ繼母ノコトニカ、ル年未雜載諸家ノ條ニ收ム、

十一日、卯、御學問講、

〔土御門泰重卿記〕 四 十月十一日、己卯、晴、禁中御學文講之式日、飯後早々伺公申候、

遲參之由仰也、(兼連)一條殿御病氣下寒之由申入候、御心得被成、勅定也、○下略、一條兼遐疾ムコトニカ、ル年未雜載疾病死

風流第一ノ壯觀

公家衆大和物語ヲ寫ス

泰重文贈ヲ拜見ス無點ナレバ讀ミ難シ

榮花物語御校合

段ノ條ニ收ム、

○十七日以後御學問講ノ、本年中ニカ、ルモノ、便宜左ニ合致ス、

〔土御門泰重卿記〕 四 十月十七日、乙酉、晴、御學文講、飯後伺公仕候、(大脱カ)和物語書寫、人々

思々、本寫式、讀書式、高倉羽林、付予山谷懇望、一卷指南申候、

廿三日、辛卯、晴、請取御番伺公申候、今日御學文講、依女院御幸、無所之間、指置給之由仰也、

廿九日、丁酉、晴、寒氣徹肌骨、御學文講朝參、及日暮歸宅、今日文贈申出拜見、無點之故難讀誦、

依之其日返上仕候、

十一月五日、壬子、晴、於禁中、御學文御講、各伺、(公脱之)中御門中納言・(宣衡)四辻中納言・(秀繼)正親町中納言・(正親町三條實行)阿

野中納言・(實隆)中院中納言・(通村)北畠中將・(親顯)阿野侍從・(公業)姉小路少將・(小千代シ)高倉中將・(高倉永盛)右衛門佐・(嗣良)予等也、尙書點朱

墨、書寫及黄昏退出也、○下略

十一日、己酉、晴、禁中御學問講也、依自病御理申入候、御心得之由、不參也、○下略、土御門泰重、疾ムコトニカ、ル、

年未雜載疾病死、致ノ條ニ收ム、

十七日、甲子、晴、○中略、大雨、電雷ノコトニカ、ル年未雜載災異ノ條ニ收ム、早朝禁中御學文講伺公、四番目也、如常主上

出御、榮花物語御校合也、予尙書點也、(嗣良)高倉山谷讀書也、姉小路蒙求之不審共被相尋候、大形

理申聞候、二人共満足之由被申候、及日暮退出也、晝之間倉橋代參候、

十八日、乙卯、晴、○中今日上ニハ、中院・阿野・右衛門佐等召之、榮物語御校合之由承及候、○下

略

廿三日、庚申、御番也、晴、庚申精進之由御觸、畏之由申畢、早朝伺公、學文講也、○下略、御庚申

カル、正月十七日ノ條ニ收ム、

廿六日、癸亥、晴、○中略、後陽成天皇聖忌ノコトニ、以後中院・阿野伺公也、榮花物語御穿鑿有

之也、終日聽聞仕候、二屏風・臺子拜領也、入夜退出也、

廿九日、丙子、晴、從早朝御學問講伺公仕候、終日侍御前、入夜退出也、○下略、倉橋泰吉和歌山

カル、十一月二十四日ノ條ニ收ム、

十二月五日、壬申、晴、御學文講也、從早朝伺公、終日榮花物語御穿有之也、予尙書點仕候、○下略

十一日、戊子、晴、御學文講也、早々伺公、今日御談合之事有之也、○二條兼忠右府・中院・阿野・予四人御前

侍、勅定之趣被仰聞、忝御事也、人々愚意共申上畢、於常御所三人共良子三枚ツ、拜領、○下略

廿三日、庚子、晴、○中略、御煤拂ノコトニカ、ル、小御所へ各々伺公、予、高倉兩人召候、伺公、白

御服一ツ拜領也、忝事也、今度御學文講衆皆被下候由也、今日正親町三條予兩人也、予殊更

泰重等ニ御服ヲ賜フ

御談合

榮花物語御穿鑿

理申聞候、二人共満足之由被申候、及日暮退出也、晝之間倉橋代參候、

十八日、乙卯、晴、○中今日上ニハ、中院・阿野・右衛門佐等召之、榮物語御校合之由承及候、○下

略

廿三日、庚申、御番也、晴、庚申精進之由御觸、畏之由申畢、早朝伺公、學文講也、○下略、御庚申

カル、正月十七日ノ條ニ收ム、

廿六日、癸亥、晴、○中略、後陽成天皇聖忌ノコトニ、以後中院・阿野伺公也、榮花物語御穿鑿有

之也、終日聽聞仕候、二屏風・臺子拜領也、入夜退出也、

廿九日、丙子、晴、從早朝御學問講伺公仕候、終日侍御前、入夜退出也、○下略、倉橋泰吉和歌山

カル、十一月二十四日ノ條ニ收ム、

十二月五日、壬申、晴、御學文講也、從早朝伺公、終日榮花物語御穿有之也、予尙書點仕候、○下略

十一日、戊子、晴、御學文講也、早々伺公、今日御談合之事有之也、○二條兼忠右府・中院・阿野・予四人御前

侍、勅定之趣被仰聞、忝御事也、人々愚意共申上畢、於常御所三人共良子三枚ツ、拜領、○下略

廿三日、庚子、晴、○中略、御煤拂ノコトニカ、ル、小御所へ各々伺公、予、高倉兩人召候、伺公、白

御服一ツ拜領也、忝事也、今度御學文講衆皆被下候由也、今日正親町三條予兩人也、予殊更

泰重等ニ御服ヲ賜フ

御談合

榮花物語御穿鑿

下野鹽原ノ湯ヲ汲ミ寄セテ湯治ス

義宣江戸ヲ發ス
栗橋ニ泊ス

規模面目之至也、召御前、拜領也、正親町三條於御番所拜領也、予御番之故、初夜過召、伺公、御酒被下候、上様上申度由申、御笑罷成、三ツ食召也、

十二日、庚辰幕府、出羽久保田城主佐竹義宣ニ暇ヲ給シ、所領下野萱橋ニ於テ

疾ヲ治セシム、尋デ、義宣ニ、放鷹スルコトヲ許ス、

〔梅津政景日記〕十 十月十二日、一御すち氣ニ付、塩原○下野那須郡ノ湯御くみよせ、かや橋○萱橋下野那須郡にて

御入可有よし、嶋田次兵○和正へ殿を以、太炊殿○大下町へ内々御申候へり、公方様へ御披露、御暇罷出

付、湯くみ之、御馬添衆壹人、信大内藏助指南足輕壹人、塩原へ差越申候、桶たる四ツ、但二駄

分、一朝雨ふる、ひる曇ル、夜天氣吉、

十月十四日、○中略、一明日かや橋へ御出可有由候て、御鷹共江戸長左衛門・小野崎半九郎被指

添被遣候、但かすかへ迄、一御入湯くみ之塩原へ、今日も御走之者壹人、御足輕壹人遣申

候、一天氣よし、

十月十五日、一屋形様○佐竹義宣之り、くみ湯御湯治として、かや橋へ御出被成候、かすかへにて御ひ

る休、栗橋○下野那須郡之御一宿之由、一嶋田次兵へ殿へ被遣候御狀之御返事參候ニ付、御飛脚にて遣

被成由、信兵被申之付、九郎右衛門指南御小人申付遣申候、○海上下野那須郡一うなかみ○信太兵衛少輔はやくさ三ツ所